

日本国内プロゴルフトーナメントにおける  
新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(Ver.6)

ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議

ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議では、「日本国内プロゴルフトーナメントにおける新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」を改訂いたしました。

基本的対処方針では、イベントの開催は、①「緊急事態措置区域」、②「重点措置区域」、③緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除された「経過措置区域」(解除後約1か月間) ④「その他の都道府県」と4つに大別され、それぞれで制限や対策が定められております。加えて開催自治体からの要請がある場合には、その制限や対策に従うことが求められています。改訂された政府の基本的対処方針では「イベントの中止や延期」は求められておりません。

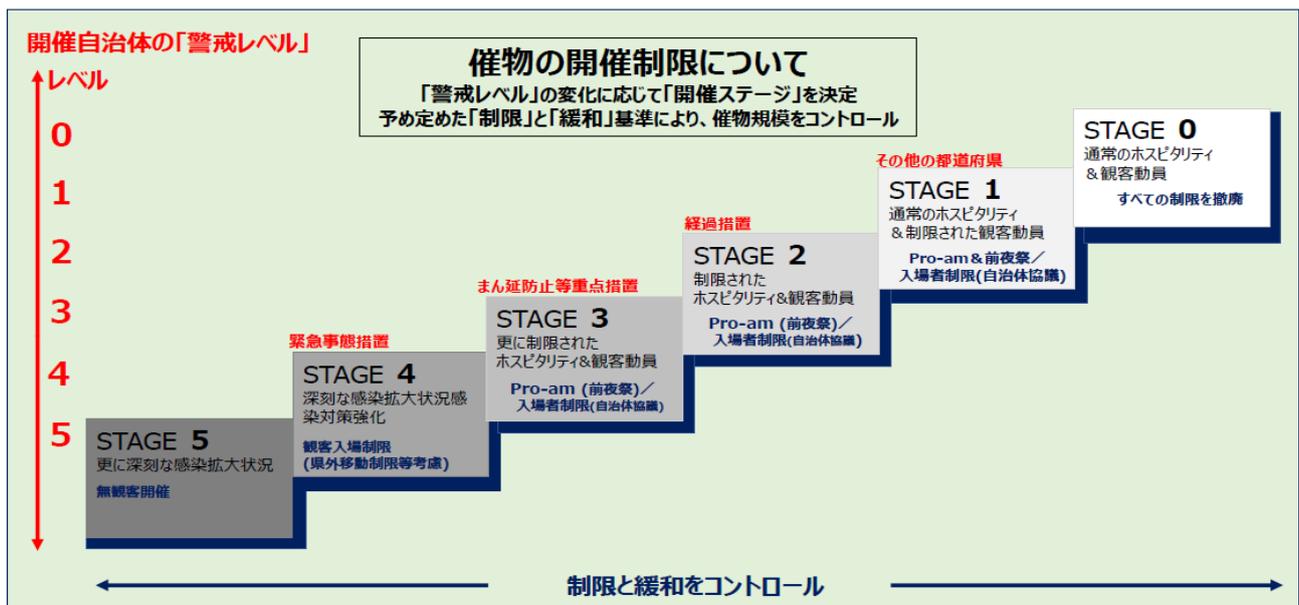
しかし、変異株による感染拡大は続いておりますので、マスク着用、手洗いや手指消毒、換気等は引き続き徹底していただき、開催地の感染拡大防止に努めながらイベントの開催をお願いいたします。

大会の計画や準備を進めるにあたり、本対策会議にて協議検討を重ね、「開催地の感染状況に応じた催物の制限と緩和に関する考え方」と「その数値や内容に関する基準」を本ガイドラインにてお示ししてゴルフトーナメントを計画通りに開催するための指針としてご活用いただくものであります。

また感染状況の変化、政府の対処方針の変更等により都度改訂するものとします。

\*本ガイドライン(Ver.5)2月18日改訂版からの変更部分には、下線をつけてお示ししています。

【開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準】 \*2021年開催基準\*



ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議にて作成

(P. 17 「開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」参照)

－目次－

|       |   |                |
|-------|---|----------------|
| P. 1  | ガイドライン改訂について                                |                |
|       | 【開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準】                     | * 2021 年開催基準 * |
| P. 4  | I. 基本方針                                     |                |
| P. 5  | II. <u>新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の基本情報</u>      | <u>NEW</u>     |
| P. 8  | III. <u>新型コロナウイルス感染症に関する用語の定義</u>           | <u>NEW</u>     |
| P. 11 | IV. <u>新型コロナウイルス感染症に対する基本的感染症対策</u>         | <u>NEW</u>     |
| P. 14 | V. トーナメントの開催基準                              |                |
| P. 14 | 1. 開催判断基準                                   |                |
| P. 14 | 2. 開催準備を始めるまえに（前提条件）                        |                |
| P. 15 | 3. <u>開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準(制限・緩和ステップ表)</u> | <u>NEW</u>     |
| P. 21 | 4. イベント開催等に係る基本的な感染防止策                      |                |
| P. 25 | 5. <u>飲食に関する基本的な感染防止策</u>                   | <u>NEW</u>     |
| P. 32 | 6. 医療体制に関して                                 |                |
| P. 32 | 7. <u>検査について／オンサイト検査導入</u>                  | <u>NEW</u>     |
| P. 34 | 8. <u>ワクチン接種者について</u>                       | <u>NEW</u>     |
| P. 34 | 9. 問診票による健康状態及び行動記録の確認について                  |                |
| P. 35 | 10. 感染リスク防止のための備品等の準備                       |                |
| P. 35 | 11. 選手及び関係者の宿泊(ホテル・旅館等)に関する注意               |                |
| P. 36 | 12. <u>家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の注意</u>        | <u>NEW</u>     |
| P. 37 | VI. 選手・大会関係者への対応                            |                |
| P. 37 | 1. ゴルフトーナメントに特徴的な感染リスク要因                    |                |
| P. 38 | 2. 選手・ゴルフ協会・開催ゴルフ場・大会主催者に求められる感染対策          |                |
| P. 38 | 3. ゴルフトーナメントへの出場に関する規則                      |                |
| P. 39 | VII. 有事対応（陽性・発熱等の諸症状・濃厚接触疑い）                |                |
| P. 39 | 1. 有事での心構え                                  |                |
| P. 39 | 2. 陽性判定への対応                                 |                |
| P. 39 | 3. 報告のフローについて                               |                |
| P. 40 | 4. 症状がある場合の相談や医療について                        |                |
| P. 41 | 5. 情報開示にあたって                                |                |
| P. 43 | 6. <u>濃厚接触者／暫定的な濃厚接触疑い者に関するゴルフ関連 5 団体基準</u> | <u>NEW</u>     |
| P. 44 | VIII. 催物(プロアマ・前夜祭・ホスピタリティ・ジュニアイベント等)実施制限の検討 |                |
| P. 44 | 1. プロアマ大会の実施について                            |                |
| P. 45 | 2. 前夜祭の開催について                               |                |
| P. 46 | 3. その他の催物について                               |                |
| P. 47 | IX. 関係者(ボランティア等)の登用、管理に関する検討                |                |
| P. 47 | 1. ボランティア募集について                             |                |
| P. 48 | 2. アルバイトの管理について                             |                |

- P. 48 3. その他の臨時来場者について
- P. 49 **X. 観客の入場を前提としたゴルフトーナメント開催について**
- P. 49 1. 観客動員について
- P. 51 2. ゴルフトーナメントの観客に生じる感染リスク P.37「VI-1」参照
- P. 51 3. ゴルフトーナメント運営管理上の基本事項
- P. 52 4. 入場制限対象者の設定
- P. 53 5. 観客の管理
- P. 54 6. 観客から、発症者／陽性感染者が発生した場合の対応
- P. 55 7. ゴルフトーナメント特有の対応について
- P. 57 **XI. イベント開催制限の段階的緩和の目安**  
(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)

#### 参考文献

- P. 68 東邦大学の炭山嘉伸理事長からのご提言
- P. 69 提言 日本野球機構・日本プロサッカーリーグにおける新型コロナウイルス感染症対策

#### 参考資料

- P. 70 【参考】FAQ (よくあるご質問)
- P. 72 【参考】来場されるお客様への案内 (文章サンプル)
- P. 74 【参考】入場券に関する案内 (文章サンプル)
- P. 76 【参考】感染予防措置 実施チェックリスト(イベント開催時の感染防止策)
- P. 78 【参考】感染予防措置 実施チェックリスト(飲食の感染防止策)
- P. 80 【サンプル】感染調査シート
- P. 81 【サンプル】濃厚接触調査シート
- P. 82 【サンプル】感染に関する発表について
- P. 83 【サンプル】発表項目チェックリスト
- P. 84 【サンプル】大会事前 問診票
- P. 86 【サンプル】大会期間中 問診票(A)当日健康チェック、前日～当日行動記録アンケート付
- P. 87 【サンプル】大会期間中 問診票(B)当日健康チェック
- P. 88 【サンプル】大会終了後 問診票
- P. 89 【参考】新型コロナウイルス感染症の全国的拡大に伴うマスク着用義務の強化 **NEW**
- P. 90 【参考】オンサイト検査導入について **NEW**
- P. 93 【検証】熱中症と新型コロナウイルス感染症の見分け方に関して **NEW**
- P. 100 「新しい生活様式」実践例
- P. 101 【参考】感染防止対策 啓蒙サイン(例)／「感染リスクが高まる5つの場面」
- P. 102 新型コロナウイルス感染症対策10箇条(案) **NEW**

日本国内プロゴルフトーナメントにおける  
新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン(Ver.6)

## I. 基本方針

「日本国内プロゴルフトーナメントにおける新型コロナウイルス感染症に関するガイドライン」は政府の「基本的対処方針」を遵守して、「ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議(公益財団法人日本ゴルフ協会/公益社団法人日本プロゴルフ協会/一般社団法人日本女子プロゴルフ協会/一般社団法人日本ゴルフツアー機構/一般社団法人日本ゴルフトーナメント振興協会)」にて編集され、医療アドバイザーの指導、スポーツ庁の確認を経て、内閣官房HPの「業種別ガイドライン一覧」に掲載をするものであります。

ゴルフトーナメントを開催するにあたり、主催者と大会を管轄するゴルフ協会は、政府及び自治体の方針を遵守し、開催地の自治体及び医療機関、企画運営する各社と連携して、“選手及び選手関係者を守る・すべての大会関係者を守る、招待者及び観客を守る、開催するゴルフトーナメントが感染クラスターになることを防ぐ”ことを念頭に、新型コロナウイルス感染症に対する対策・対応を考えていくことが重要であります。

ここに述べる感染症対策は、現段階で得られている知見や新型コロナウイルス感染症対策本部分科会の方針に沿っています。今後のエビデンスの蓄積や、流行状況の変化に応じて随時変更いたします。また地域によって流行状況が異なることから、都道府県単位で方針が異なりますので、開催地の自治体との連携を緊密に図って、試合を開催・継続することが前提であることを強調させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策は、**個人防衛、集団防衛、社会防衛**の3つの側面から考える必要があります。何よりも重要なのは、ゴルフトーナメント(ゴルフ競技全般を含む)に関わる選手・キャディ・コーチ・トレーナー・マネージャーを含む選手関係者、大会事務局・メディア・放送局・開催ゴルフ場関係者・プロサービスメーカー、並びにすべての大会運営関係者が、**発熱・咳・咽頭痛・だるさ、倦怠感などの多様な風邪の症状に加え、味覚・嗅覚障害や、息苦しさ・呼吸困難・胸痛・濃性痰などの肺炎症状**(以下これらをまとめて「諸症状」という)を認めたら休む勇気を持つこと。招待客も観客も同様に、諸症状を認めた場合にはゴルフトーナメント会場に行かないという文化を醸成することが必要です。

従って、大会を継続する、ツアーを継続するためには、ゴルフトーナメントに関わるすべての者が、症状の有無にかかわらず日ごろから感染予防に努め、「絶対に濃厚接触者にならない、作らない、会場に入れない」ようにすることが重要となります。

このような個人防衛に加え、大会と地域が連携した防衛と対策により、絶対にクラスターを発生させないこと。大会に携わるすべての者が協力し“日本のスポーツ文化を守る”ことが、最も重要な目標と考えます。

## II. 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の基本情報

|  |  |
|--|--|
| <p>新型コロナウイルス感染症<br/>(COVID-19)の病原体</p> | <p>「新型コロナウイルス (SARS-CoV2)」はコロナウイルスのひとつです。<br/>         コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスが含まれます。</p> <p>ウイルスにはいくつかの種類があり、コロナウイルスは遺伝情報としてRNAをもつRNAウイルスの一種(一本鎖RNAウイルス)で、粒子の一番外側に「エンベロープ」という脂質からできた二重の膜を持っています。自己増殖はできませんが、粘膜などの細胞に付着して、細胞内に入り込んで増えることができます。</p> <p>ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけとされています。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつとされています。</p> <p>手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効です。更に石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができます。</p> |
| <p>感染経路</p>                            | <p><b>(1)飛沫感染：咳・くしゃみ、おしゃべりによる感染</b></p> <p>感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染。ウイルスが含まれる「飛沫」は咳やくしゃみのみならずおしゃべりによっても排出される。①多数の人が多く集まる環境、②近距離での会話、③換気の悪い密閉空間、といった3条件が重なる状況では、特に感染するリスクが高くなる。</p> <p><b>(2)接触感染：手で触れることによる感染</b></p> <p>感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻や眼を触ることにより粘膜から感染。咳やくしゃみ、おしゃべりで環境に排出されたウイルスは、テーブルなど環境表面に付着し、一定期間生存している。汚染した環境に触れた手指などを介して、ウイルスが粘膜(口、鼻、眼など)から侵入することにより感染が成立する。物の表面についたウイルスは時間がたてば壊れてしまうが、物の種類</p>   |

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | <p>によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われている。</p> <p>*WHO（世界保健機関）は、新型コロナウイルスについて、これまで接触感染や飛沫感染などを主な感染経路としてきましたが、さらに空気感染の可能性が否定できないとの見方を示しました。（2020年7月8日）</p> <p>また感染経路不明な感染者も多くなっていることから、更に厳密なマスク着用や手指衛生など、後述する感染防止策が重要になります。</p>   |
| <p>潜伏期・感染可能期間</p> | <p>一般的に、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合は、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなると考えられています。</p> <p>しかし、新型コロナウイルスでは、発症の2日前から発症後7～10日間程度他の人に感染させる可能性があると言われています。特に、発症の直前・直後でウイルス排出量が高くなるため、無症状病原体保有者（症状はないが検査が陽性だった者）からも、感染する可能性があります。</p> <p>新型コロナウイルスに感染した方が、他の人に感染させる事例は、全体の2割以下と考えられますが、マスク無しの会話や3密（密閉・密集・密接）が感染拡大リスクとなっています。</p> <p>体調が悪いときは不要・不急の外出を控えることや、人と接するときには正しくマスクを着用すること、普段会わない人とは会わないことなど、新型コロナウイルスに感染していた場合に多くの人に感染させることのないよう行動することが大切です。</p> <p>※十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行ってください。（参考：厚生労働省 HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」）</p> <p>※ マスクの着用により、感染者と接する人のウイルス吸入量が減少することがわかっています。</p> |
| <p>変異株について</p>    | <p>ウイルスが増殖する際、ウイルスの遺伝情報（新型コロナウイルスの場合はRNA）が書き換わることがあり、これを変異といいます。変異とは、生物やウイルスの遺伝子情報が変化することです。</p> <p>一般的に、ウイルスは流行していく中で少しずつ変異をおこしていきます。この変異したウイルスが変異株です。ウイルスを構成するタンパク質の遺伝情報の変異が起こるとウイルスの性質が変化することがあります。感染の広がりやすさ（伝播性）や、引き起こされる病気の重さ（病毒性）が変わることもあれば、ワクチンや薬が効きにくくなる（免疫逃避や耐性獲得）こともあります。</p> <p>新型コロナウイルスについても、約2週間に1箇所程度の速度で変異していると考えられています。</p>   |

|                      |   |
|----------------------|---|
|                      | <p><u>変異株は、従来株よりも感染しやすい可能性があります(英国で最初に検出された変異株は、実効再生産数の期待値が従来株の 1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の 1.4 倍(40-64 歳では 1.66 倍)と推定)。</u></p> <p><u>変異株は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されています。</u></p>   |
| <u>変異株への個人の感染予防策</u> | <u>個人の基本的な感染予防策は、変異株であっても、3密(密集・密接・密閉)や特に「感染リスクの高まる5つの場面」の回避、マスクの着用、手洗いなどが、これまでと同様に有効です。</u>  |
| 年代と症状                | <p>(1) 感染者のうち、8割は軽症又は無症状のまま治癒する。2割で肺炎症状が増悪し、人工呼吸器管理などが必要になるのは5%程度とされている</p> <p>(2) 若年層では重症化割合が低く、65歳以上の高齢者や慢性呼吸器疾患、糖尿病、肥満などを有する者で重症化のリスクが高いことが判明している。</p>   |
| 感染を促進する3要因           | <p>(1) 多くの方が集まる状況での濃厚接触(手が届く範囲での交流)</p> <p>(2) 近距離での咳・くしゃみ、おしゃべり、発声</p> <p>(3) 換気の悪い密閉空間</p>  |
| 感染リスクが高まる環境・状況       | <p>特に換気の悪い「密閉」された空間で多くの方が発声を伴う行動(歌唱や会話等)を、対面を含む「密接」した状況で行い、一定期間の接触がある場合(密集)、2次感染が発生する可能性が高くなることが知られる。</p> <p>繁華街の接待を伴う飲食店等これまでにクラスターの発生している施設等への外出を自粛する。</p>  |
| <u>対面時の接触回避</u>      | <p><u>・人と人が対面する場所での、身体的距離の確保またはアクリル板・透明ビニールカーテンによる遮蔽。</u></p> <p><u>・電子マネー等非接触決済の導入奨励、支払時のコイントレイの使用。</u></p> <p><u>・店員・従業員と客が対面する場合、三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、マスク着用を留意すること。</u></p> <p><u>・会議を実施する場合、三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、マスク着用を留意すること。</u></p> <p><u>・オフィスにおけるペーパーレス化、デジタル化を推進すること。</u></p> |

(出典)「提言 日本野球機構・日本プロサッカーリーグにおける新型コロナウイルス感染症対策」2020年5月22日

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要項」国立感染症研究所感染症疫学センター2020年4月20日

「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」厚生労働省

### Ⅲ. 新型コロナウイルス感染症に関する用語の定義

|   |  |
|---|--|
| 患者(確定例)                                     | <p>「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。</p> <p>※本ガイドラインでは「陽性感染者」とする。</p>   |
| 無症状病原体保有者                                   | <p>「臨床的特徴を呈していないが、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。</p>  |
| 疑似症患者                                       | <p>「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断された者」を指す。</p> <p>※本ガイドラインでは、検温による発熱、問診により「諸症状」が認められたものを「疑い症例」とする。</p>  |
| <p>感染症を疑う症状</p> <p>※本ガイドラインにおける「諸症状」の定義</p> | <p>&lt;感染に関連する体調異常例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪寒、発熱、咳、鼻汁、鼻閉、頭痛、咽頭痛などの風邪の症状の有無</li> <li>・全身の倦怠感、関節・筋肉痛、食欲不振、下痢などの有無</li> <li>・味覚嗅覚障害の有無</li> <li>・嘔気、嘔吐等の有無</li> <li>・呼吸困難、胸痛、濃性痰等の肺炎を疑う症状の有無</li> </ul> <p>※基礎疾患（心臓・腎臓・糖尿）をもつ、高齢者は重症化する可能性が高いことも周知する。</p>  |
| 患者(確定例)の感染可能期間                              | <p>発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。</p>  |
| 無症状病原体保有者の感染可能期間                            | <p>陽性確定に係る検体採取日の2日前から入院、自宅や施設等での待機開始までの間とする。</p>   |
| 濃厚接触者                                       | <p>「患者(確定例)」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者</li> <li>・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者</li> <li>・患者(特例例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者</li> <li>・その他：手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周囲の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)</li> </ul> |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 患者クラスター(集団)     | <p>連続的に集団発生を起こし(感染連鎖の継続)、大規模な集団発生(メガクラスター)につながりかねないと考えられる患者集団を指す。</p> <p>これまで国内では、全ての感染者が2次感染者を生み出しているわけではなく全患者の約10~20%が2次感染者の発生に寄与しているとの知見より、この集団の迅速な検出、的確な対応が感染拡大防止の上で鍵となる。</p>   |
| <u>退院に関する基準</u> | <p><u>国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日~10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきました。</u></p> <p><u>そのため、以下の通り、入院や療養生活が始まってから、こうした期間が経過したかどうかと、各種検査の結果を総合判断して、元の生活への復帰が判断されることになります。</u></p> <p><u>厚生労働省では、退院や療養生活を終了する際の判断基準を、以下のとおりまとめています。これまでの国内外の研究結果等を踏まえながら、随時最適な基準を定めてまいります。(直近では令和3年2月25日に基準を変更いたしました。)</u></p> <p><b><u>&lt;医療機関に入院した場合の退院基準&gt;</u></b></p> <p><b><u>【有症状者の場合】</u></b></p> <p><u>(1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合</u></p> <p><u>1. 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</u></p> <p><u>2. 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査(以下「核酸増幅法等」という。)の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</u></p> <p><u>(2) 人工呼吸器等による治療を行った場合</u></p> <p><u>3. 発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</u></p> <p><u>4. 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</u></p> <p><u>※ ただし、3. の場合は、発症日から20日間経過するまでは退院後も適切な感染予防策を講じるものとする。</u></p> <p><b><u>【無症状病原体保有者の場合】</u></b></p> <p><u>5. 発症日から10日間経過した場合</u></p> <p><u>6. 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行</u></p> |

|                            |   |
|----------------------------|---|
|                            | <p><u>い、陰性が確認された場合</u></p> <p>※ <u>発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。</u></p> <p>※ <u>症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。</u></p> <p>※ <u>人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）管理による治療とする。</u></p> <p>—</p> <p><u>&lt;自宅や宿泊施設での療養の場合の解除基準&gt;</u></p> <p><u>重症化のリスク要因（高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有さない場合に、医師の判断により、宿泊施設での療養や自宅療養とされた場合も、医療機関に入院した場合と同様の基準で療養の終了が可能です。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <p><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて</u><br/><u>(一部改正)</u></p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000745527.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000745527.pdf</a></p> <p>第 24 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000741775.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000741775.pdf</a><br/><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000741776.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000741776.pdf</a></p> <p>*厚生労働省ホームページ <u>新型コロナウイルスに関する Q&amp;A(一般向け)</u><br/><u>「陽性になって入院や療養をした場合、どうなったら元の生活に戻れますか。」</u><br/><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q5-4">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q5-4</a></p> |
| <p><u>熱中症との見分けについて</u></p> | <p><u>新型コロナウイルス感染症と熱中症、どちらも体温上昇や息苦しさ、倦怠感があるため、新型コロナウイルスと熱中症の初期症状は見分けが難しいと言われています。 *93~99 ページに「熱中症」に関してまとめています。</u></p>  |

(出典)「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要項」国立感染症研究所感染症疫学センター2020年4月20日

「新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改訂)厚生労働省健康局 2020年6月12日

●新型コロナウイルスに関して、詳しく知りたい場合以下を参照してください。

厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般向け)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

#### IV. 新型コロナウイルス感染症に対する基本的感染症対策

##### 【原則】 ～試合を継続し、ツアーを継続するために～

1. ゴルフトーナメントに関係するすべての者とその家族や帯同者等が、発熱・咳・倦怠感等の症状を認めた場合には休む勇気と、休める体制を構築すること。
2. 招待者も観客も、発熱・咳・倦怠感等の該当する諸症状を認めた場合には、トーナメント会場に行かないという文化を醸成すること。
3. 新型コロナウイルスは、いつ誰が感染しても不思議ではない病気です。陽性判定や、発熱等の諸症状がある場合等の有事の際には、それぞれが求められる対処を着実、迅速かつ誠実に実行します。その先に広げないこと、広がる要因を明確にし、対策を実行し、試合を継続していきます。(参照：39 ページ VII-1「有事の心構え」)
4. 症状の有無にかかわらず日ごろから感染予防に努め、絶対に濃厚接触者とならないようにする。保健所によって、感染者の濃厚接触者と判定された場合、14 日間の自主隔離を要請される。検査で陰性が確認されても、自主隔離期間は短縮されません。(大会全体、該当者の属性の中に多くの濃厚接触者が出ると、活動全体が14日間停止することになります)  
「絶対に、濃厚接触者にならない。作らない。会場に入れない」ことが重要です。  
ゴルフ団体及び主催者は、保健所の判断に時間を要するようであれば、判断を待たずに疑いのある者の検査等を速やかに行うことも検討する(参照：43 ページ暫定的な濃厚接触者の追跡)
5. 大会期間中に5人程度、接触履歴などから明らかな感染が生じた場合、クラスター認定を受けることがあります。大会に関係した企業・職員、同じ属性や環境にいたものは、3週間程度業務停止を求められることがあります。  
「感染の連鎖を招かないように、感染リスクに留意した準備と対策」が重要です。
6. 会場以外の生活においては、感染リスクが高まる「5つの場面」や接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路などに注意し、感染リスクの高い場面や場所の回避、または合わせた感染防止策の実践するように全員が努めること。(参照：101 ページ 感染リスクが高まる「5つの場面」)

##### 【基本的感染症対策】

「個人防衛」「集団防衛」「社会防衛」を組合せて対応、対策を行います。

以下の対応を取ることが新型コロナウイルス感染症の伝播を防ぐ上での基本になります。

|      |  |
|------|--|
| 個人防衛 | <p>(1) マスクの着用<br/>外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用すること。</p> <p>(2) 大声を出さないことの担保<br/>大声を出す者がいた場合、互いに注意をし合うこと。<br/>マスクを着用するなら隣席者との会話程度は可とする。</p> <p>(3) 手洗い・手指衛生の励行<br/>・消毒用アルコール剤による手指衛生の励行が原則です。ただし、選手によっては、アルコールによりマメなど指先の状態に影響が大きいと判断される場合には、流水と</p> |
|------|--|

|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <p>石鹸による手洗いでも十分な予防効果が期待できません（手指消毒、手洗いのやり方は管轄するゴルフ協会、大会関係各社で指導）</p> <p>化粧室を利用する前、日焼け止め及び化粧等、顔に触れる前に手指消毒をする。</p> <p><b>(4)安全な移動及び行動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要不急の移動・行動は避ける</li> <li>・遠征先での外出・外食など不特定多数との接触の機会は避ける</li> <li>・バスなどでの移動時の換気、空間遮断による濃厚接触の回避</li> <li>・移動中もマスクを常時着用し、出発ならびに到着時に手指衛生を行う</li> <li>・公共交通機関の使用や飲食店等を利用する際には混みあう時間帯を避ける</li> <li>・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにすること。</li> <li>・地域の感染状況に注意すること。</li> </ul> <p><b>(5)「3密（密集・密接・密閉）」を回避すること。</b></p> <p>不特定多数の人が集まる場所（特に換気の悪い場所）、体が触れ合う状況において感染のリスクが高まります。</p> <p><b>(6)口・鼻・眼に不用意に触れないこと。</b></p> <p>手についたウイルスが粘膜を通して感染を起こします。</p> <p><b>(7)規則正しい生活とバランスの取れた食事をとること。</b></p> <p>感染対策、全ての健康の基本となります。</p> <p><b>(8) 身体的距離の確保</b></p> <p>人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空けること。</p> <p><u>列にマークをつける等、身体的距離を確保した整列等の管理を行う。</u></p> <p><b>(9)毎朝、体温を測定し、健康チェックを行う。</b>発熱又は風邪の症状がある場合は自宅、滞在するホテル等で待機すること。（集団感染を防ぎ大会を守る）</p> |
| <p><b>集団防衛</b></p> | <p>(1) 選手・選手関係者及びすべての大会関係者が規則を遵守すること。</p> <p>虚偽のない報告、自主隔離等で、感染拡大を防ぐ</p> <p>(2) 来場するすべての関係者の名簿を管理する。</p> <p>(3) 発熱及び諸症状がある場合は、会場に行かない、休みやすい環境と体制を整える。</p> <p>(4) 濃厚接触者をつくらない、ならないこと。また自らが感染しないように対策する。</p> <p>(5) 毎日の健康チェックと行動記録（セルフチェック）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体温測定： 起床直後・就寝前など決まった時間での体温記録</li> <li>・健康チェック： 発熱、咳、咽頭痛、だるさ、倦怠感、食欲低下の有無、味覚嗅覚障害、呼吸困難、睡眠時間など</li> <li>・行動記録： 食事や出向いた場所・同行者などの記録をメモしておくが良い</li> </ul>   |
| <p><b>社会防衛</b></p> | <p>(1) 政府「基本的対処方針」の遵守、開催地自粛要請及び諸対策の遵守</p> <p>(2) 開催自治体、所轄保健所、医療機関、検査機関との連携</p> <p>(3) 「ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議」全体での情報共有体制</p> <p>体調不良者に関する情報共有による危機察知体制の構築</p>  |

## ●受診・相談センター（帰国者・接触者センター）

冬には、季節性インフルエンザ等、発熱や咳を起こす感染症が流行しやすくなります。こうした感染症と新型コロナウイルス感染症の症状は非常に似ていますし、同時に二つ以上のウイルスに感染する場合があります。

夏には、熱中症による頭痛や発熱、倦怠感といった症状は新型コロナウイルス感染症の症状にも当てはまります。疑わしい症状がある場合にも、決して自分で判断せず、管轄するゴルフ協会・所属会社・業務受注元に対する報告の上で、以下の通りに対応してください。（熱中症に関する検証 93～99 ページ）

各自治体においても、これらの感染症が増加した場合に備え、診療・検査体制の整備を行っています。発熱等の症状のある方は、まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接、電話相談し、医療機関を受診してください。診察をした医師によって、感染が疑われると判断された場合には、新型コロナウイルス感染症の検査を受けることができます。

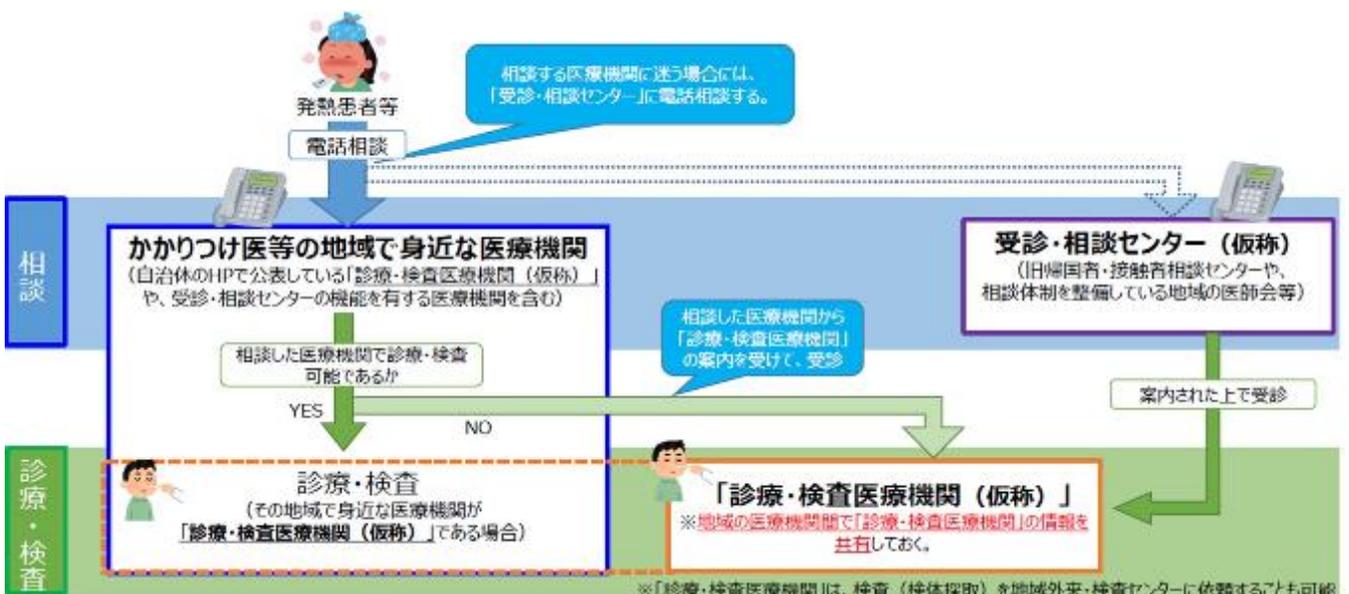
また、相談する医療機関に迷う場合には、「受診・相談センター」に電話相談してください。（※）地域により、相談機関の名称や受付方法が異なりますので、お住いの自治体の情報をご確認ください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
※高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））などがある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

相談の結果、感染が疑われると判断された場合には、帰国者・接触者外来や地域外来検査センターを紹介され、そこで検査を受けることになります。

### 【検査のフロー】



- 各都道府県が公表している、相談・医療に関する情報や受診・相談センターの連絡先のまとめ  
(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

**注釈：**本ガイドラインでは、トーナメント（ツアー競技）開催を前提とした感染症対策について記しています。非興行型のアマチュア向けの競技会やプロフェッショナルも参加する予選会など、非興行型で比較的小規模の競技会などに適用する対策について、（公財）日本ゴルフ協会にてまとめられています。身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いの徹底など8項目の基本的感染症対策を改めて示すとともに、感染予防対策、選手や関係者に感染が疑われる方が出た場合の対応、ゴルフ競技会における開催の基本方針を掲載しています。準ツアー競技、予選会、資格認定テスト等開催時の参考にご参照ください。

**【日本国内の小規模ゴルフイベント（非興行型のアマチュアイベントやプロも参加する予選会を含む）における新型コロナウイルス感染症に対する具体的な運用事例について】**

[http://www.jga.or.jp/jga/html/jga\\_data/02KYOUGI\\_NEWS/2020\\_KYOUGI/ama\\_covid19\\_unyorejirei.pdf](http://www.jga.or.jp/jga/html/jga_data/02KYOUGI_NEWS/2020_KYOUGI/ama_covid19_unyorejirei.pdf)

（公財）日本ゴルフ協会 2020年5月29日

## V. トーナメントの開催基準

### 1. 開催判断基準

- ① 政府及び自治体の見解
- ② 大会開催地自治体の状況
- ③ 選手の状況及び動向
- ④ 他のスポーツの動向
- ⑤ ツアー全体の状況

### 2. 開催準備を始めるまえに（前提条件）

主催者とゴルフ協会の意思統一が取れていることを前提に、以下を整えることが重要となります。

- ① 開催県知事や開催市町村長等の自治体の承認がしっかりと取れていること。
- ② 開催期間中、医療従事者（医師や看護師）のスタンバイまたは、近隣の病院との連携が出来ていること。
- ③ 本ガイドラインに基づき、万全の予防対策、選手、キャディ、関係者及び観客を含むすべての入場者の健康チェックを行うこと。

### 3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準

開催地(都道府県)の警戒レベル(感染状況)のイベント制限に準じた「大会開催STAGE」を策定し、開催時の警戒レベルの変動に応じて、人数制限及び対応緩和レベル等を変更することを推奨しております。警戒レベルによる段階的な基準をもつことで、計画時と開催時の警戒レベルの変更に順応することを目的としています。

- ①国の警戒レベル、開催自治体の警戒レベルに応じた「大会の開催レベル (STAGE)」を策定。
- ②開催地域の警戒レベル(感染拡大状況)の変化に応じ「大会規模及び催物内容」の変更を、計画通りに、かつ事前案内の通りに遂行することができる。
- ③制限する人数及び制限は開催自治体方針(基準)に準じてください。

#### 【自治体及び保健所等の連携について】

国及び自治体では、「全国的又は大規模イベント(1,000以上)の開催に関する事前相談」を主催者に求めています。自治体のホームページ(イベント開催制限等について)に、所定の申請用紙がありますので、指定書式にて相談(申請)をお願いいたします。  
後援・協力依頼をしている場合には、後援等の依頼と合わせて提出をお願いいたします。

#### 【事前相談等のフォーマット】

- 「催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等について」  
(令和3年6月30日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡)

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_20210630.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20210630.pdf)

保健所との連携につきましては、自治体に相談した結果(指導内容・注意内容等)をふまえた計画書やマニュアルを共有しておくことを推奨いたします。

(注意：保健所は、「イベントに関する指導」をする機関ではありません。イベント開催を報告しておくことが重要、その際に医療の状況や注意事項等があれば、その内容をイベント開催に活かすことが重要です。)

#### ●開催制限人数について

- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」  
(令和3年8月17日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡)

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20210817.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210817.pdf)

注意) 新しく制限及び緩和基準が変更された場合には、常に最新の情報をご活用ください。  
文部科学省 HP → スポーツ関係者の皆様へ 等、最新情報を確認してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00019.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00019.html)

【政府方針】 6月17日以降（目安9月12日まで）

感染状況に応じたイベント開催制限等について（6/17～の取扱い）

【別紙1】

|                                  | 収容率※4                                   | 人数上限※4  | 営業時間短縮  |
|----------------------------------|---|---|---------|
| 緊急事態措置区域                         | 50%                                     | 5,000人  | 21時まで   |
| まん延防止等重点措置                       | 大声なし※1<br>100%以内<br><br>大声あり※2<br>50%以内 | （まん延防止等重点措置の都道府県）<br>5,000人   | 都道府県の判断 |
| 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の経過措置（約1か月） |   | 5,000人<br>又は<br>収容定員50%以内（≦10,000人）<br>のいずれか大きい方<br><br><small>注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人<br/>→実証時20,000人に緩和。</small> |         |
| その他都道府県※3                        |   | 5,000人<br>又は<br>収容定員50%以内<br>のいずれか大きい方  |         |

- ※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。
- ※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等、異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限定。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。
- ※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働かせる（人数上限なし）。
- ※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

【前提①】

緊急事態宣言発出中であっても、緊急事態宣言の要請内容にイベント開催の中止もしくは自粛が含まれていない場合は、競技会主催者は競技会の開催を検討してもよい。開催にあたっては、開催地の自治体等と感染防止に関する諸事項について十分に協議した上で、政府や開催地の自治体等から示された条件等を踏まえ、感染リスクをできる限り軽減させる策を講じること。

【前提②】

人数の制限等においては、観客のみとする場合、関係者も含む場合等、自治体により異なりますので必ず確認の上で、設定及び管理をお願いいたします。

\*本ガイドラインでは、「観客及び招待者」が、制限人数に含まれるものと考えています。

\*大会に関係する企業及び関係者は、大会を運営する側(感染対策を管理・監督する側)として制限人数には含まないと考えています。

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」  
(令和3年8月17日付)

P57「XI. イベント開催制限の段階的緩和の目安」にて、紹介していますので合わせてご参照ください。

【開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準】 \* 2021 年開催基準 \*

| 警戒レベル(政府)  | ステージⅣ   |  | ステージⅢ   |  | ステージⅡ・Ⅰ  | すべての制限解除                        |
|--|---|--|---|--|--|---------------------------------|
|  | 緊急事態宣言<br>特定都道府県<br>(令和3年4月25日～5月17日<br>レベルのイベント開催制限)   | 緊急事態宣言区域<br>/ 特定都道府県<br>(令和3年1月7日～3月21日、<br>5月12日～9月12日<br>レベルのイベント開催制限) | まん延防止等<br>重点措置区域  | 経過措置<br>(緊急事態宣言及び<br>まん延防止等重点措置<br>終了後 約1か月間)  | その他の<br>都道府県<br>*GOTOキャンペーン<br>再開検討レベル   |                                 |
| 開催可否/制限/緩和   | ▲<br>無観客開催  |  | ◎ (21年6月17日発令)<br>人数上限:<br>5000人<br>収容率:<br>座席有り<br>①大声・声援なし 100%<br>②大声・声援あり 50%<br>*異なるグループは1席<br>間隔を空ける。<br>人の距離:<br>①大声・声援なし<br>適度な間隔<br>(触れない程度)<br>②大声・声援あり<br>十分な距離 (1m) | ◎ (21年6月17日発令)<br>人数上限:<br>「5000人又は収容定員の<br>50%のいずれか大きい方」、<br>又は「10000人」のいずれか<br>小さい方<br>収容率:<br>座席有り<br>①大声・声援なし 100%<br>②大声・声援あり 50%<br>*異なるグループは1席<br>間隔を空ける。<br>人の距離:<br>①大声・声援なし<br>適度な間隔<br>(触れない程度)<br>②大声・声援あり<br>十分な距離 (1m) | ◎ (20年11月12日発令)<br>人数上限:<br>「5000人又は収容定員の<br>50%のいずれか大きい方」<br>①収容人数: 10000人超<br>⇒ 収容人数の50%<br>②収容人数: 10000人以下<br>⇒ 5,000人<br>収容率:<br>座席有り<br>①大声・声援なし 100%<br>②大声・声援あり 50%<br>人の距離:<br>①大声・声援なし<br>適度な間隔<br>②大声・声援あり<br>十分な距離 (1m) | ◎<br>通常開催                       |
| 警戒レベル(都道府県)  | 都道府県により、警戒レベル(段階の数) が異なりますので、各大会の開催基準(STAGE)を決定してください<br>【原則】主催者・管轄ゴルフ協会・開催自治体が確認・承認すること<br>【目的】①制限解除となれば100%計画通りに開催する。②感染状況が悪化した場合に迅速に対応できる仕組みを作る<br>【詳細】P.39「X. 観客の入場を前提としたゴルフトーナメント開催について」参照                                       |  |   |  |  |                                 |
| (4段階設定の自治体)  | 警戒レベル4  | 警戒レベル3   | 警戒レベル3～2  | 警戒レベル2～1   | すべての制限解除   |                                 |
| (5段階以上設定の自治体)  | 警戒レベル5以上  | 警戒レベル4   | 警戒レベル3  | 警戒レベル3～2   | 警戒レベル2～1   | すべての制限解除                        |
| (状況)   |   | 感染爆発・医療崩壊の<br>リスクが高い状態   | 感染が拡大している状態   | 感染が概ね抑制<br>できている状態   | 感染が抑制できている状態   | ①終息<br>②ワクチン等による収束<br>③感染症レベル変更 |
| (イベント制限の考え方)   | 政府 基本的対処方針に<br>基づくイベント制限  | 都道府県独自の<br>イベント制限自粛要請あり  | 自粛要請は実施しない<br>(基本対策の更なる強化)  | 自粛要請は実施しない<br>(基本対策の強化)  | 自粛要請は実施しない<br>(基本対策の周知徹底)  | 規制・要請なし                         |
| 開催地(都道府県)の警戒レベル(感染状況)に準じて「開催STAGE」を決定する。開催時の警戒レベルの変動に応じて、制限及び緩和のレベルも変更してください。<br>自治体ごとに入場制限や飲食に関する指導等が異なりますので、自治体並びに管轄ゴルフ協会と「大会基準」を定めて開催してください。(自治体の制限数値を優先) |   |  |   |  |  |                                 |
| 大会開催STAGE  | STAGE 5<br>更に深刻な感染拡大状況<br>無観客開催   | STAGE 4<br>深刻な感染拡大状況<br>感染防止対策の強化  | STAGE 3<br>更に制限された<br>ホスピタリティ&観客動員  | STAGE 2<br>制限された<br>ホスピタリティ&観客動員   | STAGE 1<br>通常のホスピタリティ<br>&制限された観客動員  | STAGE 0<br>通常の<br>ホスピタリティ&観客動員  |
| 【開催可否/制限/緩和】<br>*中止・延期要請はありません   | ▲<br>無観客開催  | ○<br>観客入場制限<br>(県外移動制限等考慮)   | ○<br>観客入場制限<br>(開催自治体と相談)   |  | ◎<br>通常開催  |                                 |
| 【制限・対策検討目安】  | 以下は、ガイドラインで示す基本対策の実施を前提として、推奨する基本的な考え方になります。<br>換気能力による増減、自治体や保健所からの指導があれば変更してください。* 飲食・喫煙等、マスクをはずす場合は要注意です。<br>ギャラリー送迎バスの乗車率を高めるためには、「基本的な感染防止策に加えてマスク着用・発声制限・換気」、ギャラリースタンドの利用率を高めるためには、「基本的な感染防止策に加えてマスク着用(飲食禁止)・声援無し」などの工夫をお願いします。 |  |   |  |  |                                 |
| 人と人の距離(移動「少」)<br>*マスク着用・発声制限・換気  | 十分な距離(1m)   | 十分な距離(1m)  | 適度な距離<br>(接触しない程度の距離)   | 適度な距離<br>(接触しない程度の距離)  |  |                                 |
| 人と人の距離(移動「多」)<br>*マスク着用・発声制限・換気  | 十分な距離(1~2m)<br>人数制限・導線・時差利用   | 十分な距離(1~2m)<br>人数制限・導線・時差利用  | 十分な距離(1m)   | 適度な距離<br>(接触しない程度の距離)  | 適度な距離<br>(接触しない程度の距離)  |                                 |
| 屋内(マスク着用・発声「無」)<br>*クラブハウス等  | 100%<br>(遮蔽/導線等の条件次第)   | 100%<br>(遮蔽/導線等の条件次第)  | 通常(100%)  | 通常(100%)   | 通常(100%)   | 通常(100%)                        |
| 屋内(マスク着用・発声「少」)<br>*関係者諸室/ロッカールーム・浴室等  | 距離確保又は同一方向<br>半数目安の人数制限   | 距離確保又は同一方向<br>半数目安の人数制限  | 100%<br>(遮蔽/導線等の条件次第)   | 通常(100%)   | 通常(100%)   | 通常(100%)                        |
| 屋内(マスク着用・発声「多」)<br>*インタービュー/ボランティア本部等  | 要注意<br>更に対策強化・人数制限  | 距離確保又は同一方向<br>半数目安の人数制限  | 距離確保又は同一方向<br>半数目安の人数制限   | 100%<br>(遮蔽/導線等の条件次第)  | 通常(100%)   | 通常(100%)                        |
| 屋内(マスク非着用・飲食)<br>*レストラン/喫茶エリア/関係者食堂  | 要注意<br>更に対策強化・人数制限  | 要注意<br>更に対策強化・人数制限   | 距離確保又は同一方向<br>半数目安の人数制限   | 距離確保又は同一方向<br>半数目安の人数制限  | 100%<br>(遮蔽/導線等の条件次第)  | 通常(100%)                        |
| 屋外(マスク着用・発声「無」)<br>*観戦ベース  |   | 100%<br>(遮蔽/導線等の条件次第)  | 通常(100%)  | 通常(100%)   | 通常(100%)   | 通常(100%)                        |
| 屋外(マスク着用・発声「少」)<br>*観戦ベース(声援)  |   | 距離確保又は同一方向<br>半数目安の人数制限  | 100%<br>(遮蔽/導線等の条件次第)   | 通常(100%)   | 通常(100%)   | 通常(100%)                        |
| 屋外(マスク着用・発声「多」)<br>*レッスン会/物販/オーガニゼーション等  |   | 距離確保又は同一方向<br>半数目安の人数制限  | 距離確保又は同一方向<br>半数目安の人数制限   | 100%<br>(遮蔽/導線等の条件次第)  | 通常(100%)   | 通常(100%)                        |
| 屋外(マスク非着用・飲食)<br>*ギャラリーラウンジ/セッション  |   | 要注意<br>更に対策強化・人数制限   | 距離確保又は同一方向<br>半数目安の人数制限   | 距離確保又は同一方向<br>半数目安の人数制限  | 100%<br>(遮蔽/導線等の条件次第)  | 通常(100%)                        |
| *注意事項 (すべて共通)  | 悪天候による中断時など、収容率を超える場合には、「マスク着用・会話の禁止・人の向き・換気」など対策強化をお願いします。   |  |   |  |  |                                 |

| 警戒レベル(国)                        | 緊急事態宣言<br>特定都道府県<br>(令和3年4月25日/5月11日<br>レベルのイベント開催制限) | 緊急事態宣言区域<br>/特定都道府県<br>(令和3年1月7日~3月21日、<br>5月12日~9月12日<br>レベルのイベント開催制限) | まん延防止等<br>重点措置区域                       | 経過措置<br>(緊急事態宣言及び<br>まん延防止等重点措置<br>終了後 約1か月間) | その他の<br>都道府県<br>*GOTOキャンペーン<br>再開検討レベル  | すべての制限解除                                  |
|---------------------------------|---|---|--|---|---|---|
| 大会開催STAGE                       | STAGE 5<br>更に深刻な感染拡大状況<br>無観客開催                       | STAGE 4<br>深刻な感染拡大状況<br>感染防止対策の強化                                       | STAGE 3<br>更に制限された<br>ホスピタリティ&観客動員     | STAGE 2<br>制限された<br>ホスピタリティ&観客動員              | STAGE 1<br>通常のホスピタリティ<br>&制限された観客動員     | STAGE 0<br>通常の<br>ホスピタリティ&観客動員            |
| ゴルフ(プレー)                        | ○【ショット以外マスク着用】<br>(3密防止など基本的対策)                       | ○【ショット以外マスク着用】<br>(3密防止など基本的対策)   | ○<br>(3密防止など基本的対策)                     | ○<br>(3密防止など基本的対策)                            | ○<br>(3密防止など基本的対策)                      | ○   |
| 飲食                              | ▲<br>厳重注意   | ▲<br>厳重注意   | △<br>注意                                | ○<br>(飛沫対策・会話抑制・時短)                           | ○<br>(飛沫対策・会話抑制)                        | ○   |
| アルコール                           | ×<br>提供禁止   | 各社判断<br>(「提供中止」を推奨)   | 各社判断<br>(「提供中止」を推奨)                    | 各社判断  | 各社判断                                    | ○   |
| コミュニケーション(接触・会話)                | ×<br>限りなく抑制   | ▲<br>厳重注意   | △<br>注意                                | ○<br>(飛沫対策・会話抑制)                              | ○<br>(飛沫対策・会話抑制)                        | ○   |
| 選手関係者<br>*管轄ゴルフ協会規定に準じる         | ×(通訳除く)   | ×(通訳除く)   | *管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる                     |   | ○                                       | ○   |
| 協会発行ID<br>*管轄ゴルフ協会規定に準じる        | (メディア・プロサービス限定)                                       | (メディア・プロサービス限定)   | *管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる                     |   | ○                                       | ○   |
| メディア<br>*管轄ゴルフ協会規定に準じる          | 代表幹事のみ等<br>特別取材規定適用                                   | 1社1名等<br>特別取材規定適用   | 1社1名等<br>特別取材規定適用                      | 1社1名等<br>特別取材規定適用                             | ○                                       | ○   |
| 記者会見<br>*管轄ゴルフ協会規定に準じる          | リモート会見  | リモート会見  | リモート会見                                 | リモート会見  | ○<br>飛沫防止対策                             | ○   |
| 競技運営<br>*管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる      | *管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる                                    |   |  |   |   | ○<br>当面、ガイドライン遵守                          |
| 公式記録/参考記録<br>*管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる | *管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる                                    |   |  |   |   | ○   |
| 表彰式<br>*管轄ゴルフ協会のマニュアルに準じる       | ○<br>非接触/簡素化  | ○<br>非接触/簡素化  | ○<br>非接触/簡素化                           | ○<br>ガイドライン遵守                                 | ○<br>ガイドライン遵守                           | ○<br>当面、ガイドライン遵守                          |
| プロアマ(プレー)                       | △<br>県外移動自粛等考慮  | △<br>県外移動自粛等考慮  | ○<br>ガイドライン遵守                          | ○<br>ガイドライン遵守                                 | ○<br>ガイドライン遵守                           | ○<br>当面、ガイドライン遵守                          |
| プロアマ(クラブハウス)                    | ×   | ×   | ○<br>検温・マスク着用<br>会話・握手等接触禁止            | ○<br>検温・マスク着用<br>会話・握手等接触禁止                   | ○<br>検温・マスク着用<br>会話・握手等接触禁止             | ○<br>当面、検温・マスク着用<br>会話・握手等接触禁止            |
| プロアマ(朝食)                        | ×   | ×   | ゴルフ場での朝食を設定しないことも有効(接触機会の削減)           |   | ○                                       | ○   |
| プロアマ(プレー中 軽食)                   | ×   | ×   | ○<br>換気・距離・飛沫対策<br>会話・握手等接触禁止          | ○<br>換気・距離・飛沫対策<br>会話・握手等接触禁止                 | ○<br>検温・マスク着用<br>会話・握手等接触禁止             | ○<br>当面、検温・マスク着用<br>会話・握手等接触禁止            |
| プロアマ(表彰式)                       | ×   | ×   | △(喫茶のみ10分)                             | △(着席・飛沫対策)                                    | △(着席・飛沫対策)                              | ○   |
| 前夜祭(選手参加)                       | ×   | ×   | △(登壇挨拶のみ)                              | △(登壇挨拶のみ)                                     | ○                                       | ○   |
| 前夜祭(着席)                         | ×   | ×   | ○<br>テーブル定員50%以下<br>検温・体調確認<br>感染防止策徹底 | ○<br>テーブル定員50%以下<br>検温・体調確認<br>感染防止策徹底        | ○<br>テーブル定員100%以下<br>検温・体調確認<br>感染防止策徹底 | ○<br>テーブル定員100%<br>当面、検温・体調確認<br>感染防止策を継続 |
| 前夜祭(立食)                         | ×   | ×   | ○<br>□実施を前提とした<br>対策検討<br>(各団体の判断)     | ○<br>□実施を前提とした<br>対策検討<br>(各団体の判断)            | ○<br>会場定員50%以下<br>検温・体調確認<br>感染防止策を継続   | ○<br>当面、会場定員50%以下<br>検温・体調確認<br>感染防止策を継続  |
| 招待者(来場)                         | ×   | ×   | ○<br>(制限・来場者把握)                        | ○<br>(制限・来場者把握)                               | ○                                       | ○   |
| 招待者(クラブハウス入室)                   | ×   | ×   | △<br>*ローニングでの区分けが<br>可能な場合○            | △<br>*ローニングでの区分けが<br>可能な場合○                   | ○<br>検温・マスク着用<br>会話・握手等接触禁止             | ○<br>当面、検温・マスク着用<br>会話・握手等接触禁止            |
| 招待者(レストラン)                      | ×   | ×   | ×<br>(招待者同士の感染懸念)                      | ×<br>(招待者同士の感染懸念)                             | ○(選手エリアと区分け)                            | ○(選手エリアと区分け)                              |
| フェアウェルパーティー                     | ×   | ×   | ○<br>換気・距離・飛沫対策<br>会話・握手等接触禁止          | ○<br>換気・距離・飛沫対策<br>会話・握手等接触禁止                 | ○<br>検温・マスク着用<br>会話・握手等接触禁止             | ○<br>当面、検温・マスク着用<br>会話・握手等接触禁止            |

| 警戒レベル(国)  | 緊急事態宣言<br>特定都道府県<br>(令和3年4月25日/5月11日<br>レベルのイベント開催制限) | 緊急事態宣言区域<br>/特定都道府県<br>(令和3年1月7日~3月21日、<br>5月12日~9月12日<br>レベルのイベント開催制限)                    | まん延防止等<br>重点措置区域   | 経過措置<br>(緊急事態宣言及び<br>まん延防止等重点措置<br>終了後 約1か月間)  | その他の<br>都道府県<br>*GOTOキャンペーン<br>再開検討レベル   | すべての制限解除   |
|---|---|--|--|--|--|--|
| <b>大会開催STAGE</b>  | <b>STAGE 5</b><br>更に深刻な感染拡大状況<br>無観客開催                | <b>STAGE 4</b><br>深刻な感染拡大状況<br>感染防止対策の強化   | <b>STAGE 3</b><br>更に制限された<br>ホスピタリティ&観客動員  | <b>STAGE 2</b><br>制限された<br>ホスピタリティ&観客動員  | <b>STAGE 1</b><br>通常のホスピタリティ<br>&制限された観客動員   | <b>STAGE 0</b><br>通常の<br>ホスピタリティ&観客動員  |
| 入場制限  | —   | 開催地の感染レベル(警戒)レベルに従うことが最優先<br>状況変化に対応できる備え、すべての人が納得するルールづくり                                 |  |  |  | 主催者が定める<br>来場者設定<br>①過去の入場者データ<br>②動員計画(輸送・設備<br>・緊急時対応)<br>③入場券販売計画<br>等に基づく計画値 |
| 入場制限(目安)  | —   | 5000人以下<br>*収容率50%相当を勘案  | 5000人  | 5000~10000人  | 主催者と自治体とで<br>定める人数設定   |  |
| *要確認<br>制限人数には<br>「観客のみ」「関係者も含める」<br>開催自治体により異なります                | ▲<br>無観客開催  | 自治体の制限人数<br>(開催自治体と協議)<br><br>*観客同士の距離が十分に<br>確保できない会場の場合は、<br>譲りられる安全対策の範囲で<br>来場人数を減少させる | 自治体の制限人数<br>(開催自治体と協議)<br><br>*観客同士の距離が十分に<br>確保できない会場の場合は、<br>譲りられる安全対策の範囲で<br>来場人数を減少させる | 自治体の制限人数<br>(開催自治体と協議)<br><br>*観客同士の距離が十分に<br>確保できない会場の場合は、<br>譲りられる安全対策の範囲で<br>来場人数を減少させる | 自治体の制限人数<br>(開催自治体と協議)<br><br>*観客同士の距離が十分に<br>確保できない会場の場合は、<br>譲りられる安全対策の範囲で<br>来場人数を減少させる |  |
| 前売券販売(考え方)①<br>*各日共通券型<br>*通常の販売を開始<br>設定人数を超過すると入場制限             | すべての<br>チケットが無効                                       | 設定人数まで先着順で入場を認める<br>※以降、来場者への 払い戻し対応   |  |  |  | 入場制限なし   |
| 前売券販売(考え方)②<br>*日付指定券型<br>*通常の販売を開始<br>STAGEの変化により無効となる<br>チケット発生 | すべての<br>チケットが無効                                       | 設定人数(番号)<br>以降のチケットが無効<br>例)5000人制限の場合<br>5001番以降のチケット無効                                   | 設定人数(番号)<br>以降のチケットが無効<br>例)5000人制限の場合<br>5001番以降のチケット無効                                   | 設定人数(番号)<br>以降のチケットが無効<br>例)10000人制限の場合<br>10001番以降のチケット無効                                 | 設定人数(番号)<br>以降のチケットが無効<br>例)10000人制限の場合<br>10001番以降のチケット無効                                 | 販売したすべての<br>チケットが有効  |
| 当日券   | —   | 総来場人数をコントロールできる施策を検討(販売数を事前決定)   |  |  |  | ◎  |
| 招待券・無料入場対象  | —   | 総来場人数をコントロールできる施策を検討(有料・無料枠の設定等)   |  |  |  | ◎  |
| インターネット販売   | —   | ○(推奨)  | ○(推奨)  | ○(推奨)  | ○(推奨)  | ○(推奨)  |
| 入場者管理(アプリ等)   | —   | ○(推奨)  | ○(推奨)  | ○(推奨)  | ○(推奨)  | ○(推奨)  |
| <b>●ファンサービス制限</b>   |   |  |  |  |  |  |
| 無発声)拍手・手を振る   | —   | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |
| 無発声)タオル等を広げて応援  | —   | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  | ◎  |
| 声援、指笛   | —   | ×  | ×  | ×  | ×  | ○  |
| ボール渡し(ウイングボール含む)  | —   | ×  | ×  | ×  | ×  | ○  |
| 選手との直接接触・声かけ  | —   | ×  | ×  | ×  | ×  | ○  |
| 握手・ハイタッチ  | —   | ×  | ×  | ×  | ×  | ○  |
| サイン   | —   | ×  | ×  | ×  | ×  | ○  |
| プレゼント(受け取り)   | —   | ×  | ×  | ×  | ×  | ○  |
| <b>●選手イベント</b>  |   |  |  |  |  |  |
| ジュニアアスリート会  | —   | ×  | 当面見送り  |  | ◎新しい方法を検討  |  |
| エスコートキッズ  | —   | ×  | 当面見送り  |  | ◎新しい方法を検討  |  |
| チャリティフォト  | —   | ×  | 当面見送り  |  | ◎新しい方法を検討  |  |
| <b>●観戦スタイル</b>  |   |  |  |  |  |  |
| ローピング   | —   | 広め   | 広め   | 広め   | 通常   | 通常   |
| 選手通路(声掛・握手禁止)   | —   | 5m以上   | 5m以上   | 5m以上   | 通常(3m)   | 通常(3m)   |
| 導線  | —   | 順行(逆行禁止)   | 1. 人数制限と会場形状にて判断<br>2. 滞留・交差をしない施工工夫<br>3. 誘導・案内スタッフの配置                                    |  | 通常   | 通常   |
| 通行  | —   | 左側通行   |  |  | 通常   | 通常   |
| バッティンググリーン  | —   | 時計回り   |  |  | 通常   | 通常   |
| 入口・出口   | —   | 分割・左側通行  |  |  | 通常   | 通常   |
| 入場時間  | —   | 最終入場時間設定<br>*送迎バスの効率化で<br>乗車率を減少させる  | 人数制限と輸送能力にて判断  |  | 通常   | 通常   |
| ギャラリープラザ/スタンド/<br>ギャラリーバス   | —   | 利用率 50%<br>*マスク着用/換気<br>/発話・飲食禁止   | 利用率 50~100% (グループごと1席あける)<br>*マスク着用/換気/発話・飲食禁止<br>(飲食を認める場合は、50%以下)                        | 利用率 100%<br>*マスク着用/換気<br>/発話・飲食禁止  |  | 定員通り   |
| <b>●ギャラリープラザ/飲食関係</b>   |   |  |  |  |  |  |
| 調理品   | —   | ×  | △大会ごとの判断   | △大会ごとの判断   | ○  | ○  |
| 弁当(完成品・個別包装)  | —   | ○(推奨)  | ○(推奨)  | ○(推奨)  | ○  | ○  |
| アルコール   | —   | △大会ごとの判断   | △大会ごとの判断   | △大会ごとの判断   | △大会ごとの判断   | ○  |
| ソフトドリンク(ノンアルコール含む)  | —   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| キャッシュレス化  | —   | ○(推奨)  | ○(推奨)  | ○(推奨)  | ○(推奨)  | ○(推奨)  |

● イベント開催及び人数制限の応用イメージ（5 団体対策会議による解釈）

ゴルフの競技特性等を加味したうえで、以下の考え方を示しますが、「屋内」「屋外」「人と人の距離」の制限数及び比率は、政府並びに開催自治体が定める最新の規定数値に準じてください。ゴルフトーナメントの様々な場面（施設・環境・状況等）に応じた対応をお願いします。

規定数値以上を収容する場合には、マスクの着用・発声禁止・換気の徹底をお願いします。

【大会開催 STAGE 1～3 における考え方（プロゴルフトーナメントに限定した独自の解釈）】

| 規定数値                                      | 食事を伴う場合（マスク非着用）  | 食事を伴わない場合（マスク着用 100%）   |
|---|--|---|
| 屋内<br>(原則 50%以下)                          | 設定：50%以下<br><br>例：クラブハウス(レストラン)<br>パーティー会場<br>ホスピタリティテント(飲食有)          | 設定：50%以上も検討<br>* 人と人が触れない程度、他グループとの 1 席分の距離の確保は必要<br><br>例：クラブハウス（レストラン以外）<br>ロッカールーム<br>プレスルーム 等 |
| 屋外<br>(原則 5,000 人<br>又は 50%の<br>少ないほうを選択) | 設定：5,000 人又は 50%の<br>少ないほうを選択<br><br>例：ギャラリースタンド(飲食あり)<br>観戦用テント(飲食あり) | 設定：人数制限緩和の検討<br>* 人と人が触れない程度、他グループとの 1 席分の距離の確保は必要<br><br>例：ギャラリースタンド(飲食禁止)<br>観戦用テント(飲食禁止)       |
| 座席がない<br>参加者の行動を<br>制限できない環境<br>(人と人の距離)  | 設定：人と人との十分な距離(1m)<br><br>例：ギャラリーブラザ(座席共有)<br>浴室・シャワールーム                | 設定：人と人が触れない程度<br><br>例：観戦エリア<br>ギャラリーバス(換気徹底)   |

\* 緊急事態宣言区域及び特別措置区域で、トーナメントを開催する場合には「マスク着用」と「マスクを外す場面での発声禁止等の対策」を更に徹底してください。

注意喚起文サンプル：本ガイドライン 86 ページ参照

【参考】

- 業種別ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対策推進室）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

- 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第 2 版）

[http://www.bus.or.jp/news/covid-19guideline\\_kashikiri.pdf](http://www.bus.or.jp/news/covid-19guideline_kashikiri.pdf)

#### 4. イベント開催等に係る基本的な感染防止策 【重要】

2021年1月13日に、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡において、イベント開催及び飲食に関する対策及び、大会前のチェックリストが示されました。

イベントを設計・計画する際の参考として、本項及び事項にまとめております。

P76～79のチェックリストと合わせてご活用ください。

- ① A. ①により実施可能なイベントであること、②が計画されていることが基本条件。
- ② B. 全項目について記載があれば、最新の緩和措置の対象となる。(9月19日以降の基準)  
※全て記載されていなければ、依然として、50%と5000人の少ない方を上限とする。
- ③ C.の全項目についても記載があれば、収容率100%を上限とする開催が可能となる。  
※ただし大声での歓声、声援等がないことを前提としうるものに限る。

|   |   |
|---|---|
| <b>A. イベントを実施するための条件</b>                      |   |
| ①入退場やエリア内の行動管理                                | <p>◎広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討。</p> <p>◎来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、<br/>①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、<br/>⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p> <p>*ゴルフトーナメント会場の特性や、感染しやすい状況や特別な対策など、「ガイドライン」にて示した対策準備をお願いします。</p> |
| ②地域の感染状況に応じた対応                                | <p>◎大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談。</p> <p>◎地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応。</p>  |
| <b>B. 9月19日以降の緩和措置を適用するための条件 (A及びBの担保が必要)</b> |   |
| ③適切なマスク着用徹底                                   | <p>◎マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う。</p> <p>◎必要に応じイベント主催者側でマスクの配布・販売等を行う。</p>  |
| ④大声を出さないことの奨励                                 | <p>◎大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行う<br/>(マスクを着用するなら、近隣の者同士の日常会話程度は問題ないが、短く切り上げる等の対応が望ましい)。</p> <p>◎スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止。</p> <p>◎大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する。</p>   |
| ※ ③～④は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める)         |   |

|                  |   |
|------------------|---|
| ⑤手洗・手指消毒の徹底      | ◎こまめな手洗の徹底を促す。また、アルコール等の手指消毒液を設置し、使用を促す。  |
| ⑥消毒の徹底           | ◎主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所）のこまめな消毒。  |
| ⑦換気による密閉回避・保湿    | <p>◎法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、1回に5分間以上。寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開け）。</p> <p>◎乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿。</p> <p>◎必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下（※）を維持することが推奨される。（※機械換気の場合の数値。窓開け換気の場合は目安）</p> <p>◎換気の補助としてフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターを併用することも可。</p>  |
| ⑧密集の回避           | <p>◎入退場時の密集回避（時間差入退場等）、休憩時間や待合場所等の密集回避。</p> <p>◎人員の配置、導線の確保等、体制構築。</p> <p>◎入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施。</p>   |
| ⑨身体的距離の確保による密集回避 | <p>◎大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。</p> <p>◎演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保。</p> <p>◎混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）。</p>  |
| ⑩ 飲食の制限          | <p>◎飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限。</p> <p>◎休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底。</p> <p>◎食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、飲食用に感染防止策を行ったエリア以外では、収容率が50%を超える場合は原則自粛（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。→⑭～⑯を遵守することが前提）。</p> <p>◎過度な飲酒の自粛。<br/>*政府及び自治体から制限がある場合には遵守する。</p> |
| ⑪参加者の制限          | ◎入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる。   |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>◎但し、次の2点を前提として、ガイドラインに措置を講じる旨の記載を求めることまでは行わない。</p> <p><b>【払い戻し措置をガイドライン内に記載しない上での前提条件】</b></p> <p>1 発熱者・有症状者（風邪等の症状をている者）の入場は断る等のルールについてイベント開催前に明確に規定する。</p> <p>2 当該規定内容の周知が実施までの間に十分に図られる。</p> <p>*上記1、2が前提であれば、払い戻しは不要にできるものとします。</p>   |
| <p>⑫参加者の把握</p>                            | <p>◎<u>座席指定、動線確保などの適切な行動管理が行われていること。</u></p> <p>*ゴルフトーナメントにおいては、この部分に管理上の問題がありますので、以下のようなできる限りの対応をお願いします。</p> <p><b>選手：</b>ロッカー固定・レストラン利用時は伝票とテーブル番号（同席者の把握）等</p> <p><b>関係者：</b>諸室の座席固定を可能な限り行う。<br/>移動車両のメンバー固定 等</p> <p><b>観客：</b>①陽性者発生はホームページにて報告することを周知徹底する。<br/>（来場日時を公表し、同日の来場者に健康チェックを促す）<br/>②連絡先の把握に努める。<br/>（チケット回収部分に氏名・連絡先の記入／アプリ登録等）</p> <p>◎<u>事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握。</u></p> <p>◎<u>接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや各地域の通知サービスについて、下記も含め奨励。</u></p> <p>1 <u>アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</u></p> <p>2 <u>携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること」を推奨する。</u></p> |
| <p>⑬選手、すべての参加者・来場者の行動管理<br/>催物前後の行動管理</p> | <p>◎<u>有症状者（発熱又は風邪等の症状をている者）は出演・練習を控える。体調が悪いときは受診・相談センターや、かかりつけ医等に適切に相談。</u></p> <p>◎<u>演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。</u></p>  |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>◎合唱等声を発出する演者間での感染リスクへの対処。</p> <p>○ワクチン接種については、厚生労働省 HP の「新型コロナワクチンについて」等参照。</p> <p>○ウイルス検査・受診については厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」等参照。</p>  |
| ⑭催物前後の行動管理   | <p>◎イベント前後の感染防止の注意喚起。</p> <p>◎交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起。特に可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進。</p>  |
| ⑮ガイドライン遵守の旨の公表   | ◎主催者及び施設管理者にて、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP 等で公表。  |
| ⑯PDCA の体制構築  | <p>◎クラスター発生時、ガイドライン遵守状況・実効性確保等の PDCA が適切に回る仕組みの構築。</p> <p>◎イベント主催者による保健所等への協力。</p> <p>◎関係団体が必要に応じて、イベント主催者、保健所等とも連携しながら、感染状況等の実態把握に努める。</p> <p>◎実態把握を踏まえたガイドラインの適切な見直しを引き続き行っていく。</p>   |
| C. 大声での歓声、声援等がなく、食事の伴わない場合で、収容率 50%を超える場合の条件 (A,B 及び C の担保が必要)   |   |
| ⑰マスク着用の担保  | <p>◎マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う。</p> <p>◎マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布若しくは販売し、着用率 100%を担保。</p>   |
| ⑱大声を出さないことの担保  | <p>◎大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う(人員を配置する等)。但し、マスクを着用するなら、近隣の者同士の日常会話程度は問題なし。</p> <p>○イベント会場での大音量の BGM は大声での会話を誘発する可能性があるため、BGM の音量を上げすぎないように留意する。</p> <p>*大声での歓声、声援等がないことを前提とするイベントに加え、大声禁止の十分な実績がある場合には、大声禁止の担保措置、適切な行動管理、十分な換気等を前提に、収容率 50%を超えることを認める)</p> |
| ※ ⑰～⑱は、担保のための確実な措置を講じる(例えば常時監視のための人員配置、デジタル技術活用によるリアルタイムモニタリング等) |   |

|   |   |
|---|---|
| D. 食事を伴うが発声がない場合(会話を禁止できる場合)で、収容率 50%を超える場合の条件 (A,B,C 及び D の担保が必要)            |   |
| ⑱食事時以外のマスク着用担保着用担保  | <p>◎イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること。</p> <p>◎イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること。</p> <p>◎着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図ること。</p>   |
| ⑳十分な換気  | <p>◎換気に関し、以下の基準を確保する。</p> <p>1 二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること。</p> <p>2 機械換気設備による換気量が 30 m<sup>3</sup>/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること (野外的場合は確認を要しない)。</p> |
| ㉑発声が想定される場合の飲食禁止  | ◎発声が想定される場面 (休憩時・イベント前後) の観客席での飲食を禁止すること。   |
| ㉒食事時間の短縮  | ◎長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること。   |
| E. 参加者が自由に移動できるイベント(花火大会/野外フェス等) (A,B 及び E の担保が必要)<br>* ゴルフトーナメントにも同じ特徴があります。 |   |
| ㉓身体的距離の確保   | <p>◎移動時の適切な対人距離の確保 (誘導人員の配置等)。</p> <p>◎催物中の区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保。</p>   |
| ㉔密集の回避  | <p>◎混雑状況のモニタリング・発信。</p> <p>◎誘導人員の配置。</p> <p>◎時差・分散措置を講じた入退場。</p>  |

## 5. 飲食に関する基本的な感染防止策 【重要】

|                      |  |
|----------------------|--|
| ①適切なマスク着用及び咳エチケットの徹底 | <p>◎店舗入口や店内に正しいマスク着用、咳エチケットを掲示・周知。</p> <p>◎飲食時等マスク着用していない場合は、会話を控えるよう周知。</p> |
| ②大声を出さないことの奨励        | <p>◎従業員間での大声を避ける</p> <p>◎客同士での大声での会話は避けるよ掲示等により注意喚起する</p>                    |

|               |   |
|---------------|---|
|               | <p>○BGM が大きいと客同士の会話も大声になるので、BGM の音量調整を検討。</p>   |
| ③手洗・手指消毒の徹底   | <p>◎こまめな手洗の徹底を促す。また、アルコール等の手指消毒液を設置し、使用を促す。</p>   |
| ④消毒の徹底        | <p>◎施設内共用部（出入口、トイレ、手すり、調味料等、ウイルスが付着した可能性のある場所）のこまめな消毒。</p> <p>◎客が入れ替わる毎にテーブルの消毒を実施。（利用前後に各自で清拭消毒できるように備品設置も推奨/共有ではなく、使い捨てができる除菌シートを推奨）</p>  |
| ⑤換気による密閉回避・保湿 | <p>◎法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、1回に5分間以上、又は常時換気。寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開け）。</p> <p>◎乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿。</p> <p>○必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下（※）を維持することが推奨される（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安）。</p> <p>○換気の補助として、フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターを併用することも可。</p> |
| ⑥密集の回避        | <p>◎密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、人数制限（入店制限）。</p> <p>◎店内飲食やテイクアウトで順番待ちをする場合の間隔を開けるよう誘導。</p> <p>◎順番待ちが店外に及ぶ場合は、従業員が間隔を保つように誘導するか、整理券の配布などを行い行列を作らないようにする。</p> <p>◎導線の確保。</p>   |
| ⑦利用者の制限       | <p>◎入場時の検温等、有症状者（発熱又は風邪の症状をている者）の入店をお断りする旨の掲示。</p> <p>◎接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや各地域の通知サービスについて、下記も含め奨励。</p> <p>1 アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p> <p>2 携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること」を推奨する。</p>                  |

|  |  |
|--|--|
| <p>⑧従業員の行動管理</p> <p><b>*開催コース及び<br/>売店出店社、弁当、<br/>食材・飲料等納入者<br/>宅配事業者等へ<br/>事前伝達事項</b></p> | <p>◎有症状者（発熱又は風邪の症状をている者）の出勤自粛。</p> <p>◎従業員は必ず出勤前に体温を計る。発熱や風邪の症状がみられる場合は、店舗責任者にその旨を報告。体調が悪いときは受診・相談センターやかかりつけ医等に適切に相談。</p> <p>◎ユニフォームや衣服のこまめな洗濯。</p> <p>◎濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止。</p> <p>◎大声を避け、マスクやフェイスガードを適切に着用し、頻繁かつ適切な手洗いを徹底。</p> <p>◎従業員のロッカールームや控え室は換気し、室内は定期的に清掃する。</p> <p>◎休息中もマスクを着用するなど工夫する。</p> <p>○ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。</p> <p>○ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行うとともに、例えば、産業医等が適切に対応できる職場では、軽症状の従業員を対象とした抗原定性検査等の積極的な活用を検討すること。厚生労働省HPの「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」等も参照のこと。・感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等も活用し、感染予防対策の周知徹底を図る。</p> |
| <p>⑨接客時共通事項</p> <p><b>*選手レストラン、<br/>招待者レストラン、<br/>オフィシャルホテル、<br/>VIP ラウンジ等</b></p>         | <p>◎料理は個々に提供する。鍋料理や盛り合わせ料理などを提供する場合は、従業員等が取り分けるなど工夫する。</p> <p>◎スプーン、箸などの食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示などにより注意喚起する。</p> <p>◎ビュッフェやサラダバー及びドリンクバーは、利用者の飛沫がからないように食品・ドリンクを保護する。</p> <p>◎トング等は頻繁に消毒もしくは交換するか、または手袋の着用を促す。</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>⑩カウンター席の接触回避</p>   | <p>◎<u>カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けるか、カウンターテーブルに隣席とのパーティション（アクリル板等）を設置するなどし、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮する。</u></p> <p>◎<u>カウンターでは、お客様と従業員の会話を想定し、従業員のマスク着用のほか、仕切りの設置などを工夫する。</u></p> <p>◎<u>カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔を保ち、注文を受ける際は、正面に立たないように注意する。</u></p>  |
| <p>⑪テーブル席の接触回避</p>  | <p>◎<u>テーブル間は、パーティションで区切るか、できるだけ1 m以上の間隔を空けて座れるように配置を工夫する。</u></p> <p>◎<u>テーブル席は、真正面の配置を避けるか、または区切りのパーティション(アクリル板等)を設ける。</u></p> <p>◎<u>少人数の家族、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合で、他グループとの相席は避ける。</u></p> <p>◎<u>他のグループとはできるだけ1 m以上の間隔を空け、店舗内のスペースや構造上、物理的に間隔を空けた席の配置が難しい場合は、パーティションの設置や、スペースに余裕がある場合は斜めでの着席などを工夫。</u></p> <p>◎<u>テーブルサービスで注文を受けるときは、お客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つ。</u></p> |
| <p>⑫会計時</p>   | <p>◎<u>食券を販売している店舗は、券売機を定期的に消毒する。</u></p> <p>◎<u>電子マネー等非接触決済の導入奨励。</u></p> <p>◎<u>現金、クレジットカードの受け取りにコイントレーを使用するコイントレーや手指の消毒を徹底。</u></p> <p>◎<u>飛沫を防止するために、レジと客の間にアクリル板等の仕切りを設置するなど工夫する。</u></p>   |
| <p>⑬テイクアウト<br/>ゴルフーナメントでは存在しない場面</p> <p>*<u>ギャラリープラザと類似</u></p> | <p>◎<u>事前予約注文を受け付けるなどの仕組みを導入。</u></p> <p>◎<u>テイクアウト客と店内飲食客の接触を避けるため動線を区別。</u></p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>⑭ <u>デリバリー</u><br/> <u>ゴルフトーナメントでは</u><br/> <u>存在しない場面</u></p> <p><u>*スタッフ弁当等の</u><br/> <u>搬入と類似</u></p> | <p>◎ <u>配達員と来店客の動線が重ならないように、可能であればデリバリー専用カウンターを設ける。</u></p> <p>◎ <u>注文者が希望する場合は、非接触の受渡しを行う。</u></p> <p>◎ <u>料理の容器は、配達員が直に触れないよう袋等に入れ、配達に使用する運搬ボックス等は使用の都度、消毒する。</u></p>  |
| <p>⑮ <u>店舗共用部での対策</u></p>   | <p>1 <u>店内</u></p> <p>◎ <u>店内清掃を徹底し、店舗のドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設備等を定期的に消毒する。</u></p> <p>◎ <u>テーブル、イス、パーティション、メニューブック、タッチパネル、卓上ベル等についてもお客様の入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、定期的に消毒する。</u></p> <p>◎ <u>卓上には原則として調味料・冷水ポット等を置かないようにするが、撤去が難しい場合は、お客様が入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、定期的に消毒する。</u></p> <p>◎ <u>以上、消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。</u></p> <p>2 <u>トイレ</u></p> <p>◎ <u>ドアやレバー等の不特定多数が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭。</u></p> <p>◎ <u>共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。</u></p> <p>◎ <u>手洗いを徹底する。</u></p> <p>※ <u>なお、ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合は、使用を可とする。※その他消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。</u></p> |
| <p>⑯ <u>ゴミ処理</u></p>  | <p>◎ <u>鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。</u></p> <p>◎ <u>ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。</u></p> <p>◎ <u>マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う。</u></p>   |
| <p>⑰ <u>クーラーボックス・</u><br/> <u>ドブ漬け使用時の注意</u></p>  | <p><u>ドブ漬け（クーラーボックス・イベントクーラー等）を使用する際には、以下をご参考に運用をお願いします。</u></p> <p><u>必ず「水道水（国の法令下に管理されている）」を使用すること。</u></p>  |

水については、仕入先が「全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会」の業種別ガイドラインに準じていること、管理・運用を行う者は本ガイドラインで定める感染予防対策を遵守していることを前提とします。

重要なことは、会場での「製品（水・氷・飲料）の管理」となります。管理・運用を行う者の体調管理・手指消毒・マスク着用、共有部分・共有備品のこまめな消毒により、接触感染・飛沫感染を防ぐことが重要となります。

製品の水滴をとるためのペーパータオルの用意（個人のタオルは可、共有のタオルは不可）、手指消毒、除菌シートを合わせて準備してください。

\* 冷蔵庫を使用しても、常温で配布しても、製品表面にウイルスが付着している可能性は常にありますので、口に触れる部分を常に清潔に保つことが最も重要です。

#### 〔利用上の注意〕

・取り出した飲料は、必ず自身が携帯するタオルで水滴をよく拭いてください。

・取り出した飲料は、流水で洗う、もしくは手指消毒用のアルコール等で飲み口を拭くことで安全・安心が高まります。

蓋のない飲料（プルトップの缶製品等）の場合は、必ず行ってください。蓋つきの飲料（ペットボトル等）は、蓋を外した飲み口は水・氷等に触れていませんので拭き取りは不要です。

・心配な方は、自身で用意したコップや水筒に中身を移して飲む。

\* 専属の係員による配布は不要です。常温で配布しても、冷蔵庫で配布したとしても、どこにでも常にウイルスが付着している可能性がありますので、従来の基本対策に加えて、各自が飲み口と手指の清潔を保つことが重要となります。

#### 〔クーラーボックス・ドブ漬の管理・運用〕

・管理者は飛沫が製品につかないように「マスクの着用」を徹底する。

・利用者及び管理者は接触感染を防ぐため、こまめな手指消毒を行う。

・管理者はビニール手袋等については、長時間の着用は、手袋自体の表面にウイルスが付着している可能性がありますので、こまめに替えるようにする。（作業員の感染を防ぐには有効な手段です）

・水道の蛇口、保冷库、アイスピック、運搬車両などの定期的な消毒により清潔を保ってください。

### 〔参考〕 1. 水道水の安全性について（水道局ホームページ）

・コロナウイルス等のウイルスに対しては、一般的に塩素による消毒効果の効果が高いことがわかっています。

国の法令に従い適切に塩素消毒を実施し、水道水中の遊離残留塩素濃度を確保していますので、平常時と同様に、飲料水、生活用水として安心して使うことができます。

なお、一般的にインフルエンザやコロナウイルスの感染経路は、飛沫感染（咳やくしゃみによる飛沫からのウイルスの感染）と接触感染（ウイルスの付着したものに触り、その触った手指で口や鼻の触る事による感染）です。

### 2. 氷について

「全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会」の業種別ガイドライン

氷屋純水 HP <https://www.icenet.or.jp/>

### 3. ギャラリープラザ等で、観客（検査・対策の徹底がしきれない対象）にドブ漬けを使用した販売やサンプリングについて

飲食売店の運営は、安全対策に十分配慮した上で判断する。運営する場合において、ドブ漬けを使用する際は下記事項を徹底すること。

（アルコール類の販売の是非は、声が大きくなるや気の緩み等、別の検討ポイントがあります。政府・自治体の規則により販売ができない場合があります）

- i. ドブ漬けに手を入れる店員を事前に決め、健康チェックシートで体調管理を徹底する
- ii. ドブ漬けに手を入れる店員は、紙幣や小銭等の金銭の授受を担当しない
- iii. ドブ漬けに入れる飲料に他の人が手を触れた場合は、流水等で十分に洗浄する
- iv. ドブ漬けは購入者が手を入れられない場所に設置する
- v. ドブ漬けの水は、最低1日1回入れ替えを行う。

\*ドブ漬けの上に、「遮蔽ビニール等を設置する」運用方針が推奨されるケースがありますが、長時間の設置されている間に、飛沫を受けている可能性があるため、その他の対策を徹底する。

\*ビニール手袋の着用も、長時間着用の場合には、それ自体の表面に付着していることがあるため、ビニール表面の消毒等を徹底する。

|      |   |
|------|---|
| ⑱その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テント、椅子、テーブル等、仮設物の引渡し時の消毒<br/>(管理者が切り替わる時に清掃・消毒をして引渡すのが望ましい)</li> <li>・ 飲食提供委託者は、「業種別ガイドライン」を遵守する。</li> </ul> |
|------|---|

## 6. 医療体制に関して

- ・ **指定医療機関との連携体制の確認**（医師や看護師の手配、救急対応病院の確認、所轄保健所等）  
開催する都道府県や市町村の保健所には必ず事前に届け出を行う。  
また、大会開催には医師や看護師を必ず手配した上で、その医師・看護師にも本ガイドラインによる感染症対策を事前に周知する。 コロナ感染者もしくは疑いのある人が出た場合には、感染症専門医（アドバイザー）もしくは管轄保健所等の指示に従い、大会が用意する医師や看護師と連携を取りながら対応する。

\* **但し**、医療崩壊が叫ばれているように、医師や看護師が圧倒的に足りない今、トーナメント会場に医師や看護師を置くことは現状かなり難しい。感染症対策までカバーできずとも、怪我等の処置対応のための医療従事者を、大会もしくは当該開催ゴルフ場側で手配することが望ましい。

- ・ **医療アドバイザーとの連携**

新型コロナウイルス感染症に関して、陽性者が発生した場合には、2日間の濃厚接触者や行動履歴の追跡や集団クラスターの発生の可能性など、各大会で専門医のアドバイザーと連携できる体制をとることが望ましい。最新の開催地の感染状況を鑑み、所轄するゴルフ協会と協議の上で手配については検討をお願いします。医療アドバイザーについては、東邦大学理事長の炭山先生（ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議 顧問）に対応をお願いすることもできます。

- ・ **感染症対策マニュアルの準備**

各主催者で策定する対応マニュアルは、管轄ゴルフ協会のマニュアルを整合し、不足・異なる対応がある場合には専門医の指導を仰ぐことをおすすめいたします。

- ・ **検査体制の準備**

- ①検査の導入については、管轄するゴルフ協会と協議の上で決定する。
- ②抗原検査、PCR検査、医師の問診、更に肺炎の疑いがある場合に、CT検査を実施する  
(予め所轄保健所に開催することを連絡し、対応の事前相談を行う)

## 7. 検査について

開催にあたっての選手および大会関係者の各種検査(抗原・PCR・抗体等)については、最新の科学的知見、医療の現状、検査体制の充実、結果の解釈や対応を含め、検討してください。

PCR検査は、スクリーニングとして最も適した対策であります。

但し、検査後に感染するケースもあり、ガイドラインに示す個人防衛策・集団防衛策は万全を期すこと。

また、PCR検査等を実施しない場合には、検温及び、体調チェックを行う。検査に関する考え方については管轄ゴルフ協会の規定に従う。会場内では全員がマスク着用を大前提とし、マスクの非着用を認める対象者（選手・キャディ等）は、「定期的な検査」を行うものとします。

ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行うとともに、例えば、産業医等が適切に対応できる職場では、軽症状の従業員を対象とした抗原定性検査等積極的な活用を検討すること。厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」等も参照のこと。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html)

※検査導入を検討する場合、現状のコロナウイルス感染状況から判断すると下記のような原則が望ましいと考えます。

- ・現在 J リーグの PCR 検査が 2 週間に一度となっていることを踏まえると、ゴルフも可能であれば間一週間、つまり陰性の結果の選手は翌週の検査は免除という形をとること。
- ・翌週の検査が免除されていても、その間の体調チェック、検温等は徹底し、少しでも体調が悪い場合は検査を受けるようにすること。
- ・選手や関係者は、常に感染のリスクがあることを自覚し、お互いが濃厚接触者にならないように留意すること。（マスク着用、フィジカルディスタンス、会話をしない、食事を一緒に取らない等）。
- ・特に検査が終わって結果が出るまでの行動（練習 R も含む）については、十分に気をつけること。
- ・いずれにせよ開催地域の自治体及び保健所の判断が最優先されるので、事前の打ち合わせは必ず行い、大会としての感染症対策をきちんと説明し、理解（承認）を取っておくこと。

### **【オンサイト検査】**

\*発熱・体調がすぐれない場合、発症者との濃厚接触の可能性のある者に対して、抗原定性検査（簡易キットによる検査）をすることは一定の効果があるものとみなしています。

有事の際には、感染を拡大させないため、また大会をスケジュールに予定通りに開催・継続するための初動対応として、オンサイト検査(抗原定性検査)の導入を推奨いたします。

但し、選手本人に対しての導入是非につきましては、選手の出場権、年間の成績等において公平を担保しなければならず、ゴルフ協会ごとの判断となること。特別規定等による定めが優先される。

\*オンサイトによる簡易検査の使用については、検査の目的や対応をあらかじめ示すとともに検査の限界を正しく認識し、基本的な感染防止策を継続することとしてください。

オンサイト検査実施案内サンプル：本ガイドライン 90～92 ページ参照

## 8. ワクチン接種者について

厚生労働省：ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。また、ワクチンを接種して免疫がつくまでに1～2週間程度かかり、免疫がついても発症予防効果は100%ではありません。

参考：日本で接種されているワクチンの発症予防率は94～95%と報告されています。

炭山医療アドバイザー：

ワクチンを接種したからと言って100%感染しないわけではないので、今はまだ全員にPCR検査を課したほうが良いと思います。オリンピックにおいても、多くの選手がワクチン接種をおこなった上でさらに数日に一度のPCR検査を受けることになっており、変異株の拡散も考えるとPCR検査は受けておくべきです。

海外のツアーは、「マスクの非着用」「PCR検査の免除」などの措置をしていますが、その国の感染症対策に準じているものであり、5団体対策会議においても、政府及び関係省庁の方針に則り、対応を判断したいと思います。

ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)

## 9. 問診票による健康状態及び行動記録の確認について

2020年度の運用管理の結果により、以下の方法を推奨いたします。

### ・問診票（健康状態の確認）

■事前14日間 簡略化可能（発熱、該当症状があった場合の報告は義務付ける）

■期間中 簡略化可能（発熱、該当症状があった場合には会場に来ないことが大原則）

\*PCR検査をしない場合、毎日の検温と問診は強化してください。

■事後7日間 省略可能

\*但し7日以内に発熱や健康の変化については報告を義務付けてください。

### ・行動記録

■事前14日間 省略可能

但し、陽性感染者、濃厚接触者となる場合には、行動履歴(2日分)の報告を義務付ける。(予め、協力を要請し、賛同を得ておくこと)

招待者や観客を除く、すべての大会関係者については、日常的に検温・健康チェック・行動履歴(場所・内容・接触者)を、各自で記録しておくように要請してください。

また、検査や申請を省略することで、参加者のスクリーニング項目が減少している分、基本的な感染防止対策を徹底するようにしてください。また、接触確認アプリ（COCOA）等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用、更に利用者のQRコード読取を推奨いたします。

## 10. 感染リスク防止のための備品等の準備

- (1) 飛沫感染（咳・くしゃみ、おしゃべりによる感染）防止の備品等の準備  
マスク、遮断壁(アクリル板やビニールカーテン\*)、フェイスシールド 等
- (2) 接触感染（手で触れることによる感染）防止の備品等の準備  
手指アルコール、ゴム手袋、除菌シート、ペーパータオル、定期消毒作業体制 等
- (3) 検温・健康チェック・規則啓蒙のための備品等の準備  
体温計、サーモグラフィ、体調及び行動の調査用紙、検査確認証明シール、注意喚起掲示 等
- (4) 3密発生箇所の点検及びフィジカルディスタンスを確保する会場計画策定  
入場制限\*\*、導線、ゾーニング(ロッカールーム・レストラン等)\*\*\*、換気、備品使用制限 等
- (5) クラブハウス・ロッカールーム・浴室、トイレなどにおける環境消毒、高頻度接触面に対しては消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて清拭消毒を行う
- (6) タオルなどのリネンの共用は避ける。トイレなどの手ふきはペーパータオルを使用する  
従業員には、個人のタオルを持参するように促す。
- (7) トイレ個室に便座クリーナーまたはアルコール消毒スプレーを配備し、利用者には毎回の使用を呼びかける。

\*飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について

- (1)火気使用設備・器具・白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防火製品など）を使用すること。
- (2)同じ素材であれば、薄いフィルム上のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- (3)不明な点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

参考：シート類については、(公財)日本防災協会が定める防火性能基準に適合するものが  
防災製品として認定されているものがあり、認定された製品や材料には防災製品  
ラベルが貼付されている。

\*\*入場制限：できるだけ来場者の人数を少なくすることで感染リスクを抑える。

\*\*\*ゾーニング：ゾーン分けしておくことで感染者が出た場合の影響範囲を限定する。

## 11. 選手及び関係者の宿泊(ホテル・旅館等)に関する注意

### ■発熱・体調不良者の対応について

発熱及び体調不良時については会場に来ないことを原則としていますが、ホテル側にも独自の感染症対策がありますので、大会で手配するホテル・旅館等については事前に打合せをしていただくことを推奨いたします。

1. 大会の感染症対策（マニュアル）の説明（例：発熱・体調不良時の自室待機）
2. 大会側からホテルへの連絡体制を決定（初動連絡が大切です）
3. ホテルと連携して、帰国者・接触者センターや保健所等の連携が必要となります。
4. ホテルによっては、体調不良者の別室・別棟を用意しているホテルもあります。
5. 期間中、会場での PCR 検査を実施する場合には、予め周知しておくスムーズです。

#### ■大会期間中の陽性者の対応(検査により判明する場合)

陽性者に関しては、保健所の指示に従うこととなりますが、ホテルとも情報共有をお願いします。

保健所が指定する医療機関や、軽症・無症状者用の療養施設への移送(移動)することになりますので、その場合の対応なども予め確認しておくスムーズです。

個人で手配するホテルは別として、大会事務局で手配するホテル等（例：関係者・アルバイト宿泊等）につきましては、主催者とホテル側とで協力して対応をお願いします。

## 12. 家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の注意（同室者・帯同者の場合も同様）

ご本人は外出を避けてください。ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出を避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などには行かないようにしてください。

ご家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、同居されているご家族は以下の8点にご注意ください

（詳しくは、一般社団法人日本環境感染症学会とりまとめをご参照ください。）。

### ①部屋を分けましょう

個室にしましょう。食事や寝るときも別室としてください。

子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも 2 m の距離を保つこと、仕切りやカーテンなどを設置することをお勧めします。寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。

### ②感染が疑われる家族のお世話はできるだけ限られた方で

心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが、感染が疑われる家族のお世話をするのは避けてください。

### ③マスクをつけましょう

使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。

マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗ってください（アルコール手指消毒剤でも可）。マスクが汚れたときは、新しい清潔な乾燥マスクと交換してください。マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆いましょう。

### ④こまめに手を洗いましょう

こまめに石鹸で手を洗いましょう。アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

⑤換気をしましょう

風の流れることができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にしましょう。換気回数は毎時2回以上確保しましょう。

⑥手で触れる共有部分を消毒しましょう

物に付着したウイルスはしばらく生存します。ドアの取っ手やノブ、ベッド柵など共有部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤（※）で拭いた後、水拭きしましょう。亜塩素酸水を用いる場合は、対象物を拭いた後、水気をふき取って乾燥させてください。

※家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が0.05%（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25ml）になるように調整してください。  
トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。感染が疑われる家族の使用したものを分けて洗う必要はありません。洗浄前のものを共有しないようにしてください。特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどで共有しないように注意してください。

※亜塩素酸水は、遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上（製品の遊離塩素濃度が 200ppm（200mg/L）以上ある場合、水1Lに液を150ml）になるように調整してください。

⑦汚れたりネン、衣服を洗濯しましょう

体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。

※糞便からウイルスが検出されることがあります。

⑧ゴミは密閉して捨てましょう

鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに手を石鹸で洗いましょう。

（参考）【一般社団法人日本環境感染学会ホームページ】

<http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/dokyokazoku-chuijikou.pdf>

## VI. 選手・大会関係者への対応

選手・大会関係者とは、ゴルフトーナメント(ゴルフ競技全般を含む)に関わる選手・キャディ・コーチ・トレーナー・マネージャーを含む選手関係者・メディア・プロサービスメーカー・放送局・開催ゴルフ場関係者並びにすべての大会運営関係者となります。また主催者の役員や応援社員、後援・協力企業関係者、主催者の招待者など、クラブハウスや諸施設の出入りを許可されたすべての関係者が含まれます。

### 1. ゴルフトーナメントに特徴的な感染リスク要因

- ・選手及び選手関係、大会を運営する関係者が全国から集まること。
  - ・トーナメント会場以外は、滞在するホテル、移動、行動のすべてが個人手配・管理であること。
  - ・選手と観客が近くを通行すること。
  - ・人ごみの中でのファンサービス（握手、サイン、プレゼント等）、直接的なサービスが多い。
  - ・レストランやロッカールームなど、3密になりやすい箇所があること。
  - ・主催者及び招待者が、選手と飲食をともにする機会があること。
  - ・不特定多数、氏名及び居住地がわからない観客が集まること。
  - ・ギャラリープラザ等、人込みにおける不特定多数との接近、共有物の接触があること。
  - ・スタートホールや最終ホール、練習場、試合観戦中に密集しやすい場所があること。
  - ・観客や招待者等が、駐車場や駅から、ゴルフ場まで送迎バスを使用すること。等
- これらのゴルフトーナメントの特徴に応じた対策が必要であり、マスク着用や発声を抑えることを担保し、マスクをはずすシーンや、密集しやすい場所には、誘導及び注意を促す係員を配置することで、リスクを低下させる対策をお願いいたします。

また、観客及び招待者の有無にかかわらず、大会関係者の行動にも注意が必要です。

- ・移動、宿泊等の分散（業務機能停止を防ぐように各社にて判断）＊下請会社にも配慮
- ・業務従事人数を削減・制限する状況でも業務が継続する備え（交代制/リモート等）
- ・食事、休憩の取り方（会話制限、人数制限、時間制限等）
- ・移動開始前の検温（関係者、アルバイト、観客は送迎バスに乗車前に検温を推奨）等

## 2. 選手・ゴルフ協会・開催ゴルフ場・大会主催者に求められる感染対策

- (1)選手本人だけでなく、選手と頻りに接する方々も同様の対応が必要です。特に、関係者や家族を含めた対策の徹底が重要となります。
- (2)選手および大会関係者の各種検査  
前述の「V-7」参照
- (3)陽性者が出た場合には、すぐに保健所に届け出の上、濃厚接触者の洗い出し、感染経路の調査になります。そのために、検査前2週間の行動記録（誰と何処で、どういう状況であったか等）を取っておくこと、かつ今後の行動自粛（夜の街や人の集まる場所等にはでかけない）を徹底する。

## 3. ゴルフトーナメントへの出場に関する規則

以下には、規則制定例を示す。大会を管轄する各ゴルフ協会により「国内外選手の比率」や「付与する資格の条件が異なるので、各ゴルフ協会で定めることを推奨する。

- (1)ゴルフトーナメントは、出場資格保有者（優先順位）に対して、試合ごとに定められた出場定員迄の出場希望者により開催される。従来出場及び欠場については選手の任意により決められている。  
新型コロナウイルス感染症対策においては、従来の規定と違う特別規則を定め、予め出場有資格者に対して、規則に対応する十分な期間をもって、出場選手に告知を行うべきである。
- (2)外務省から渡航中止勧告がでている「レベル3」地域や国への訪問歴が、出場しようとする大

会の公式練習日から起算して14日以内にある場合、トーナメントに出場できないものとするべきである。

- (3) 出場する大会の期間中においては、練習又は競技の前に、検温及び体調検査を受けることを推奨する。機材・場所・検査者は試合毎で定めるが、すべての出場選手に同一機材で行う。
- (4) 大会前1週間以内に37.5℃以上の発熱、平熱より高い状態が2日ないし3日ほど続いた選手、選手関係者及び大会関係者については大会への参加並びに業務をしないこと。「諸症状」がある者についてはアドバイザーに相談して出場の可否を決める。
- (5) 上記(1)~(4)による出場可否及び条件については、各ゴルフ協会にて定め出場選手に予め告知する。(出場義務試合数などを始め、諸規則が異なるため)

## Ⅶ. 有事対応（陽性・発熱等の諸症状・濃厚接触疑い）

### 1. 有事での心構え

- (1) 新型コロナウイルスは、いつ誰が感染しても不思議ではない病気です。従って感染者やその会社には見舞う気持ちをもって接するべきで、非難し禁忌するのは不適切です。
- (2) 陽性判定や、発熱等の諸症状がある場合など有事の際には、それぞれが求められる対処を着実に、迅速かつ誠実に実行してください。相互信頼に基づいて、試合・ツアーを継続していきます。
- (3) 同一大会及び・同週に、5団体が管轄する大会で複数の感染者が出た場合は、5団体で協力し、濃厚接触者の追跡等を行い、医療アドバイザーに相談のうえ、慎重に判断する。

### 2. 陽性判定への対応

- (1) 陽性判定を受けた者に、適切な治療機会を提供する（出場停止・復帰基準の明確化）
- (2) 地域や大会関係者及び参加者への感染拡大を防ぐ
  - ・ 行動履歴の整理と保健所との協議
  - ・ 濃厚接触者の判定と検査の実施（ゴルフ団体及び主催者は、保健所の判断を待たずに疑いのある者の検査等を速やかに行う）
- (3) 大会を予定通り開催する方向で調整する
  - ・ 5団体情報共有、選手及び関係者への注意喚起、自治体、ゴルフ場等との協議・調整
- (4) 広報対応、スポンサー、招待者、観客等への対応
- (5) 施設及び、感染防止対策及び運用管理体制の再チェック
- (6) 翌週開催の大会への情報共有（濃厚接触者の流入防止の徹底）

### 3. 報告のフローについて

選手・キャディ・関係者は所属するゴルフ協会、会社責任者へ報告を徹底する。

選手関係者、大会関係者が属する会社、同居する家族など、大会会場以外の事象についても

情報を共有して、有事に備えることが重要です。

また、ゴルフトーナメントは、別のゴルフ協会のトーナメントに出場・業務をすることがある特性から5団体で情報を共有するシステムも構築する必要がある。

- (1) 新型コロナウイルス感染症について、管轄ゴルフ協会へ報告し、アドバイザーに相談する際は、所定のフォームで報告する。(保健所に報告すべき内容に則り、報告書を作成する)
- (2) 次の場合は、必ず報告をするようにする。
  - ・ 自主隔離を行う場合 (37.5℃以上発熱2日連続など)
  - ・ PCR検査を予定している場合  
各協会、各トーナメントで指定した検査については報告不要
  - ・ PCR検査の結果が判明した場合
  - ・ 濃厚接触者指定を受けた、または疑わしい場合
- (3) 報告された内容(重要事象)については、所轄するゴルフ協会のみが閲覧し、情報の管理を徹底する。

5団体で情報を共有する場合には、出場及び業務において登録する氏名だけとし、それ以外の個人情報を取り除いた上で共有をする。誰でも臨時で登録ができる業務(キャディ・コーチ・アルバイト・ボランティア・派遣スタッフ等)の、身元確認を行うこと。

#### 4. 症状がある場合の相談や医療について

##### 【感染者の時間経過のイメージ】



- (1) 発症(疑い)日
  - ・ 最初に症状が観察された日(発熱、咳、だるさ、味や匂いを感じない等)
- (2) 発症前に他人を感染させる可能性
  - ・ 発症日の2日前から、他人を感染させる可能性があると考えられます。  
その間に濃厚接触した方は、隔離の対象となります
  - ・ 感染してから発症するまでの潜伏期間は14日。平均で5日です。  
感染源を探す際、14日間の行動(対人接触)をさかのぼって見ることになります。

- ヨーロッパ CDC の報告によると 「 発症の 12 日前から気道に一定量のウイルスを認める。軽症例ではウイルス量は発症後 8 日目に最大となり、重症例ではやや遅れて 11 日目に最大となる 」

(3) 発症後、症状が持続せず、新型コロナウイルスに感染していないと推定できる場合

Ⅲ. 新型コロナウイルス感染症に関する用語の定義 「退院に関する基準」 P9 参照

## 5. 情報開示にあたって

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=79998826&dataType=0&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=79998826&dataType=0&pageNo=1)

### 【抜粋】

#### 前文

人類は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に人類の悲願と言えるものである。

医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお人類に脅威を与えている。

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の 人権を尊重 しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

ここに、このような視点に立って、これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、感染症の予防及び 感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

(国民の責務)

#### 第四条

国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の 人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(情報の公表)

#### 第十六条

厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の 予防及び治療に必要な情報を 新聞、放送、インターネットその他適切な方法により 積極的に公表 しなければならない。

2 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報保護に留意 しなければならない。

(1) 感染症法が要請する情報開示

- 新型コロナウイルス感染症は感染症法に定める「指定感染症」です。
- 新感染症 に関する情報の開示がどう扱われるべきか、主催者とゴルフ協会にて協議の上で、決定してください。また開催自治体の発表(責任・役割)についても勘案してください。

(2) 都道府県による情報開示

- 都道府県は、感染症の予防や治療に必要な情報として、感染発生状況などを積極的に公表することを求められています。(感染症法 16 条)
- その際、感染症に関連して、かつて患者やその家族等に対するいわれのない差別や偏見が存在した教訓から、個人の人権が損なわれることのないよう、情報保護等には十分留意が必要です。(同前文、4 条、16 条)
- 「病歴」は個人情報の中なかでも極めてセンシティブな、プライバシーがより保護されるべき情報です。
- 都道府県 は、概ね以下のような項目を発表しています。
  - ✓ 年代、性別、職業、居住地、経過・症状、行動歴、濃厚接触者の状況、渡航歴
  - ✓ とくに職業の表現方法など、十分に調整してください。
  - ✓ 記述例 : スポーツ選手、プロゴルファー、自営業 (ゴルフ関係者)、●●ゴルフ協会会員

(3) 個人名は原則非公開とします。

- 感染者本人に公開の意志がある場合、これを尊重する (公表してよい) が、その場合も家族・関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮されたうえで、慎重にご判断ください。
- 匿名での発表でも、社会的責任を果たすことができます。
- トーナメント(主催者及びゴルフ協会)が 保健所 による 積極的疫学調査 (同 15 条による調査) に 全面的かつ速やかに・協力して いることが前提です。2 日間(前日・前々日)の行動記録や施設の見取り図などを、速やかに提供できるよう準備してください。
- 日頃 から 健康管理、感染リスク管理をしていることもまた、前提となります。
- 従業員から感染者が出た企業などに対し企業などに対して、保健所が公表を指示することはありません。また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分配慮し、保健所と連携することが求められます。

【参考】保健所の調査について

2020 年 5 月 18 日 千代田保健所健康推進課感染症対策係

「新型コロナウイルス感染症発生時の保健所の調査について」

[https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/21101/chiyodahokenjo-torikumi\\_1.pdf](https://www.city.chiyoda.lg.jp/documents/21101/chiyodahokenjo-torikumi_1.pdf)

【参考】公表について

- 『 HIV ・ハンセン病に対する偏見・差別をなくそう 』、政府広報オンライン  
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201108/3.html>

- ・『新型コロナウイルス感染拡大によるいわれなき偏見と差別について（お願い）』  
<https://www.jamhsw.or.jp/ugoki/yobo/request20200213.pdf>  
2020年2月13日、公益社団法人日本精神保健福祉士協会
- ・『新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～』  
[https://www.jrc.or.jp/saigai/news/200326\\_006124.html](https://www.jrc.or.jp/saigai/news/200326_006124.html)  
2020年3月26日、日本赤十字社

## 6. 濃厚接触者

濃厚接触者の定義：本ガイドライン8ページ参照

陽性感染者が発生した場合には、即座に保健所による濃厚接触者認定を行います。

ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議では、保健所による「濃厚接触者の判定」に時間を要し、大会が中断・中止する状態となる前に独自の濃厚接触者認定及び隔離を行い、万全を期して大会を継続するように努めることを決定いたしました。

目的は、保健所の判定がでるまでの空白時間における感染拡大を防ぐことです。選手及び選手関係者とすべての大会関係者におきましては、該当する行為が常にならないような状態にしているただくことが、最も重要となります。該当する場合には、状況やタイミングにより不公平が生じることもあります。すべての参加者の安全を守ること、大会を継続することですので、趣旨を理解の上、暫定的な濃厚接触者の追跡に協力をお願いします。

### 【暫定的な濃厚接触疑い者に関するゴルフ関連5団体基準】

以下の者を、濃厚接触疑い者として隔離（ホテル・自宅等で待機）することとし、保健所により濃厚接触者に該当しなかった者についてのみ会場への立ち入り、業務の再開を許可いたします。

(1) 発症日（無症状の場合、検体採取日）の2日前以降の接触を確認する

- ・ 複数人で1時間以上の会食については、5日前以降を確認する

(2) 陽性者と日常的に接触している者。例えば、

- ・ 選手、キャディ、コーチ、トレーナー、マネージャー、プロサービス及び選手の親族など行動を共にするすべてのサポートスタッフ等。
- ・ ホテル、自宅等で同室の者、移動者に同乗していた者。
- ・ 同じ諸室や空間で、長時間一緒にいた者等を、すべて調査します。

(3) 1m以内、マスクなしで、15分以上会話した者

(4) 一般の飲食店で陽性者と飲食を共にした者

(5) 5日前でも、複数人（一人でない）で1時間以上の会食を共にした者

(6) 移動中等での隣席での飲食で、十分に注意を払わなかった場合

- ・ 十分な注意とは、手が届く程度の距離、食事時間、会話を慎む、食事前の手指消毒のこと。

(7) 48時間以上連続する発熱・咳・身体のだるさなど疑い症状のある者は「陽性疑い」とみなし、陽性疑い者との関係で「濃厚接触疑い」にあたる者がいないか、確認します。

- 他の症状を伴わない単純な発熱は、「陽性疑い者」と見なさないこととします。  
(特別規定にて本人のみ対処)

上記に該当する者は、主催者とゴルフ協会の指示に基づき対応することとする。

## VIII. 催物(プロアマ・前夜祭・ホスピタリティ・ジュニアイベント等)実施制限の検討

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていくことが重要となります。

万一感染者が出た場合には、濃厚接触者の追跡や保健所との連携を迅速かつ正確に行い、集団感染の防止に務めてください。開催する時期・地域の感染状況(警戒レベル)に応じて、感染リスクの排除及び十分な感染防止対策を講じた上で、実施してください。

感染防止を前提とする開催内容の変更や参加の制限、感染防止策を予め周知することは、参加者の安心・安全につながります。

マスクを外す状態は感染リスクが高まることもあり、飲食を伴うパーティー等は当面の間は行わないほうがよいと医療アドバイザーは指摘しています。管轄ゴルフ協会による開催可否及び催物の制限、プロの表彰式参加免除、健康にご心配な方や飲食行為を回避したい方に対して欠席しやすい環境の整備等をお願いいたします。

### 1. プロアマ大会の実施について

本ガイドライン「V-3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を参考に計画してください。基準値の見直し等は、管轄するゴルフ協会及び自治体等と協議の上で決定・見直しをお願いします。飲食を伴う実施の場合には、「V-5. 飲食に関する基本的な感染防止策」の徹底をお願いいたします。本ガイドライン76~79ページに「【参考】感染予防措置 実施チェックリスト」がありますので、開催時の最終点検にご使用ください。

以下、ゴルフ場及びゴルフプレー特有の事象についてまとめておりますので合わせてご参照ください。

- ・大会で設定する入場制限/参加可否判断を適用することを参加者に予め周知する。  
(検温・健康状態の確認)
- ・開催ゴルフ場が講じる感染予防策を確認する。(陽性感染者の発生の有無、要因を確認する)
- ・3密の防止観点でゾーニングや導線の計画、感染防止及び消毒等の対応策を講じる。
- ・プロアマ組数の制限については、コース内で、複数組がティーイングエリアで待つこと(混雑)が無いような組数にする、待つ場所の3密回避など検討をお願いします。  
(ステージ2・3 感染拡大注意が継続している場合)
- ・クラブハウス、レストラン、ロッカールーム、浴室、脱衣所、休憩室等の換気を常時行う。
- ・プロ・アマチュアとも原則としてマスクを着用する。  
(挨拶をする際など近接の場合は、PCR検査の陰性者であっても全員が必ずマスクの着用する)  
熱中症対策として、フィジカルディスタンスを保てれば、外すことも認める。
- ・発話、会話を少なくする。(選手とのコミュニケーションが減少することを予め了解いただく)

- ・「乗用カート」では、乗車中の会話を控えるか、会話する場合は、マスク着用を要請する。  
カートの乗車位置の固定や、ビニールカーテン(飛沫防止)なども有効な対策である。
- ・ロッカールームでは、「身体的距離の確保」と会話の自粛を要請する。  
(換気・共有部分の消毒徹底)
- ・プレーヤー同士の浴室・浴槽・脱衣室での会話を自粛するよう要請する。
- ・浴室・浴槽・脱衣室における「身体的距離の確保」に注意を促す。
- ・風呂桶などの共用する備品は使用後に流水で水洗いするよう促す。
- ・化粧品・ブラシ等は持参するよう要請する。
- ・表彰パーティーなどは、待機時間合わせて3密になりやすいので待機中・パーティー着席中の感染防止対策(人同士の距離、飛沫防止対策等)を講じる。  
対策が不十分な場合は、組ごとに行う懇親会(短時間)等で、選手及び参加者の安全を確保する。
- ・表彰式を実施する場合には、参加者全員のPCR検査をすることが望ましい。
- ・ゴルフカートの消毒、ゴルフクラブの受け渡し等、すべての方が安心して参加できるよう、対策のルール化、見える化を行う。
- ・接触確認アプリ(COCOA)等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用、更に利用者のQRコード読取を推奨いたします。

[参考] ゴルフ場業界としての「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止ガイドライン第5版  
2021年2月5日(改訂) 一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会  
<http://www.golf-ngk.or.jp/news/2020/corona/golfcoronaguideline.pdf>

## 2. 前夜祭(ホテルでの食事会)の開催について

本ガイドライン「V-3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を参考に計画してください。基準値の見直し等は、管轄するゴルフ協会及び自治体等と協議の上で決定・見直しをお願いします。飲食を伴う実施の場合には、「V-5. 飲食に関する基本的な感染防止策」の徹底をお願いいたします。本ガイドライン76~79ページに「【参考】感染予防措置 実施チェックリスト」がありますので、開催時の最終点検にご使用ください。

下記は、業種別ガイドラインを遵守している感染防止対策が万全である施設で開催されること。また座席も指定された着席型であり、料理も個別に配膳される形式を前提とした運用について、記載していますので参考にしてください。

政府専門家分科会は、「飲食は感染リスクが一番高い」と提言しています。感染拡大状況により開催有可否検討並びに、安全担保につきまして十分な検討をお願いいたします。

以下、ゴルフトーナメント特有の事象についてまとめておりますので合わせてご参照ください。

- ・飲食を伴う場合は、マスクを外している時間が長く、接触者の追跡がしにくい。  
クラスター発生が懸念されることや、すべてが濃厚接触疑い者と判定される可能性がある。
- ・体調に不安がある場合は、参加自粛を要請する。
- ・検温、手指消毒を入場時に行う。
- ・ステージ及び司会者と、客席の距離は2 m以上離す。

- ・対面での食事を避ける。(円卓を使用し、隣席との距離にゆとりを持たせるレイアウトとする)  
立食形式での飲食は、濃厚接触者の特定が困難となり参加者全員が疑い者となる懸念があり、  
当面の間は行わないようにする。
- ・ビュッフェスタイルの食事は避ける。個別に配膳されるものとする。
- ・調味料等を使用する、また複数人用に盛り付けられるメニューを避ける。
- ・受付や誘導を行うスタッフ、配膳するスタッフは、マスクやフェイスシールド等、飛沫を防止する相互の感染防止対策を講じる。
- ・選手の同席について、陽性者が発生した場合、翌日以降の出場制限(クラスター化する場合に大会継続可否)についてのリスクが生じるために、主催者とプロ協会とで慎重に協議する。  
(ディフェンディングチャンピオン等のメッセージはビデオレターやリモートでの出演を推奨)
- ・組み合わせ抽選等を行う場合は、抽選器具など不特定多数が触れる可能性のあるものは消毒等感染防止策を講じる。非接触で抽選する方法、参加者が会場内の移動しない方法を検討する。
- ・宿泊する参加者が、各自が市中で食事をすることでの感染リスクも心配されるため、安全対策を講じた上で、夕食会を開催することは、行動の履歴を把握するために有効な施策である。
  - ・接触確認アプリ (COCOA) 等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用、更に利用者の QR コード読取を推奨いたします。

〔参考〕結婚式場業「新型コロナウイルス感染症ガイドライン第3版 2020年10月21日改訂

公益社団法人日本ブライダル文化振興協会・一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

<https://www.bia.or.jp/wp-content/uploads/2020/10/bfaf724e5cf64412e076c80e60eb0087.pdf>

### 3. その他の催物について

本ガイドライン「V-3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を参考に計画してください。  
基準値の見直し等は、管轄するゴルフ協会及び自治体等と協議の上で決定・見直しをお願いします。  
感染防止策として以下の対策を行ってください。

- ・招待者、イベント参加者、ボランティア等、名簿によりイベント来場者の把握を徹底する。
- ・選手・選手関係者及び大会関係者と同じ施設(クラブハウス等)を使用する場合には、来場の際し、同様の検温・健康チェックの確認を行う。
- ・招待者等が、上記の検査や確認ができない場合には、選手等と導線を分けるなど接触、交流しない対策を講じる。
- ・大会で設定する入場制限を適用することを予め周知する(検温・健康状態の確認)
- ・3密の防止観点で計画、対策を講じる。
- ・手指消毒等の感染防止対策を講じる。
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・発話、会話を少なくする(選手とのコミュニケーションが減少することを予め了解いただく)
- ・招待者用テントやレストランなどの空間で、飲食を伴う場合には、距離を保つなどの対策に加えて、受付表や注文伝票等を活用し、利用者の連絡先の把握と着席したエリアや利用時間を記録

することを推奨する。(陽性者及び疑い者が発生した場合の連絡の為)

- ・感染防止の観点から従来のサービス(会話・握手・サイン等)を見直し、新しいサービス提供を検討する。
- ・接触確認アプリ (COCOA) 等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用、更に利用者の QR コード読取を推奨いたします。

## IX. 関係者(ボランティア等)の登用、管理に関する検討

### 1. ボランティア募集について

- ①高齢者の参加年齢制限については、管理会社の方針に従う。  
高齢者の重症化の懸念もあるが、制限による人権侵害への該当することにも注意する。
- ② 注意が必要とされる基礎疾患がある場合はご辞退いただくことを推奨する。
- ③ 事前問診、期間中間診、行動記録など指令する管理体制を承諾し遵守していただく。(虚偽・違反がある場合は参加を断る)
- ④ 体調が心配な場合は、参加しないことを促す。(無理な来場は勇気と責任をもって見合わせる)
- ⑤ 検温や問診結果で、当日であっても参加を断ることがあることを予め了解の上で申し込む。
- ⑥ 試合の規模(無観客等)で、職種による参加制限をする可能性を予め了解の上で申し込む。
- ⑦ 会場内では大会の感染防止対策を遵守する。
- ⑧ 業務中、休憩中に限らずマスクを着用する。(通勤時も同様)
- ⑨ 食事の前には手指を消毒し、食事中マスクをはずす場合には、人との距離を保ち、発話は控える。
- ⑩ 手洗い、手指消毒をこまめに行う。(手洗い・消毒環境の整備)
- ⑪ 不要不急な発話、会話をしない。
- ⑫ 握手、抱擁などは行わない。
- ⑬ 社会的距離(できるだけ2m、最低1m)を確保する。(待機場所の用意も同様)
- ⑭ 管理者は、諸室及び共有物の清掃や環境消毒、高頻度接触面に対しては消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて清拭消毒を行う。
- ⑮ 管理者は、濃厚接触をつくらないように、集合時間の設定や諸室のレイアウト、最低人数での運営等を注意する。
- ⑯ 待機及び休憩する諸室では、「一度に休憩する人数の制限、対面での食事や会話の自粛」、「休憩スペースの常時喚起」、「共用する物品の消毒」、「入退室前後の手洗い」を徹底する。
- ⑰ 体調不良者や感染疑いがある場合には、本人及び大会事務局と密に連絡をとる。また、陽性者が出た場合には、同日に業務をした参加者に対して連絡をとり、体調管理の徹底を促す。
- ⑱ 基本的な感染防止策の遵守、「新しい生活様式\*」、「感染リスクが高まる5つの場面\*\*」に基づいた行動を徹底する。
- ⑲ 接触確認アプリ (COCOA) 等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用、更に利用者の

QRコード読取を推奨いたします。

## 2. アルバイトの管理について

- ① 検温、問診票及び行動履歴の確認は、大会関係者と同様に行う。
- ② 名簿の管理をしっかり行い、大会期間中及び大会後も連絡が取れるようにする。
- ③ アルバイトの待機場所については、3密にならないように準備する。
- ④ ホテルは1人部屋を確保する。夕食の状況、風呂等については、感染防止の観点から万全を期し、限界や問題がある場合には、アルバイトに注意喚起を徹底する。
- ⑤ 会場内では大会の感染防止対策を遵守する。
- ⑥ 業務中、休憩中に限らずマスクを着用する。(通勤時も同様)
- ⑦ 食事の前には手指を消毒し、食事中マスクをはずす場合には、人との距離を保ち、発話は控える。
- ⑧ 手洗い、手指消毒をこまめに行う。(手洗い・消毒環境の整備)
- ⑨ 発話、会話をしない。
- ⑩ 握手、抱擁などは行わない。
- ⑪ 社会的距離(できるだけ2m、最低1m)を確保する。(待機場所の用意も同様)
- ⑫ 管理者は、諸室及び共有物の清掃や環境消毒、高頻度接触面に対しては消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて清拭消毒を行う。
- ⑫ 管理者は、濃厚接触をつくならないように、集合時間の設定や諸室のレイアウト、最低人数での運営等を注意する。
- ⑬ 待機及び休憩する諸室では、「一度に休憩する人数の制限、対面での食事や会話の自粛」、「休憩スペースの常時喚起」、「共用する物品の消毒」、「入退室前後の手洗い」を徹底する。
- ⑭ 体調不良者や感染疑いがある場合には、本人及び大会事務局と密に連絡をとる。また、陽性者が出た場合には、同日に業務をした参加者に対して連絡をとり、体調管理の徹底を促す。
- ⑮ 基本的な感染防止策の遵守、「新しい生活様式\*」、「感染リスクが高まる5つの場面\*\*」に基づいた行動を徹底する。
- ⑯ 接触確認アプリ(COCoA)等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用、更に利用者のQRコード読取を推奨いたします。

## 3. その他の臨時来場者について

宅配便、搬入・納入を目的とした臨時来場者に対しても、該当する取引先には「業種別ガイドライン」に従って感染症対策の徹底を予め依頼する。

- 業種別ガイドライン(新型コロナウイルス感染症対策推進室)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

- 厚生労働省

新型コロナウイルスに関するQ&A(一般向け)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

\*新しい生活様式（ポスター等もダウンロードが可能／諸室内に掲示等で周知してください）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

\*\*感染リスクが高まる「5つの場面」

<https://corona.go.jp/proposal/>

## X. 観客の入場を前提としたゴルフトーナメント開催について

本ガイドラインは、「V-3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を示しています。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事及び各府省庁担当課室に連絡される事務連絡に基づき、それをゴルフトーナメントの各場面、特性を考慮して基準を設定いたしました。今後の政府方針の変更に伴い、本ガイドラインも適宜改訂するものといたします。

本ガイドライン改訂前に、政府の方針が変わる場合には、最新の政府方針を優先してください。

（参考）【基本的対処方針変更に伴う方針変更（令和3年8月18日）】事務連絡

[https://www.mext.go.jp/content/20210818-mxt\\_kouhou01-000007004\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210818-mxt_kouhou01-000007004_2.pdf)

（参考）【基本的対処方針変更に伴う方針変更（令和3年6月18日）】事務連絡

[https://www.mext.go.jp/content/20210618-mxt\\_kouhou01-000004520\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210618-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf)

（参考）【2月末までの催物の開催制限等について（令和2年11月12日）】事務連絡

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_20201112.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf)

（参考）【11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日）】事務連絡

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_20200911.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf)

### 1. 観客動員について

政府のイベント規模を定める諸資料において、ゴルフトーナメントは、「収容定員が設定されていない催物」であり、以下の通り取り扱うように示されています。

#### 【観客の入場制限の設定について】

屋外競技であり、スポーツイベントであります。それらに定められている制限緩和数を、ゴルフトーナメントでは、そのまま使用することができません。

その理由としましては、「人数上限及び収容要件」が定まっていないイベントであること、また「観客が自由に移動できる」イベントであり、かつイベント会場内で「行動区域を管理」することができないイベントであることです。

諸所の資料等を参考にする際には、スポーツイベントや大声を出さないイベントという部分のみでなく、「全国的・広域的なお祭りや野外フェス等」のイベント制限等を参考にし、対策及び安全対策を行うことを推奨します。

但し、声を出さずに観戦する、選手との距離を確保する、諸注意を守っていただきながら観戦することが、歴史的・慣例的に培われたスポーツイベントでありますので、これまでの競技運営、ゴルフトーナメント運営のノウハウと感染防止策との組み合わせにより、観客動員数を上げていくことは充分に可能と判断しています。

以下の条件をすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものとして「十分な人と人の間隔を設けられるイベントに該当」し、開催可能と判断されます。

|               |  |
|---------------|--|
| ①身体的距離の確保     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大状況(自治体の警戒レベル)に準じた入場制限</li> <li>・誘導人員配置による注意喚起</li> <li>・移動時の適切な対人距離の確保</li> <li>・混雑が予想される場所の対策（ゾーニング及び、配置変更やファンサービス（サイン）等の制限を実施</li> </ul>   |
| ②密集の回避        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定点カメラの設置や、デジタル技術等による混雑状況の把握並びに注意喚起</li> <li>・誘導人員配置による注意喚起</li> <li>・時差、分散措置を講じた入退場</li> </ul>   |
| ③飲食制限         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li> <li>・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</li> <li>・過度な飲酒の自粛</li> <li>・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。<br/>(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)</li> </ul> |
| ④大声を出さないことの担保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大声を出す者がいた場合、個別に注意喚起を行う。</li> <li>*隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）</li> <li>*演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）</li> </ul>  |
| ⑤催物前後の行動管理    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント前後の感染防止の注意喚起</li> <li>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</li> </ul>  |
| ⑥利用者・連絡先の把握   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・<u>接触確認アプリ(COCoA)のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励</u></li> </ul>  |

### 注意

ゴルフーナメントは、観客席が指定されているイベントではないため、50%と制限をしても観客やメディアが人気選手組に集中しやすいためフィジカルディスタンスが確保しにくく、3密が発生しやすいため、「緩和の目安」を、そのまま数字的根拠とするのは難しいイベントがあります。観客が集中しないための対策と管理体制を総合的に検討する必要があります。また、屋外で観戦する競技であり、雷雨等で競技が中断する場合、観客の避難場所等は、3密に

なりやすいため、収容人数の制限や、マスクの着用、換気等の基本対策に注意しつつ、「発声の禁止」など感染確率を低下させる必要になります。ゾーニングとフィジカルディスタンスの確保が重要となりますので、誘導人員や安全対策人員の配置なども重要となります。安心・安全を講じる対策をお願いします。

## 2. ゴルフトーナメントの観客に生じる感染リスク

37 ページ 「VI-1」 参照

## 3. ゴルフトーナメント運営管理上の基本事項

### 【基本原則】

1. トーナメント会場では、互いに感染させないため必ずマスクを着用する。  
着用していない場合には、個別に注意等を行う。
2. 発熱及び体調不良の場合（近くにいる時を含む）には、トーナメント会場に来ない。
3. 素晴らしいプレーには声援でなく拍手を送る。  
大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う。
4. 可能な限りの対人距離をとる。  
対人距離が取れない場合・場所等は誘導係員を配置する。
5. 共有物に触れる前後には、手洗い・手指消毒を行う。  
触れた後には「目・鼻・口」を触らない。
6. マスクをはずす場面（飲食・喫煙・入浴等）では、3密の防止、発声・会話の禁止、換気の徹底、時差利用などの対策を徹底。
7. 飲食は感染防止対策を行ったエリア以外(例：送迎バスや観客用スタンド、ローピング付近、人が多い場所)での飲食は禁止。他グループと距離を保てる場所（例：敷地内芝生、個別に配置されたベンチ、移動可能な椅子等）での飲食は可能とする。

### ①開催前後、開催中の案内と予防措置の強化

- ・大会ホームページ、ゴルフ協会ホームページ、チケット販売ページ、SNS、会場内スコアボード、場内放送（スタートアナウンス等）、入場時の配布物等を通じて、「マスクの着用」「手指消毒励行」、「咳エチケット遵守」を含む一般的な予防措置を案内する
- ・発症者発見時の迅速な対応のために、ゴルフ協会関係者、大会関係者、選手及びその同行者に対策についての周知徹底、教育指導を行う。

### ②消毒と衛生

- ・消毒計画(基本清掃と清拭消毒)について、予め大会事務局と開催ゴルフ場とで協議を行う。
- ・感染防止対策備品の手配、配置計画
- ・感染疑い症状発症者の隔離場所の用意とアクセスコントロールを事前決定しておく。
- ・密集、密接を避ける。
- ・係員による呼びかけ（観戦、移動の注意喚起、密集・密接・発声等 禁止事項の徹底）
- ・注意箇所には、利用可能人数や利用の注意事項を、それぞれの箇所で周知する。

### ③飲食販売関連

- ・観客用の飲食スペースは、屋外のテント等がその大半であります。利用人数制限や換気の徹底をお願いいたします。  
不特定多数の利用があるため、基本清掃に加えて、利用者の入れ替わりごとの清拭消毒、利用者の手指消毒等感染リスクが高いため、対策を強化してください。  
各テーブルに、利用する前後に各自で清掃・消毒ができるような備品の設置も推奨いたします。
  - ・飲食販売を中止し、来場者持ち込みを前提とすることも感染予防に有効である。  
但し、販売しないことの案内を徹底すること、熱中症や脱水症を防ぐために飲料の販売は行うことは重要であり、また手洗い(手指消毒含む)、ゴミ箱は必ず用意してください。
  - ・個包装もしくはフタ付きで提供できるメニューが望ましい。ピュッフェスタイルでの飲食物提供及び調味料や紙ナプキンや箸等をセルフサービスで提供することを制限してください。
  - ・販売担当者はマスクを必ず着用し、衛生手袋の着用を推奨する。検温や日々の体調管理を徹底し、こまめな手指消毒に努める。
  - ・売店カウンターにビニールカーテンやアクリルボードを設置する等、可能な限りの感染予防策を講じる。(前述する「V-6：飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項参照」)
  - ・金銭のやり取りは必ずトレーを介して行う。「会計担当者」と「調理及び料理を受け渡す担当者」を分ける等の対応が有効。偶発的に直接のやり取りとなった場合は、その後必ず手指消毒を行う。
  - ・複数人でシェアすることを想定しているメニュー(フィンガーフードのパーティーボックス等)の提供を行わない。
  - ・ギャラリープラザの入退場、購入の際の並び列など3密を避けるため、時差・分散措置、誘導人員の配置等を行う。(交差やすれ違いが少なくなる導線、並び列等の対人距離の確保)
  - ・喫煙所は、マスクを着用せず、密集する可能性があり、同時利用人数制限など注意喚起を行う。(身体的距離の確保、密の回避、声を出さない等)
- \* 「V-5. 飲食に関する基本的な感染防止策」の徹底をお願いいたします。  
本ガイドライン76~79ページに「【参考】感染予防措置 実施チェックリスト」がありますので、開催時の最終点検にご使用ください。

### 4. 入場制限対象者の設定

- ・本ガイドラインでは、以下の制限を推奨しますが、必要に応じて各開催地の感染状況の指標を判断材料とし、各自治体及び管轄するゴルフ協会と協議の上で設定してください。
- ・入場制限対象者は、大会ホームページ、ゴルフ協会ホームページ、チケット販売ページ、SNS等周知徹底してください。入場券券面にて案内することも推奨いたします。
- ・観客に限らず、一般に公募される者(ボランティア、懸賞応募者、イベント参加者、招待者等)については、同様の基準とすることを推奨する。

**【入場制限対象者】** \*72～75 ページもあわせてご確認ください。

- ①過去 1 週間以内から現在までに下記(1)～(4)を含む体調不良のある者
  - (1)体温 37.5℃以上
  - (2)強い倦怠感
  - (3)感冒様症状 (咳・咽頭痛・息苦しさ等)
  - (4)味覚・嗅覚異常などの異変がある
- ②PCR 検査陽性歴があり、(1)有症状者では、発症日から 10 日未満、かつ、症状軽快後 72 時間以内の者、(2)症状軽快後 24 時間経過から 24 時間以上の間隔をあけ、2 回の PCR 検査で陰性を確認できていない者、または(3)無症状病原体保有者では、陰性確認から 10 日未満の者、(4)検体採取から 6 日間経過後、24 時間以上の間隔をあけ 2 回 PCR 検査陰性を確認できていない者。
- ③濃厚接触者として自宅待機中の者
- ④家族が濃厚接触者として自宅待機中の者
- ⑤家族に①(1)～(4) いずれかの体調不良がある者
- ⑥海外から帰国(日本に入国)して 14 日未満の者
- ⑦マスク非着用 of 者

## 5. 観客の管理

### 【大会前】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、下記に該当する方については来場をお断りするアナウンスを行うこと。
- ・来場予定より 2 週間前に海外渡航歴のある方は、来場をご遠慮ください。
- ・新型コロナウイルス感染症に感染された方、症状がなくなったと感じられた場合でも、医療機関や保健所から療養終了の判断が出るまで来場をお断りする。
- ・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と判断された方保健所より濃厚接触者と判断されてから 2 週間以内のご来場はお断りする。
- ・発熱、咳、倦怠感、咽頭痛等の諸症状がみられる場合には観戦自粛を求める。(心臓、肺などに基礎疾患がある場合も同様) 自分を守るだけでなく、多くの仲間、選手を守ることを理解の徹底
- ・観客及び関係者に対し、接触確認アプリ (COCOA) 等、感染拡大防止を目的としたアプリの利用、更に利用者の QR コード読取を推奨いたします。

\*COCOA は、電源及び Bluetooth を on にしてからマナーモードにさせていただくようご案内をお願いします。

(ゴルフトーナメントは、「人数上限及び収容要件が定まっていないイベント」であること。また、「観客が自由に移動できるイベント」であり、イベント会場で「行動区域を管理することが困難なイベント」であるため、接触確認アプリを入場者に要求することは、安全を高め、感染症対策の弱点を補います)。

## 【入場時】

- ・ゴルフトーナメント会場でのマスク着用の徹底。(大会で配布しない等、事前案内の徹底)
- ・入場ゲート前、または入場ゲート通過時、サーモグラフィまたは非接触式体温計で検温の実施(基準 37.5℃)  
来場者の平熱を把握することはできないため、目安として 37.5℃以上の発熱を感知した場合、または平熱より高い状態が 2 日ないし 3 日以上続いた場合には、健康に関する注意・確認を行う。発熱しない感染者もいるが感染者が入場する確率を下げることができる。  
\*サーモグラフィは、測定誤差を最小限とするため屋内または日影での実施を推奨
- ・入場時の濃厚接触を減らすための工夫 (ゾーニングなど)  
開場時間の繰り上げと、入場ゲート手前の新たな待機ゾーンの設置による入場時の混雑緩和。

## 【観戦中】

ゴルフトーナメントは、選手・キャディの近くを随行する特徴があるため、スタジアム競技より徹底強化する必要がある。(熱中症防止対策として、人との距離を確保する前提で、マスクの脱着についても周知徹底する)

- ・3つの密を避ける策として、人数制限(各日共通チケットの見直し、中止・順延時の振替観戦規則の見直し)やゾーニング(環境を区域分けすることや密集や交差を避けること)、誘導人員の配置を検討する。
- ・観戦時の濃厚接触を減らす工夫を講じ、対策事例を共有し安全レベルを高める。  
サインや握手の禁止、プレゼント等の受け取りの禁止(協会側から選手及び観客への案内)
- ・キャディマスター室やスタートホール、最終ホールなど混雑箇所への移動制限と誘導員配置。
- ・応援歌合唱、鳴り物使用の応援スタイルの変更と観客同士のハイタッチ等接触の禁止を野球・サッカーでは注意されているが、ゴルフ観戦で発生する可能性は低い。但し飛沫感染や接触感染の恐れがある場合は、協会及び大会事務局で協議し、選手及び観客へ案内する。
- ・手指消毒剤を設置する。
- ・ファンから手渡されたペン、色紙、ボールなどでの行うサインや、ハイタッチ等を行わない。

## 【観戦後】

- ・送迎バスの配車場所、並び列等の分散等により、退場ゲートの混雑解消などを行う。
- ・トーナメント観戦日から 2 日以内に、PCR 検査で陽性が判明した場合、または濃厚接触者と認定された場合には、大会事務局が指定した連絡窓口に連絡をいただく。(事項 6-(2)も参照)

## 6. 観客から、発症者／陽性感染者が発生した場合の対応

### (1)基本対応

- ・余程の体調不良でない限りは、観客自身で医療機関での受診、帰宅を促す。
- ・症状の確認

- ・サーモグラフィ、非接触体温計等で検温（1次検温）
- ・隔離場所へ移動
- ・マスク着用、フェイスシールド、防護服（簡易レインウェア可）、ゴム手袋を着用したスタッフ（医療従事者がいれば望ましい）が体温確認（2次検温）
- ・必要に応じて、大会が手配する医療従事者の診断、判断を仰ぐ。
- ・必要に応じて、管轄保健所、連携医療機関への連絡、案内

## (2) 観客に感染者が発生した場合の発表について（日本野球機構と同対応とする）

（陽性感染者が感染可能期間中にトーナメント観戦していたことが発覚した場合等）

### 【陽性感染者の場合】

**対応の必要性：当該観戦日が発症 48 時間前以降に当たる場合**

自治体及び保健所との協議の上、感染拡大が懸念される場合、大会ホームページ及び大会 SNS 等で、迅速に公表を行う。

また、当日の交通手段や、会場内での観戦ルートの聞き取りを行い、同日の観戦者へ健康観察などの注意喚起を行う。

### 【濃厚接触者と認定された場合】

**対応の必要性：当該観戦日が濃厚接触時点から濃厚接触者と認定されて隔離する（自主隔離含む）までの期間に当たる場合**

濃厚接触者の当日の交通手段や、会場内での観戦ルートの聞き取り及び公表は行わない。但し、自治体及び保健所との協議の上、感染拡大が懸念される場合、大会ホームページ及び大会 SNS 等で、迅速に公表を行う。

## (3) 医療アドバイザーとの対応協議

- ・集団発生に対するリスク回避を検討

## 7. ゴルフトーナメント特有の対応について

### ① 応援スタイル・ファンサービス

本ガイドライン「V-3. 開催自治体の警戒レベルに応じた催物制限基準」を参考に計画してください。握手、サインの禁止、プレゼント等の受取り断るなど、ファンサービスの中止を予め告知する。（集まる目的、接近する目的を無くす）ことで観客の理解をとり、また、誘導人員を配置するなどして、キャディマスター室周辺の密集を回避する。

### ② 観客の送迎

**重要：** ・バス会社が常に講じる感染予防対策の徹底を依頼する。

- ・濃厚接触にならない(以下の要素が重ならない)ように計画する。

「手の届く距離で、感染防止策なしで、15分以上いること」

**運用：** ・乗車前：マスクの着用を点検、非接触式体温計での検温

- ・乗車前後:手指消毒

- ・乗車中：マスクの着用/発話の禁止/換気（1時間に3回の換気を推奨）

- ・手すり、椅子、つり革等、不特定多数が触れる箇所を毎日消毒する

- ・乗車率(1台についての乗車人数)に関しては、走行時間を考慮して判断する

- ・運転手の感染防止策含めバス会社が常に実施している感染防止策に加え、会場までの時間、距離、天候等を踏まえバス会社等と協議の上で対策を講じる。

### ③ギャラリープラザについて

52 ページ 「X-3-③ 飲食販売関連」参照

### ④ギャラリースタンドについて

人数制限については、換気も良く、すべて同一方向を向いているため、以下の対策徹底を前提に制限は不要です。(人と人が触れない程度の距離、グループ毎に1人分の距離程度の確保をする)

- ・マスクの着用(常時・着用率100%)
- ・発話の禁止(応援は拍手のみ)
- ・手すりなど不特定多数が触れる箇所は定期的な消毒を行う。
- ・椅子(座席)については、毎日消毒を行う。
- ・監視誘導員の配置。(人数制限コントロール含む)
- ・上記の対策を前提として、飲食を禁止することで収容率を100%とし、飲食を許可する場合は人と人との距離を確保(50%以下等の制限)する等で安全の担保をお願いします。

### ⑤その他、ギャラリーの密を防ぐための施策例(来場人数・ロケーションにより検討)

- ・観客の移動は順行が良い(逆流・交差をしないようにする)
  - 効果：逆流による密接、密集と対面、声の掛け合いを防ぐ
  - 対策例：クラブハウス前やパッティンググリーンは時計回りにする  
ティーイングエリアやグリーン周りはクロスウェイを活用して時計回り・反時計回りにする。袋小路の場所には注意が必要で、袋小路にする場合は往路と復路を作る、そのエリアへの入場制限を行う。
- ・傘をさしながらの観戦を推奨する
  - 効果：フィジカルディスタンスを確保、熱中症対策にも有効
- ・選手のサインや握手、撮影会等のサービスを状況に応じて中止する。
  - 効果：クラブハウス周辺など、人が集まる状況、選手を待つ時間などによる密集を防止
  - 対策例：決定した方針は、観客に主催者・協会から断る。(都度、選手本人に断らせないように主催者及びゴルフ協会が配慮すること。サービスを期待する観客もクラブハウス周辺等に集まらないようにする)
- ・指定されたエリア以外(コース内)で、飲食をする場合には、2m以上の対人距離をとる。(ギャラリースタンド及びギャラリーロープ沿い3m以内での飲食を禁止する等)
- ・熱中症対策として、人との距離を十分に確保できる場合には、マスクを外すことを推奨する。
- ・喫煙所、手洗い、トイレ等、譲り合いながら利用するようにする。

### ⑥事前の告知例(大会告知物(チケット裏面、大会ホームページ等)に掲載ギャラリー案内例)

本ガイドライン P72・73 ページ 「来場されるお客様への案内」(サンプル)

P74・75 ページ 「入場券に関する案内」(サンプル) 参照

## XI. イベント開催制限の段階的緩和の目安（令和3年8月5日事務連絡）

新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本方針」という。）の改正が行われております。

同日付で各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の事務連絡）が発出されております。

### 感染状況に応じたイベント開催制限等について（6/17～の取扱い）

【別紙1】

|  | 収容率※4                                   | 人数上限※4  | 営業時間短縮  |
|--|---|---|---------|
| 緊急事態措置区域                                 | 50%                                     | 5,000人  | 21時まで   |
| まん延防止等重点措置                               | 大声なし※1<br>100%以内<br><br>大声あり※2<br>50%以内 | (まん延防止等重点措置の都道府県)<br>5,000人   | 都道府県の判断 |
| 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の<br>経過措置<br>(約1か月) |   | 5,000人<br>又は<br>収容定員50%以内(≦10,000人)<br>のいずれか大きい方<br><br>注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人<br>→実証時20,000人に緩和。 |         |
| その他都道府県※3                                |   | 5,000人<br>又は<br>収容定員50%以内<br>のいずれか大きい方  |         |

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働かせる（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

1

## 1. 催物の開催制限

### (1) 特定都道府県

#### ① 催物の開催制限の目安等

- 基本的対処方針の三（3）2）等に基づき、催物開催の目安を以下のとおりとする。
- 5,000人を上限とすること。
- 上記人数要件に加え、収容定員の50%以内の参加人数にすること。収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（1m）を確保できること。
- また、祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、令和2年9月11日付け事務連絡1.（2）のとおり取り扱うこと。
- なお、催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底することとし、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重

に判断すること。また、催物の主催者等に対し、参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底させること。

- スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、民間企業・団体等の幅広い協力を得て、引き続き普及を促進すること。

## ② 営業時間短縮等の要請

- 地域の感染状況等を踏まえ、21時までを目安に営業時間の短縮の要請を行うこと。  
なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の要請対象とする必要はない。

## ③ チケット販売の取扱い

- 茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県においては、本事務連絡が発出された日から、最大3日間（8月18日～8月20日）の周知期間終了時点（遅くとも8月20日）までにチケット販売が開始された場合（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）には、周知期間終了時点（遅くとも8月20日）までに販売されたものに限り、上記①及び②は適用せず、各都道府県が定めた周知期間までに販売したチケットをキャンセル不要と扱うこと。

また、これまでの事務連絡のとおり、各地域での目安に応じ、その目安を満たさないチケットの新規販売は停止されているところであるが、さらに、周知期間終了後（遅くとも8月21日）から、上記①及び②を満たさないチケットの新規販売の停止を継続又は実施すること。

- 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記①及び②を満たすこと。

- なお、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県については、

・8月31日までに開催されるイベントについては、上記①及び②の目安に基づき、令和3年7月30日付け事務連絡1.（1）③のとおりチケット販売を取り扱うこと。

・9月1日から12日までに開催されるイベントについては、本事務連絡1.（1）③のとおりチケット販売を取り扱うこと。

## (2) 重点措置区域である都道府県

### ① 催物の開催制限の目安等

- 基本的対処方針の三（3）9）等に基づき、催物開催の目安を以下のとおりとする。

- 5,000人を上限とすること。

- 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和2年11月12日付け事務連絡1.（1）②のとおり取り扱うこと。なお、大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、「同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない」としているのは、家族等の日頃行動を共にするグループ内であれば、催物中間隔を空けずに着席しても、感染リスクは大幅には増加しない（日頃の行動における感染リスクと比べれば捨象しうる）と考えられるため、その趣旨に照らし、各都道府県において、適切に周知広報を行うこと。

●また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、令和2年11月12日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。

### ② 営業時間短縮等の要請

●営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各都道府県が適切に判断すること。また、判断に際しては、上記(1)②に留意すること。

なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の要請対象とする必要はない。

### ③ チケット販売の取扱い

●宮城県、山梨県、富山県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県においては、本事務連絡が発出された日から、最大3日間(8月18日～8月20日)の周知期間終了時点(遅くとも8月20日)までにチケット販売が開始された場合(優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの)には、周知期間終了時点(遅くとも8月20日)までに販売されたものに限り、上記①及び②は適用せず、各都道府県が定めた周知期間までに販売したチケットをキャンセル不要と扱うこと。

また、これまでの事務連絡のとおり、各地域での目安に応じ、その目安を満たさないチケットの新規販売は停止されているところであるが、さらに、周知期間終了後(遅くとも8月21日)から、上記①及び②を満たさないチケットの新規販売の停止を継続又は実施すること。

●上記周知期間後に販売開始されるものは、上記①及び②を満たすこと。

●なお、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県については、

・8月31日までに開催されるイベントについては、上記①及び②の目安に基づき、令和3年7月30日付け事務連絡1.(2)③(北海道及び石川県)、8月5日付け事務連絡1.(2)③(福島、愛知県、滋賀県及び熊本県)のとおりチケット販売を取り扱うこと。

・9月1日から12日までに開催されるイベントについては、本事務連絡1.(2)③のとおりチケット販売を取り扱うこと。

## (3) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱い

基本的対処方針の三(3)8)等に基づき、特定都道府県又は重点措置区域から除外されてから約1か月間の経過措置として、当該期間中の催物開催の目安については、令和3年7月8日付け事務連絡1.(3)のとおり目安等を取り扱うこと。

なお、当該期間中であっても、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に再び公示された場合についても、上記(1)及び(2)によること。

## (4) その他の都道府県

令和2年11月12日付け事務連絡1. のとおり目安等を取り扱うこと。

## (5) 留意事項

### ① 人数上限及び収容率要件の解釈について

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。

## ② 都道府県による事前相談等について

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

これまでも多くの都道府県において取り組んでいただいているところであるが、主催者等がイベント開催に係る事前相談、質問を行う場合に対応する観点から、相談窓口の設置（都道府県が基本的対処方針上の目安より厳しい基準を設定し既販売分チケットの払い戻しを求める場合も含め、問い合わせ等の増加や休日対応の必要性が見込まれる場合等は、必要に応じ当該窓口の増強）等、必要な体制構築に努め、事業者の相談等に適切に対応すること。

## ③ 感染拡大防止に必要な取組の継続等

各都道府県及び関係各府省庁においては、令和2年9月11日付け事務連絡、同年11月12日付け事務連絡、令和3年2月26日付け事務連絡、令和3年6月17日付け事務連絡など、これまでの事務連絡に示された催物の開催制限、業種別ガイドラインの遵守徹底等に必要な取組等を継続すること。

## ④ 本目安の扱い

本目安については、各都道府県において、感染状況に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定しうること留意し、各地域の感染状況等に応じて、各都道府県が適切に判断すること。

## ⑤ 法第24条第9項に基づく要請等を行う場合の留意事項について

要請等については、個々の事業者や施設管理者等を対象として行うことは差し支えないが、当該要請等は行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第6号の行政指導に該当すると考えられることから、同法及び各都道府県の行政手続条例に則り、当該要請の趣旨及び内容並びに責任者を相手方に明確に示す必要があることに留意すること。

また、個々の事業者や施設管理者等に対して要請等を行う判断の考え方や基準について合理的説明が可能であり、公正性の観点からも説明ができるものになっているかといった観点からも検討を行うこと。

## ⑥ 収容率の目安判断に当たっての留意事項について

令和2年9月11日付け事務連絡及び同年11月12日付け事務連絡において、実際のイベントが大声での歓声、声援等が想定されるか否かについては、当該事務連絡の別紙として各種イベントの分類を例示したうえで、「各都道府県が、当該例示も踏まえ、イベントの特性に応じて収容率の目安を適用することとなる」とされているが、個別イベントの態様・実績等を踏まえながら個別具体的に判断する必要があることに留意すること。

具体的には、主催者等がイベントの特性に照らして収容率上限を100%とする扱いが適切と考える場合であって、都道府県が上記事務連絡別紙の例示も踏まえ特に確認が必要であると判断するときは、各都道府県は、下記のとおり、事前相談に当たって主催者等から提出された実績疎明資料を基に実績を確認し、収容率の目安を主催者等に連絡すること。また、各都道府県及び関係各府省庁は、別紙4に基づく事務手続きを行うため、下記のとおり事前相談及び事後フォローアップの体制を構築すること。

なお、参加人数が1,000人以下で都道府県への事前相談の対象とならないイベントにおい

て、主催者等がイベントの特性に照らして収容率上限を100%とする扱いが適切と考える場合は、主催者等は、実績疎明資料・チェックリスト、結果報告資料をHP等で公表し、イベントから1年間保管することとする。原則、都道府県や関係各府省庁への提出は不要とするが、大声・歓声等の発生等の問題が発生した場合には、結果報告資料を提出すること。

## (I) 大声での歓声、声援等が想定されるか否か

### ア 実績・実態を踏まえた判断

各都道府県は、事前相談以前の1年間における実績について、資料に基づき確認を行うこととする。具体的には、

●食事を伴わないイベントであることを計画書等により確認する。なお、令和2年11月12日付け事務連絡1.(1)②ア)のとおり、「映画館等(飲食を伴うものの発声がないもの)」については、同事務連絡別紙2に記載した条件がすべて担保されることが確認されるときは、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができる。

●当該イベントの出演者・チームについて、過去イベントの音声又は動画がある場合は、ファン・来場者層の実態が確認できることから、当該データを実績疎明資料とし、総合的に判断する。

●当該イベントの出演者・チームについて、過去イベントの音声又は動画がない場合は、ファン・来場者層の実態が確認できないことから、大声防止策を講じる主催者等の対策の内容を確認する。

主催者等が、大声・歓声等なしのイベントを開催したことがある場合は、

・当該類似イベントの音声又は動画のデータ

・来場者層の類似性の説明(音楽ジャンル、来場者の属性等を説明すること)

・当該類似イベントの対策と同種の対策を講じることを示す計画書を実績疎明資料とし、これらに基づき総合的に判断する。

主催者等が、大声・歓声等なしのイベントを開催したことがない場合は、収容率上限100%を適用することは認められない。

### イ 大声・歓声等が発生した場合の収容率上限100%の適否の考え方

各都道府県において、以下のとおり取り扱うこと。

●新規イベントの出演者・チームが、大声・歓声等が発生したイベントの出演者・チームの範囲に収まる場合は、前者について収容率上限100%を適用することは認められない。

●新規イベントの出演者・チームに、大声・歓声等が発生したイベントの出演者・チーム以外の者を含む場合は、前者について収容率上限100%を適用することが認められる。

## (II) 事前相談及び事後フォローアップ

### ア イベント開催前

イベント主催者等は、イベント開催の2週間前までに、収容率上限に係る相談及び実績疎明資料の提出を各都道府県に行うこととする。なお、一定期間の間に反復的に同一施設を使用する場合には、一括して事前相談を行ってもよいこととする。

各都道府県は、次の対応を行うこと。なお、令和3年6月30日付け事務連絡「催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等について」において、フォーマットのひな形・連絡先等

を示しているのので、留意されたい。

・HP等にイベント開催時に必要な感染防止策のチェックリスト、大声・歓声等なしの実績疎明資料、結果報告資料等のフォーマットを掲載・公表し、主催者等が入手可能な状態とすること。

・事前相談に際して、主催者等からイベント開催時に必要な感染防止策のチェックリストの提出を受けること。

また、主催者等がイベントの特性に照らして収容率上限を100%とする扱いが適切と考える場合は、併せて大声・歓声等なしの実績疎明資料の提出を受けること。

その際、主催者等が資料を電子媒体で提出できるよう、メールアドレス等の連絡先を設けること。

・提出された資料を確認の上、イベント主催者等の事情にも配慮しつつ、早期に連絡を行うこと。

・収容率上限の基準について50%である旨連絡した後、主催者等が資料を修正・再提出した場合には、各都道府県が再確認した結果、収容率上限100%と改めて連絡を行うことは妨げられない。

#### イ イベント開催後

各都道府県及び関係各府省庁は、次の対応を行うこと。

- ・主催者等から、イベント開催時の結果報告資料の提出を受け、内容を確認すること。なお、開催時、適切な感染防止策が講じられなかった場合や、大声・歓声等が発生したにも関わらず制止ができなかった場合には、改善策の提示を結果報告資料において求めることとする。
- ・関係各府省庁においては、専門家、業界団体と連携し、業界の感染防止策実施状況について確認する、問題発生事例を踏まえ業種別ガイドラインを改訂する等、適切なフォローアップを行うことが望ましい。

#### ウ 問題が確認された主催者等への対応

各都道府県及び関係各府省庁は、次の対応を行うこと。なお、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の問題については、その程度も様々であり、主催者等の責によらない場合も想定されるため、具体的な報告内容を踏まえ、十分な対策を講じていなかった場合等については、後記の収容率上限100%の適用を停止する措置を行うこととする一方、主催者の責によらず大声が少ない回数生じた等、問題が小さく、かつ、実現可能性の高い適切な再発防止策が示される場合については、後記の収容率上限100%の適用を停止する措置は行わない等、主催者等の報告が過度な不利益に繋がらないよう配慮すること。

・イベント主催者等の制止ができない程度に大声・歓声等が発生した場合には、発覚時から3か月の間又は関係各府省庁が実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間のいずれか遅い時点まで、当該アーティスト等のイベントについて収容率上限100%の適用を行わないこと。

・感染防止策不徹底であった場合は、発覚時から3か月の間又は関係各府省庁が実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間のいずれか遅い時点まで、当該主催者等のイベントについて収容率上限100%の適用を行わないこと。

- ・ 上記の双方に該当する場合には、いずれか遅い時点を基準とすること。
- ・ 結果報告資料において、虚偽の記載等が発覚した場合には、発覚時から6か月の間又は関係各府省庁が実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間のいずれか遅い時点まで、当該主催者等について収容率上限100%の適用を行わないこと。
- ・ 上記のアーティスト・主催者等の情報を集約し、定期的に各都道府県と関係各府省庁の間で共有すること。各都道府県は関係各府省庁から共有される情報も踏まえ、事前相談の際に主催者等に対して収容率上限を連絡すること。なお、当該基準の適用に当たっては、問題確認時以降に各都道府県に対して事前相談を行うイベントを対象とするものとし、既に事前相談を終えたイベントは対象とならないこととする。
- ・ 関係各府省庁においては、上記判断を行うに当たって、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室と十分連携を図ること。

#### **⑦ 目安が示されていない期間等における取扱い**

イベント主催者等による事前相談等に当たっては、都道府県は、9月以降のチケット販売を含め、地域の感染状況にかかわらず、全国的な感染状況に鑑み、当面の間、本事務連絡1.(4)に基づくその他都道府県の目安、又は、措置期間中・解除後の措置期間に当てはまる場合においては当該措置の目安を超えるチケット販売については慎重な取扱いを促すこと。

#### **⑧ 各種イベント・行事の開催判断に当たっての留意事項**

各種イベント・行事の開催判断に当たっては、感染防止策の適切な実施、開催規模・時期の見直し、検査の勧奨等といった感染症対策の観点に加え、例えば、部活動等における成果を発揮する場として全国大会等の開催は重要であること等、個々の行事が有する事情に鑑み、開催のあり方を個別具体的に検討する必要がある。関係各府省庁及び各都道府県においては、各種イベント・行事の開催判断に際して、各部局間の調整等を適切に実施し、感染防止策の徹底を図るとともに、各行事・イベントの趣旨を踏まえつつ、開催のあり方を適切に判断すること。

### イベント開催制限の段階的緩和（実績）

| 時期              |      | 収容率（注）   | 人数上限（注）                   |
|-----------------|------|--|---------------------------|
| 5月25日～<br>6月18日 | 屋内   | 50%以内  | 100人                      |
|                 | 屋外   | 十分な間隔<br>*できれば2m   | 200人                      |
| 6月19日～<br>7月9日  | 屋内   | 50%以内  | 1,000人                    |
|                 | 屋外   | 十分な間隔<br>*できれば2m   | 1,000人                    |
| 7月10日～<br>9月18日 | 屋内   | 50%以内  | 5,000人                    |
|                 | 屋外   | 十分な間隔<br>*できれば2m   | 5,000人                    |
| 9月19日～<br>今年8月末 | 大声なし | 100%以内（収容人数あり）<br>又は<br>密にならない程度の間隔（収容人数なし）<br><br>（※）飲食を伴うが発声のない催物（映画館）は「大声なし」と取扱う。 | 収容人数10,000人超<br>⇒収容人数の50% |
|                 | 大声あり | 50%以内（収容人数あり）<br>又は<br>十分な人と人との間隔（1m）（収容人数なし）<br><br>（※）食事を伴う催物は「大声あり」と同じ取扱い。        | 収容人数10,000人以下<br>⇒5,000人  |

（注）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

### 緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域におけるイベント開催制限

|              | 収容率              | 人数上限   | 営業時間短縮    |
|--------------|------------------|--------|-----------|
| 緊急事態措置区域     | 50%              | 5,000人 | 21時まで     |
| まん延防止等重点措置区域 | 大声なし100%/大声あり50% |        | 都道府県知事の判断 |

【別紙2】

### 施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要①

#### （基本的な考え方）

- 緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための取組を行うなど、徹底した感染防止策に取り組む。

#### <施設利用関係>（第45条第2項関係）

| 施設の種類 | 飲食関連施設   | 緊急事態宣言での措置  |
|-------|--|---|
| 飲食店   | 飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスは除く。）           | <ul style="list-style-type: none"> <li>酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業要請（飲食業の許可を受けてないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く。）</li> <li>上記以外の飲食店等の20時までの営業時間短縮</li> <li>都道府県知事の判断により、令第12条に規定される各措置について飲食店等に対して要請</li> </ul> |
| 遊興施設  | 接待 <sup>※</sup> を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 |   |
| 結婚式場  | 結婚式場   | <ul style="list-style-type: none"> <li>飲食店と同様の要請</li> </ul> <p><small>※上記に加え、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催するように働きかけること。</small></p>  |

※ここでの「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。

## 施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要②

### ＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

|      |  | 緊急事態宣言での措置  |
|------|--|---|
| 第4号  | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 など  | <b>人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請</b><br><b>21時までの営業時間短縮要請</b><br>※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと<br>※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要<br>※3：イベント開催以外の場合は、<br>1000平米超：20時までの営業時間短縮要請<br>1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ<br>※4：映画館については、<br>1000平米超：21時までの営業時間短縮要請<br>1000平米以下：21時までの営業時間短縮働きかけ |
| 第5号  | 集会場、公会堂 など   |   |
| 第6号  | 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など  |   |
| 第8号  | ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）  |   |
| 第9号  | 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など | <b>人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請</b><br><b>1000平米超：20時までの営業時間短縮要請</b><br><b>1000平米以下：</b><br><b>20時までの営業時間短縮働きかけ</b>   |
| 第10号 | 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など   | ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと<br>※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要<br>※3：イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請   |

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等  
 ※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

## 施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要③

### ＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

|       |   | 緊急事態宣言での措置  |
|-------|---|---|
| 第9号   | マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など                     | <b>1000平米超：20時までの営業時間短縮要請</b><br><b>1000平米以下：</b><br><b>20時までの営業時間短縮働きかけ</b>  |
| 第11号  | 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など |   |
| 第12号  | スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など         | ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと  |
| 第7号   | 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など              | <b>1000平米超：20時までの営業時間短縮要請</b><br><b>（生活必需物資を除く。）</b> 、 <b>入場整理等の働きかけ</b><br><b>1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ</b><br><b>（生活必需物資を除く。）</b> 、 <b>入場整理等の働きかけ</b> |
|       | スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など                       | 感染防止対策の徹底等  |
| 第1～3号 | 幼稚園、小学校、中学校、高校<br>保育所、介護老人保健施設<br>大学        | 学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請  |
| 第5号   | 葬祭場   | 酒類提供自粛（酒類の店内持込含む。）の働きかけ   |
| 第10号  | 図書館   | 入場整理の働きかけ   |
| 第11号  | ネットカフェ、マンガ喫茶 など                             | 入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ   |
| 第12号  | 銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など               |   |
| 第13号  | 自動車教習所、学習塾 など                               | オンラインの活用等の働きかけ  |

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等  
 ※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

## イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙3】

| (1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提) |              |  |
|--|--------------|--|
| ①                                      | 適切なマスク着用徹底   | ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める<br>*マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。  |
| ②                                      | 大声を出さないことの担保 | ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う<br>*隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提)<br>*演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)  |
| (2) 基本的な感染防止等                          |              |  |
| ③                                      | ①～②の奨励       | ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める)<br>*マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと<br>*大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)<br>*大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する |
| ④                                      | 手洗の徹底        | ・こまめな手洗の徹底を促す  |
| ⑤                                      | 消毒           | ・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと   |
| ⑥                                      | 換気           | ・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気(1時間に2回以上、1回に5分以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け)<br>・乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿   |
| ⑦                                      | 密集の回避        | ・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避<br>*必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限  |
| ⑧                                      | 身体的距離の確保     | ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。<br>・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保<br>・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)                 |

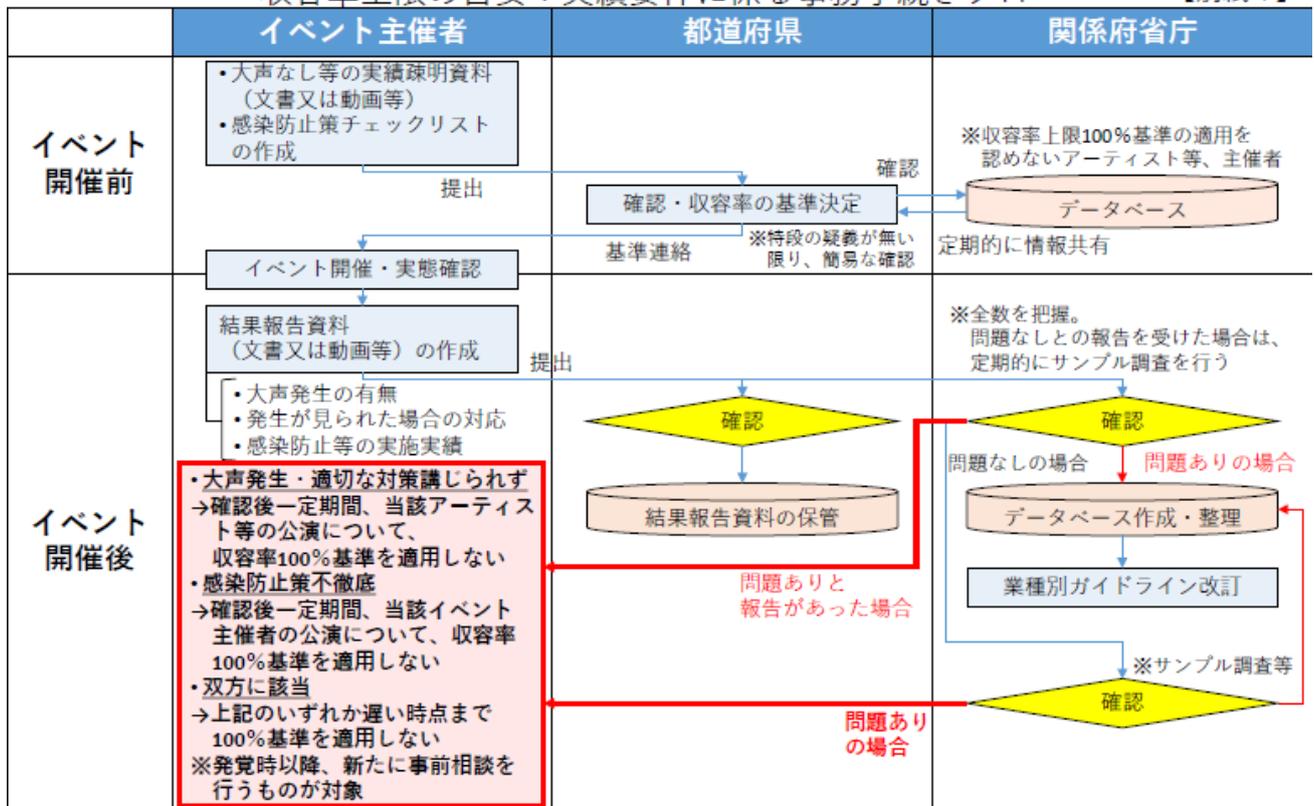
## イベント開催時の必要な感染防止策②

| (2) 基本的な感染防止等(続き) |               |   |
|-------------------|---------------|---|
| ⑨                 | 飲食の制限         | ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限<br>・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底<br>・過度な飲酒の自粛<br>・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。<br>(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。) |
| ⑩                 | 参加者の制限        | ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置<br>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。   |
| ⑪                 | 参加者の把握        | ・座席指定、動線確保などの適切な行動管理<br>・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握<br>・接触確認アプリ(COCoA)のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励(アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入)  |
| ⑫                 | 演者の行動管理       | ・有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談<br>・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる<br>・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処   |
| ⑬                 | 催物前後の行動管理     | ・イベント前後の感染防止の注意喚起<br>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進   |
| ⑭                 | ガイドライン遵守の旨の公表 | ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表   |
| (3) イベント開催の共通の前提  |               |   |
| ⑮                 | 入退場やエリア内の行動管理 | ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討<br>*来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。  |
| ⑯                 | 地域の感染状況に応じた対応 | ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談<br>・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応   |

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安(人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう)を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

収容率上限の目安：実績要件に係る事務手続きフロー

【別紙4】



※1,000人以下のイベントで収容率上限を100%とする場合、イベント主催者は、実績疎明資料・チェックリスト、結果報告資料をHP等で公表し、イベントから1年間保管する（原則、都道府県・関係府省庁への提出は不要）。ただし、問題ありの場合は、都道府県、関係府省庁に結果報告資料を提出する。かかる場合には、上記赤枠の対応を行う。

〔参考〕【基本的対処方針変更に伴う方針変更（令和3年8月18日）】事務連絡

[https://www.mext.go.jp/content/20210818-mxt\\_kouhou01-000007004\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210818-mxt_kouhou01-000007004_2.pdf)

〔参考〕基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

（令和3年8月17日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_seigen\\_20210817.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210817.pdf)

〔参考〕【2月末までの催物の開催制限等について（令和2年11月12日）】事務連絡

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_20201112.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf)

〔参考〕【11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日）】事務連絡

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_20200911.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf)

〔参考〕新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

最後に、本ガイドラインは、感染対策は、現段階で得られている知見や新型コロナウイルス感染症対策本部分科会の方針に沿っています。今後のエビデンスの蓄積や、流行状況の変化に応じて随時変更していく予定です。また地域によって流行状況が異なることから、都道府県単位で方針が異なります。開催地の自治体との連携を緊密に図って、試合を開催することが前提であることを強調しておきます。政府の方針を守り、主催者、開催地自治体、企画運営する各社と連携して、“選手及び選手関係者を守る”“すべての大会関係者を守る”、“観客を守る”、“開催するゴルフトーナメントが感染クラスターになることを防ぐ”、“日本のスポーツ文化を守る”という視点から、新型コロナウイルス感染症に対する対策・対応を考えていくことが重要であります。以上の点を考慮し、新型コロナウイルス感染症に打ち勝ち、ゴルフトーナメントを開催する決断と実行をお願いいたします。

2021年8月23日改訂

#### 「ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議」

公益財団法人 日本ゴルフ協会

公益社団法人 日本プロゴルフ協会

一般社団法人 日本女子プロゴルフ協会

一般社団法人 日本ゴルフツアー機構

一般社団法人 日本ゴルフトーナメント振興協会

顧問：炭山 嘉伸 東邦大学理事長 公益財団法人日本感染症医薬品協会顧問（前理事長）

日本外科感染症学会名誉理事長 日本環境感染学会名誉会員

---

### 東邦大学 炭山嘉伸理事長からのご提言 2021年8月22日

東京オリンピックも終わり、プロトーナメントもスケジュール通り開催されていますが、残念なことに全国的に感染者が急激に増えており、継続して、また新たに緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出された地域も多くなっています。特に現在流行している変異株（デルタ株やラムダ株）は、感染力、重症化率が非常に高く、相当な感染防止対策が求められます。

ゴルフトーナメントは全国各地で行われることから、各大会が開催される地域の感染状況、政府や自治体の見解、管轄保健所の受け入れ体制等は異なり、一律のルールを適用するには難しいものがありますが、現在の状況からすると、ノーマルな形でトーナメントを開催するまでには、まだしばらくは辛抱と忍耐、そして各自の努力が必要と思われれます。

また、ワクチンを接種したからと言って100%感染しないわけではなく、変異株の脅威を考えると、引き続き参加者全員にPCR検査を課すべきです。

今まで通り「安全第一」の対策を講じることにより社会に対する責任を果たしつつ、皆さんの力で「日本のスポーツ文化を守る」ことにご尽力していただけるようお願いいたします。

炭山嘉伸

参考文献：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年8月17日変更)

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210817.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210817.pdf)

参考文献：提言 日本野球機構・日本プロサッカーリーグにおける新型コロナウイルス感染症対策

2020年3月12日及5月22日

[https://npb.jp/npb/20200522\\_ig\\_coronavirus\\_teigen.pdf](https://npb.jp/npb/20200522_ig_coronavirus_teigen.pdf)

日本野球機構・日本プロサッカーリーグ連絡会議 専門家チーム・地域アドバイザー

賀来 満夫(東北医科薬科大学) 三嶋 廣繁(愛知医科大学) 館田 一博(東邦大学) 高橋 聡(札幌医科大学)

國島 広之(聖マリアンナ医科大学) 掛屋 弘(大阪市立大学) 大毛 宏喜(広島大学) 泉川 公一(長崎大学)

参考文献：NPB 新型コロナウイルス感染予防ガイドライン (有観客開催)

一般社団法人日本野球機構 2021年3月8日

[https://npb.jp/npb/guideline\\_for\\_2021seasongames.pdf](https://npb.jp/npb/guideline_for_2021seasongames.pdf)

参考文献：Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

公益社団法人日本プロサッカーリーグ 2021年5月14日 (最新更新2021年7月6日)

[https://www.jleague.jp/img/pdf/2021\\_0706\\_01.pdf](https://www.jleague.jp/img/pdf/2021_0706_01.pdf)

参考文献：新型コロナウイルス感染症の“いま についての 11 の 知識

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 2021年8月版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000788485.pdf>

## 【参考】 FAQ（よくあるご質問）

### Q.政府方針がガイドラインと合わない（政府のイベント制限人数が変更になった等）

A.ガイドラインは、政府の方針変更に伴い、都度改訂していくことが原則となります。

政府や開催自治体の方針に従い開催基準を決定していくという大原則は変わりませんので、大会の準備におかれましては、最新のガイドラインの基本対策に加え、新しく示された制限や追加対策（特に飲食に関する注意等）を、参考に準備をお願いいたします。最新の政府及び開催自治体の対策及び制限が優先となります。

### Q.緊急事態宣言下でも、5000人以下・50%以下入れてよいのか？

A. 政府・自治体・団体から発行される最新情報を必ず確認するようにしてください。

本ガイドラインも、それらの変更に合わせて改訂しています。（本ガイドライン：15～20 ページ参照）

但し、開催自治体により「異なる制限人数」を設定していることがあります。医療体制や感染状況を鑑み設定された数値ですので、その場合には開催自治体の制限人数を、遵守するようお願いいたします。

また、「座席が指定できないイベント」、「収容人数が設定されていない場合」には、十分な人と人の距離(1m)の確保できる計画と運用をすることと示されています。

（本ガイドライン 49～51 ページ「X-1 観客動員について」参照）

### Q. 5000 人に関係者は含まれますか？

A. ガイドラインでは、「観客と招待者の合計」とすることを推奨しています。

例) ガイドライン 16 ページ

招待者や観客を除く、すべての大会関係者については、日常的に検温・健康チェック・行動履歴(場所・内容・接触者)を、各自で記録しておくように要請する。

\*感染拡大防止管理する側と、その他(観客及び招待者)と広義で解釈しております。

但し、自治体によっては、「関係者も含む（全国から集まる）」と、解釈・定義しているケースもありますので、開催自治体と確認の上で、設定してください。

### Q.検査機関について

A. (炭山アドバイザー)

検査機関についてですが、ゴルフ協会で紹介する機関のように国（厚労省）からも認められ、信頼できる機関で検査をすることで、選手や関係者の安全が担保できるものと考えております。

PCR 検査につきましては、管轄するゴルフ協会にご相談ください。

**Q. ギャラリープラザの調理品は、なぜ良くないのか？**

**A. ガイドライン 19 ページに示した部分**

(大前提) 主催者様で判断いただくこと。

保健所の許可＝問題ないとは判断いただいて宜しいかと思えます。

(ガイドラインに示した理由)

感染拡大期(ステージ上昇)の場合は、完全に封入されている完成品、衛生管理が整う専用工場等で作られた完成品のほうが安心は高まるとして完成品を推奨いたしました。

また、ガイドライン 52 ページ個包装のものを販売する。観客の持ち込みによるリスクの低下などを検討いたしました。

調理者においても、会場でのトイレ・水道環境、消毒環境と専用工場の比較をした場合にリスクを下げたいと考えました。

(ギャラリープラザは、現金授受・トレー使用など、不特定多数の人が触ったものを販売者も触れるケースが多い)

イベントには人の出入りが多く、会場への移動、洗面やトイレ等、通常とは異なる部分が多く、安全衛生的観点から、いろいろなリスクが存在します。

イベントの責任を問われてしまうこともあります。従いまして徹底して、リスクを回避することが、大会を継続するための策になると思ひましてガイドラインにお示しした次第です。

**Q. 酒類の販売について**

**A. 政府及び自治体の規則・制限を遵守願います。**

## 【参考】 来場されるお客様への案内（文章サンプル）

【来場されるお客様へのお願い】 \*以下をサンプルとして、大会毎の対策に追加・変更してください。

下記の注意事項を必ずお読みください。

新型コロナウイルス感染防止拡大のため、(〇〇〇〇〇〇〇〇トーナメント名)についても政府及び〇〇県(各都道府県)の方針を踏まえ、ゴルフ関連5団体で定めるガイドラインに基づき、入場制限(人数もしくは比率)にて開催いたします。

ご来場の皆さまにおかれましても、入場時の検温など大変ご不便をおかけしますが、感染予防対策強化にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【ご来場について】 \*以下をサンプルとして、大会毎の対策に追加・変更してください。

(1) 以下の事項に該当する方は入場をお断りさせていただきます。

(i) 過去1週間以内、又は当日の検温にて体温37.5度以上発熱のある方

(ii) 強い倦怠感、感冒様症状(咳、咽頭痛、息苦しさ等)、味覚・嗅覚異常などの異変がある場合を含む体調不良のある方

(iii) ご本人又は同居のご家族に、PCR検査陽性歴がある方(詳細記載の場合は1~4に該当)

(1)有症状者では、発症日から10日未満、かつ、症状軽快後72時間以内の方

(2)症状軽快後24時間経過から24時間以上の間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認できていない方

(3)無症状病原体保有者では、陰性確認から10時間未満の方

(4)検体採取日から6日間経過後24時間以上の間隔をあげ2回のPCR検査陰性を確認できていない方

(iv)ご本人又は同居のご家族が濃厚接触者として自宅待機中

(v)家族に(i)におけるいずれかの体調不良がある

↑判断が難しい為、(i)とは別にして事務局にて個別対応(説明)

(vi) 海外から帰国(日本に入国)して14日未満

(vii) マスク非着用の方

(2) 以下にご協力いただけない場合は入場をお断りさせていただきます。

(i)ご入場時の検温・消毒液による手指消毒

(ii) マスク持参・常時着用

(3) ご入場時の検温に時間がかかる場合があります。ご入場時の混乱を避けるため、ご来場の際は時間に余裕をもってお越しください。

\*ギャラリーについては、「1週間の検温記録」や「体調の状態を問診」を行うのは困難なため「該当する場合は来場を控えていただく」依頼事項として事前周知されることを推奨いたします。

**【ご観戦について】** \*以下をサンプルとして、大会毎の対策に追加・変更してください。

- (1) 会場内では密集を避け、必ず他の人との距離を1m(できれば2m)離れて観戦してください。  
また、声を出さない応援(拍手)にご協力お願いいたします。(口笛・指笛等も禁止といたします)  
選手に接触する行為、声をかける行為等を禁止とさせていただきます。  
感染拡大防止のため、サインや握手等、選手と接触する行為は固くお断りいたします。  
プレゼントの受け取りもお断りいたします。
- (2) 会場内では定められた順路に従ってご観戦ください。(交差・離合を削減するため) 原則として、  
ティーイングエリアからグリーン方向へ順行でご観戦ください。
- (3) 会場内ではこまめに手洗い、手指消毒をお願いします。
- (4) 会場内では飲食の時以外、必ずマスクの着用をお願いします。ただし、熱中症予防で一時的に  
マスクを外される場合は、周囲との距離を十分確保いただきますようお願いいたします。  
ただし、ギャラリーゲート、送迎バス乗車時、飲食ブースなどでは必ずマスクをご着用ください。  
花粉症の方は、マスク着用に加えて咳エチケットをお願いいたします。
- (5) 緊急時の連絡先としてメールアドレスの提供(大会特設URLを作成し、QRコードを配布)を  
お願いします。

\*観戦後に新型コロナウイルスの陽性判定が出た場合

観戦後にPCR検査で新型コロナウイルスの陽性が判明した際、お客様の観戦日が発症48時間前以降にあたる場合、保健所またはご本人から大会事務局へ連絡を入れていただくようお願いいたします。その際に来場日時・会場内での行動(観戦場所・随行組等)をお伺いいたします。クラスター化の防止の観点から、観戦日時や行動等を公式ホームページ等で公開させていただきます。

感染者との接触を通知する接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービスへの登録をお願いいたします。

\*アプリのQRコードを入口に掲示しておりますのでご利用ください。

\*本大会は携帯電話の使用をお控えいただいておりますが、接触確認アプリ(COCOA)を機能させるため「電源及びBluetoothをon」にした上で、マナーモードにてご観戦ください。

\*登録ができない方は、陽性感染者が発生した場合に、その方の来場日時をご連絡いたしますので、入場口にて「氏名・ご連絡先」のご登録をお願いいたします。

- (6) 感染が判明した場合及び濃厚接触者と指定された場合への大会事務局への連絡協力をお願いします。
- (7) 会場内の施設や共有物は定期的に消毒をしておりますが、ご利用の前後には手洗い・手指消毒の徹底、目や口をむやみに触らないようご注意ください。
- (8) 会場内の飲食については、(販売の制限、キャッシュレスの案内、席をあける、時間を制限するなど)をしております。

\*アルコール飲料等の販売は行いません。会場内での飲酒は禁止としておりますので、持ち込みもご遠慮いただきたくお願いします。

## 【参考】 入場券に関する案内（文章サンプル）

### 【チケットの取り扱いについて】

#### ●内閣官房イベント制限方針（抜粋）

##### ⑩参加者の制限について

入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置をすること。

\*但し、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に指定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要

考え方：9月末まで 「該当者の来場防止のために、積極的な払い戻しを推奨していた」

11月まで（最新2月末まで）「公表することで、払い戻しは不要にすることも良いとした」

#### ●各日の競技成立の徹底（上記同様に、事前に周知徹底する）

1. 正午等 時間による設定
2. 指定する組が○ホール終了した場合
3. 全体時間に対して、50%（○時間）競技が行えた場合

#### ●事例ごとの取り決め（同様に、事前に周知徹底する）

1. 該当日の競技が中止の場合（天候等による中止） 払い戻し：不可(競技成立の場合)
2. 大会が原因で中止の場合（コース修復のため、消毒の為、サスペンデッド残りだけする場合）  
払い戻し：可
3. 大会がサスペンデッドの場合  
\* 競技成立条件をクリアした場合は払い戻ししない。  
競技成立条件をクリアしない場合は、「該当日は不成立」として払い戻す)
4. 購入者の都合による別日への変更 変更：不可 払い戻し：不可
5. 大会が入場を断る場合（検温・入場禁止の状況） 払い戻し：不可

#### ●特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律の公布について

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/ticket\\_resale\\_ban/1412624.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/ticket_resale_ban/1412624.html)

### 【チケットに関して】

- チケットは1枚につき指定の会場・期日のみ、1名様1回限り有効です。
- チケットは、いかなる事情(紛失、消失、破損など)があっても再発行は致しません。またチケットご購入後のキャンセル・払い戻しも一切できません。大会の終了まで大切に保管してください。(\*1)
- 入場前に半券(控券)を切り離すと無効になります。また、チケット券面記載事項が故意に改ざんされ、変更されている場合はご入場をお断りいたします。

(\*1) 大会終了まで保管を促す必要はないが、中止・不成立等で、すべてのチケットが払い戻される可能性もある。その時に「買っていた。持っていた」と言われられないため。

(そのような場合、本券・半券で払い戻しをする)

- 事前の告知例(大会告知物(チケット裏面、大会ホームページ等)に掲載ギャラリー案内例)
  - ・発熱や体調がすぐれない場合は来場しないでください。
  - ・入口の検温で37.5℃以上の場合入場をお断りします。  
但し競技不成立以外、入場券の払い戻しは致しません。
  - ・感染防止策に協力をお願いします。
  - ・大会では新型コロナウイルス感染防止策を講じておりますが、自己防衛もお願いいたします。
  - ・体調に異常がある場合は、スタッフまでお知らせください。(ケガ等の応急処置はいたしますが責任は負いかねますので予めご了承の上ご観戦ください)
  - ・感染防止策に協力いただけない方は、退場していただくことがあります。

### 【転売禁止に関する文章例】

- チケットの転売禁止について
  - ・チケット及びチケット購入の権利を正規料金以外で転売を行うこと、営業上の販売促進若しくはそれに類すると判断される行為に使用することは固くお断りいたします。上記に該当すると思われる行為が発見された際は、該当チケットを無効とし、ご入場をお断りすることがあります。この場合、チケット料金・旅費等、一切払い戻しは致しません。尚、転売行為とは、オークションへの出品・落札、インターネット上の売買、チケットショップ、購入代行業者、ダフ屋や悪質な第三者を通じての売買等を含んでおります。
  - ・友人・知人の方に定価以下でお譲りいただく際、またはチケットを同伴者様へ渡される際は、オークション出品等の転売行為をされない様、チケット購入者様から必ずご説明をお願いいたします。

※チケットの譲渡等に関するトラブルの責任は一切負いかねます。

※チケットをご購入されたご本人様以外の入場ができない公演チケットは、如何なる場合も譲渡はできませんので、ご注意ください。

# ガイドライン記載事項確認シート

(別紙1：イベント開催時の感染防止策)

【確認の手順】 (◎必須チェック事項、○推奨事項)

- ① A.を参照し、①により実施可能なイベントであること、②が記載されていることを確認。
- ② B.の全項目について記載があれば、今回の緩和措置の対象となる。  
※全て記載されていなければ、依然として、50%と5000人の少ない方を上限とする。
- ③ C.の全項目についても記載があれば、収容率100%を上限とする開催が可能となる。  
※ただし大声での歓声、声援等がないことを前提としうるものに限る。

| A. イベントを実施するための条件                      |                   |   |
|--|-------------------|---|
| <input type="checkbox"/>               | ① 入退場やエリア内の行動管理   | ◎広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討。<br>◎来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。   |
| <input type="checkbox"/>               | ② 地域の感染状況に応じた対応   | ◎大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談。<br>◎地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応。   |
| B. 9月19日以降の緩和措置を適用するための条件 (A及びBの担保が必要) |                   |   |
| <input type="checkbox"/>               | ③ 適切なマスク着用徹底      | ◎マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う。<br>○必要に応じイベント主催者側でマスクの配布・販売等を行う。   |
| <input type="checkbox"/>               | ④ 大声を出さないことの奨励    | ◎大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行う<br>(マスクを着用をするなら、近隣の者同士の日常会話程度は問題ないが、短く切り上げる等の対応が望ましい)。<br>◎スポーツイベント等ではラップ等の鳴り物を禁止。<br>○大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する。  |
| ※ ③～④は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める)  |                   |   |
| <input type="checkbox"/>               | ⑤ 手洗・手指消毒の徹底      | ◎こまめな手洗の徹底を促す。また、アルコール等の手指消毒液を設置し、使用を促す。  |
| <input type="checkbox"/>               | ⑥ 消毒の徹底           | ◎主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所)のこまめな消毒。  |
| <input type="checkbox"/>               | ⑦ 換気による密閉回避・保湿    | ◎法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気<br>(1時間に2回以上、1回に5分間以上。寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開け)。<br>◎乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿。<br>○必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下(※)を維持することが推奨される。(※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。)<br>○換気の補助としてフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターを併用することも可。             |
| <input type="checkbox"/>               | ⑧ 密集の回避           | ◎入退場時の密集回避(時間差入退場等)、休憩時間や待合場所等の密集回避。<br>◎人員の配置、導線の確保等、体制構築。<br>◎入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施。  |
| <input type="checkbox"/>               | ⑨ 身体的距離の確保による密集回避 | ◎大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。<br>◎演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保。<br>◎混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人が触れ合わない程度の間隔)。   |
| <input type="checkbox"/>               | ⑩ 飲食の制限           | ◎飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限。<br>◎休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底。<br>◎食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、飲食用に感染防止策を行ったエリア以外では、収容率が50%を超える場合は原則自粛(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。<br>→⑨～⑫を遵守することが前提)。<br>◎過度な飲酒の自粛。 |
| <input type="checkbox"/>               | ⑪ 参加者の制限          | ◎入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる。<br>◎但し、次の2点を前提として、ガイドラインに措置を講じる旨の記載を求めることまでは行わない。<br>【払い戻し措置をガイドライン内に記載しない上での前提条件】<br>1 発熱者・有症状者(風邪等の症状をている者)の入場は断る等のルールについてイベント開催前に明確に規定する。<br>2 当該規定内容の周知が実施までの間に十分に図られる。     |

|  |    |                 |   |
|--|----|-----------------|---|
| □  | 12 | 参加者の把握          | <p>◎座席指定、動線確保などの適切な行動管理が行われていること。</p> <p>◎事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握。</p> <p>◎接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや各地域の通知サービスについて、下記も含め奨励。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</li> <li>2 携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること」を推奨する。</li> </ol>          |
| □  | 13 | 演者の行動管理         | <p>◎有症状者（発熱又は風邪等の症状をている者）は出演・練習を控える。体調が悪いときは受診・相談センターやかかりつけ医等に適切に相談。</p> <p>◎演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。</p> <p>◎合唱等声を発出する演者間での感染リスクへの対処。</p> <p>◎ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等参照。</p> <p>◎ウイルス検査・受診については厚生労働省HPの「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」等参照。</p> |
| □  | 14 | 催物前後の行動管理       | <p>◎イベント前後の感染防止の注意喚起。</p> <p>◎交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起。特に可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進。</p>  |
| □  | 15 | ガイドライン遵守の旨の公表   | ◎主催者及び施設管理者にて、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表。   |
| □  | 16 | PDCAの体制構築       | <p>◎クラスター発生時、ガイドライン遵守状況・実効性確保等のPDCAが適切に回る仕組みの構築。</p> <p>◎イベント主催者による保健所等への協力。</p> <p>◎関係団体が必要に応じて、イベント主催者、保健所等とも連携しながら、感染状況等の実態把握に努める。</p> <p>◎実態把握を踏まえたガイドラインの適切な見直しを引き続き行っていく。</p>   |
| <b>C. 大声での歓声、声援等がなく、食事の伴わない場合で、収容率50%を超える場合の条件（A,B及びCの担保が必要）</b>   |    |                 |   |
| □  | 17 | マスク着用の担保        | <p>◎マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う。</p> <p>◎マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布若しくは販売し、着用率100%を担保。</p>  |
| □  | 18 | 大声を出さないことの担保    | <p>◎大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う（人員を配置する等）。但し、マスクを着用するなら、近隣の者同士の日常会話程度は問題なし。</p> <p>◎イベント会場での大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する。</p> <p>*大声での歓声、声援等がないことを前提とするイベントに加え、大声禁止の十分な実績がある場合には、大声禁止の担保措置、適切な行動管理、十分な換気等を前提に、収容率50%を超えることを認める）</p>   |
| ※ 17～18は、担保のための確実な措置を講じる（例えば常時監視のための人員配置、デジタル技術活用によるリアルタイムモニタリング等） |    |                 |   |
| <b>D. 食事を伴うが発声がない場合（映画館）で、収容率50%を超える場合の条件（A,B,C及びDの担保が必要）</b>      |    |                 |   |
| □  | 19 | 食事時以外のマスク着用担保   | <p>◎イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること。</p> <p>◎イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること。</p> <p>◎着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図ること。</p>   |
| □  | 20 | 十分な換気           | <p>◎換気に関し、以下の基準を確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること。</li> <li>2 機械換気設備による換気量が30㎡/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない）。</li> </ol>   |
| □  | 21 | 発声が想定される場合の飲食禁止 | ◎発声が想定される場面（休憩時・イベント前後）の観客席での飲食を禁止すること。   |
| □  | 22 | 食事時間の短縮         | ◎長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること。   |
| <b>E. 全国的・広域的なお祭り、花火大会、野外フェス等の取扱い（A,B及びEの担保が必要）</b>                |    |                 |   |
| □  | 25 | 身体的距離の確保        | <p>◎移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）。</p> <p>◎催物中の区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保。</p>  |
| □  | 26 | 密集の回避           | <p>◎混雑状況のモニタリング・発信。</p> <p>◎誘導人員の配置。</p> <p>◎時差・分散措置を講じた入退場。</p>  |

## ガイドライン記載事項確認シート

(別紙2：飲食の感染防止策)

【確認の手順】 (◎必須チェック事項、○推奨事項)

- ① 下記の項目について記載されていることを確認し、ガイドライン中の記載ページ及び行を記載。
- ② ガイドライン中に記載しない場合は理由を記載。

| 項目 |   |                     |   |
|----|---|---------------------|---|
| □  | ① | 適切なマスク着用及び咳エチケットの徹底 | ◎店舗入口や店内に正しいマスク着用、咳エチケットを掲示・周知。<br>◎飲食時等マスク着用していない場合は、会話を控えるよう周知。   |
| □  | ② | 大声を出さないことの徹底        | ◎従業員間での大声を避ける<br>◎客同士の大声での会話は避けるよ掲示等により注意喚起する<br>◎BGMが大きいと客同士の会話も大声になるので、BGMの音量調整を検討。   |
| □  | ③ | 手洗・手指消毒の徹底          | ◎こまめな手洗の徹底を促す。また、アルコール等の手指消毒液を設置し、使用を促す。  |
| □  | ④ | 消毒の徹底               | ◎施設内共用部（出入口、トイレ、手すり、調味料等、ウイルスが付着した可能性のある場所）のこまめな消毒。<br>◎客が入れ替わる毎にテーブルの消毒を実施。  |
| □  | ⑤ | 換気による密閉回避・保湿        | ◎法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、1回に5分以上、又は常時換気。寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開け）。<br>◎乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿。<br>○必要に応じ、CO2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下（※）を維持することが推奨される（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安）。<br>○換気の補助として、フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターを併用することも可。   |
| □  | ⑥ | 密集の回避               | ◎密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、人数制限（入店制限）。<br>◎店内飲食やテイクアウトで順番待ちをする場合の間隔を開けるよう誘導。<br>◎順番待ちが店外に及ぶ場合は、従業員が間隔を保つように誘導するか、整理券の配布などを行い行列を作らないようにする。<br>◎導線の確保。  |
| □  | ⑦ | 利用者の制限              | ◎入場時の検温等、有症状者（発熱又は風邪の症状をている者）の入店をお断りする旨の掲示。<br>◎接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや各地域の通知サービスについて、下記も含め奨励。<br>1 アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入<br>2 携帯電話の使用を控える場面では、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、「電源及びBluetoothをonにした上で、マナーモードにすること」を推奨する。   |
| □  | ⑧ | 従業員の行動管理            | ◎有症状者（発熱又は風邪の症状をている者）の出勤自粛。<br>◎従業員は必ず出勤前に体温を計る。発熱や風邪の症状がみられる場合は、店舗責任者にその旨を報告。体調が悪いときは受診・相談センターやかかりつけ医等に適切に相談。<br>◎ユニフォームや衣服のこまめな洗濯。<br>◎濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止。<br>◎大声を避け、マスクやフェイスガードを適切に着用し、頻繁かつ適切な手洗いを徹底。<br>◎従業員のロッカールームや控え室は換気し、室内は定期的に清掃する。<br>◎休息中もマスクを着用するなど工夫する。<br>○ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。<br>○ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行うとともに、例えば、産業医等が適切に対応できる職場では、軽症状の従業員を対象とした抗原定性検査等の積極的な活用を検討すること。厚生労働省HPの「新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先」等も参照のこと。 |

|   |               |  |
|---|---------------|--|
|   | ⑨ 接客時共通事項     | <p>◎料理は個々に提供する。鍋料理や盛り合わせ料理などを提供する場合は、従業員等が取り分けるなど工夫する。</p> <p>◎スプーン、箸などの食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示などにより注意喚起する。</p> <p>◎ビュッフェやサラダバー及びドリンクバーは、利用者の飛沫がかからないように食品・ドリンクを保護する。</p> <p>◎トング等は頻繁に消毒もしくは交換するか、または手袋の着用を促す。</p>   |
| □ | ⑩ カウンター席の接触回避 | <p>◎カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けるか、カウンターテーブルに隣席とのパーティション（アクリル板等）を設置するなどし、横並びで座る人に飛沫が飛ばないように配慮する。</p> <p>◎カウンターでは、お客様と従業員の会話を想定し、従業員のマスク着用のほか、仕切りの設置などを工夫する。</p> <p>◎カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔を保ち、注文を受ける際は、正面に立たないように注意する。</p>   |
| □ | ⑪ テーブル席の接触回避  | <p>◎テーブル間は、パーティションで区切るか、できるだけ1m以上の間隔を空けて座れるように配置を工夫する。</p> <p>◎テーブル席は、真正面の配置を避けるか、または区切りのパーティション(アクリル板等)を設ける。</p> <p>◎少人数の家族、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合で、他グループとの相席は避ける。</p> <p>◎他のグループとはできるだけ1m以上の間隔を空け、店舗内のスペースや構造上、物理的に間隔を空けた席の配置が難しい場合は、パーティションの設置や、スペースに余裕がある場合は斜めでの着席などを工夫。</p> <p>◎テーブルサービスで注文を受けるときは、お客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つ。</p>  |
| □ | ⑫ 会計時         | <p>◎金券を販売している店舗は、券売機を定期的に消毒する。</p> <p>◎電子マネー等非接触決済の導入奨励。</p> <p>◎現金、クレジットカードの受け取りにコイントレイを使用するコイントレイや手指の消毒を徹底)。</p> <p>◎飛沫を防止するために、レジと客の間にアクリル板等の仕切りを設置するなど工夫する。</p>  |
| □ | ⑬ テイクアウト      | <p>◎事前予約注文を受け付けるなどの仕組みを導入。</p> <p>◎テイクアウト客と店内飲食客の接触を避けるため動線を区別。</p>  |
| □ | ⑭ デリバリー       | <p>◎配達員と来店客の動線が重ならないように、可能であればデリバリー専用カウンターを設ける。</p> <p>◎注文者が希望する場合は、非接触の受渡しを行う。</p> <p>◎料理の容器は、配達員が直に触れないよう袋等に入れ、配達に使用する運搬ボックス等は使用の都度、消毒する。</p>  |
| □ | ⑮ 店舗共用部での対策   | <p>1 店内</p> <p>◎店内清掃を徹底し、店舗のドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設備等を定期的に消毒する。</p> <p>◎テーブル、イス、パーティション、メニューブック、タッチパネル、卓上ベル等についてもお客様の入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、定期的に消毒する。</p> <p>◎卓上には原則として調味料・冷水ポット等を置かないようにするが、撤去が難しい場合は、お客様が入れ替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、定期的に消毒する。</p> <p>◎以上、消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。</p> <p>2 トイレ</p> <p>◎ドアやレバー等の不特定多数が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭。</p> <p>◎共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらおう。</p> <p>◎手洗いを徹底する。</p> <p>※なお、ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合は、使用を可とする。</p> |
| □ | ⑯ その他         | <p>◎鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。</p> <p>◎ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。</p> <p>◎マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う。</p>   |



【極秘扱い】濃厚接触者調査※裏面：個人情報の取扱いについて

【書類管理番号： / 人中 人目】

|                 |              |             |                     |
|-----------------|--------------|-------------|---------------------|
| 感染調査【書類管理番号】    |              | 調査開始日時      |                     |
| 感染者 氏名          |              | 調査終了日時      |                     |
| 〃 感染判明日時        |              | 管轄保健所       |                     |
| 濃厚接触者確定人数       | 人中 人目        | 〃 電話番号・担当者  |                     |
| 調査担当者           |              |             |                     |
| <b>濃厚接触者情報</b>  |              |             |                     |
| 感染者 氏名          |              | 年齢          |                     |
| 所属              |              | 保険証番号       |                     |
| 役職・立場           |              | 家族構成(同居有無)  |                     |
| 大会との関係          |              | 高リスク要因      | 65歳以上 ・ 基礎疾患<br>( ) |
| 自宅住所            |              | 隔離予定        | ホテル / 自宅 / その他      |
| 自宅電話番号          |              | 病院・ホテル連絡先   | 名称：<br>電話：          |
| 携帯電話（個人）        |              | 電子メール（本人）   |                     |
| 携帯電話（会社）        |              | 電子メール（本人以外） |                     |
| 緊急連絡先（本人以外）     |              | 滞在先（ホテル等）   |                     |
| 〃 関係            |              | 復帰日         |                     |
| <b>自宅等 待機状況</b> |              |             |                     |
| 月 日( ) 1日目      | 体温 (午前) (午後) | 体調(変化等)     |                     |
| 月 日( ) 2日目      | 体温 (午前) (午後) | 体調(変化等)     |                     |
| 月 日( ) 3日目      | 体温 (午前) (午後) | 体調(変化等)     |                     |
| 月 日( ) 4日目      | 体温 (午前) (午後) | 体調(変化等)     |                     |
| 月 日( ) 5日目      | 体温 (午前) (午後) | 体調(変化等)     |                     |
| 月 日( ) 6日目      | 体温 (午前) (午後) | 体調(変化等)     |                     |
| 月 日( ) 7日目      | 体温 (午前) (午後) | 体調(変化等)     |                     |
| 月 日( ) 8日目      | 体温 (午前) (午後) | 体調(変化等)     |                     |
| 月 日( ) 9日目      | 体温 (午前) (午後) | 体調(変化等)     |                     |
| 月 日( ) 10日目     | 体温 (午前) (午後) | 体調(変化等)     |                     |
| 月 日( ) 11日目     | 体温 (午前) (午後) | 体調(変化等)     |                     |
| 月 日( ) 12日目     | 体温 (午前) (午後) | 体調(変化等)     |                     |
| 月 日( ) 13日目     | 体温 (午前) (午後) | 体調(変化等)     |                     |
| 月 日( ) 14日目     | 体温 (午前) (午後) | 体調(変化等)     |                     |
| 特記事項            |              |             |                     |

## 感染に関する発表について

本日、本大会に出場している選手（年齢・性別）が、新型コロナウイルス感染症のPCR検査で陽性判定を受けましたので、下記にてお知らせいたします。

- 2020年 月 日にPCR検査を受けたところ、新型コロナウイルス陽性と確認されました。
- 本人に ●●の症状があるものの、大事にはいたっておらず、隔離のうえ体調回復につとめております。  
また、本人の関係者及び、本大会に出場する選手、大会関係者には、風邪などの症状を示している者はありません。
- 現在、保健所に協力して、濃厚接触者をリストアップしています。また、本人の行動履歴に基づき、大会会場の消毒等は、保健所の指導のもとすぐに行いました。
- 本大会に出場する選手及び大会関係者には、感染防止対策を強化し、検温や健康チェックの強化をして適切に対応してまいります。  
本大会は、感染拡大防止に取り組んでおりましたが、今後いっそう引き締めて安全確保に努めて参る所存です。

### 発症前2日間の行動

- 月 日（ ） OFF 午前中は自宅にて家族と過ごす。午後は ●●練習場にて練習  
夕食は友人と2人で食事。
- 月 日（ ） 自宅より滞在先へ移動 夜、●●市内で選手関係者●人と食事  
※●●駅より、レンタカーにて●●市内ホテルへ移動  
同行者1名あり、本人・同行者とも常時マスクは着用
- 月 日（ ） ●●市内ホテルより、会場へ移動（移動は本人のみ）  
体温 ℃ 大会指定問診での異常はなし  
●：●● PCR検査  
その後の行動 練習場・18ホール練習(同伴競技者 )  
練習後クラブハウスレストランで昼食  
会場から●●市内ホテルへ移動（移動は本人のみ）  
夕食は ●●と2名でとる。
- 月 日（ ） ●●市内ホテルより、会場へ移動（移動は本人のみ）  
体温 ℃ 大会指定問診での異常はなし  
その後の行動 練習場・18ホール練習(同伴競技者 )  
練習後クラブハウスレストランで昼食  
●：●● PCR検査 陽性判定  
  
入院治療へ

なお、該当者のプライバシー及び人権保護の観点から、個人名の公開は原則として差し控えております。

但し該当者の意志は尊重いたします。

他方、感染拡大の防止については、保健所に対し必要な情報を迅速にご提供するなど、最大限協力して参ります。

どうぞ、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

発表項目 チェックリスト

1. 属性（協会・大会との関係、立場）

2. 経過・症状

- 発症日、初期症状（発熱／咳／倦怠感／未嗅覚障害／咽頭痛／胸痛など）
- 医療機関受診した場合は順に「医療機関A」「医療機関B」とする（匿名可）
- 医療機関の所見（肺炎所見の有無、など）
- PCR検査日、陽性判定日
- 現在の容体（上記諸症状、軽症か重症か、治療方針等）
- 現在の隔離状況（入院か、自宅隔離か、等）

3. 発症2日前～発表日までの行動履歴（来場・練習・試合参加等）

4. 感染経路について判明していること

- 友人が ○月○日に陽性判定、○日前に食事を共にした、等

5. 関係者の状況、容体

- その他、関係者に症状があるものはいるか、容体は、等
- 濃厚接触者、疑い者の取り扱い（隔離指示等）
- 活動停止など

6. 保健所、自治体との連携状況

- 施設消毒の実施状況
- 濃厚接触者の調査状況

7. 今後について

- 感染拡大防止への取り組み
- 活動停止など



【サンプル】 問診票を導入する場合の見本としてご活用ください。

【裏面】

◆新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連問診票

大会参加のため、この問診票に記入し提出しなければならないことをご理解の上、ご協力をお願いします。

|    |  |      |      |
|----|--|------|------|
| 氏名 |  | 生年月日 | (西暦) |
|----|--|------|------|

大会参加まで直近2週間各日の、毎朝の体温を計測し、大まかな行動範囲、外出先等の記録をお願いします。

| 日付      | 時間 | 検温結果 | 主な滞在地 | 外出先など |
|---------|----|------|-------|-------|
| 月 日 (月) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 (火) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 (水) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 (木) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 (金) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 (土) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 (日) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 (月) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 (火) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 (水) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 (木) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 (金) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 (土) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 (日) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 (月) | :  | ℃    |       |       |

【個人情報の取扱いについて】

ご記入頂きました個人情報は、(●●●●●●●● (管理会社及び団体))にて厳正に管理し、新型コロナウイルス感染症疑い患者の把握のために利用致します。事前にご了解なく他の目的で利用・提供することはありません。但し、緊急時において、医療機関や行政機関への連絡のため、書面もしくは口頭にて、医療機関や行政機関に提供いたします。また、個人情報の委託を行う場合は、当社の厳正な管理の下で行います。枠内につきましては全項目をご記入下さい。尚、ご本人の個人情報の提出は任意です。ただし、正しく提出されない場合は、正常な大会運営に必要な最小限の情報が該当するため、大会に参加できない可能性があります。個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用停止・消去及び第三者提供の停止につきましては、恐れ入りますが下記までお申し出下さい。

[本件及び個人情報についてのお問い合わせ先]  
 ●●●●●●●●●●●●●●●●  
 TEL: ●●-●●●●-●●●● \*平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み)  
 [個人情報保護管理責任者] ●●●●●●●●●●●●●●●● 役職 氏名  
 [苦情・相談窓口] ●●●●●●●●●●●●●●●● 内 苦情・相談窓口 TEL: ●●-●●●●-●●●●  
 \*平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み) FAX: ●●-●●●●-●●●●



【サンプル】 問診票を導入する場合の見本としてご活用ください。

2020年 月 日

大会名：

来場日ごと提出

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）問診票

※全選手、キャディ、大会関係者、スタッフ用 日別自己申告表（未提出時は大会への出場、参加はできません。）

|                                      |                              |                                 |                                  |
|--------------------------------------|------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 氏名：                                  | 携帯電話番号：                      | 本日の体温：                          | ℃                                |
| 所属<br>【該当する箇所に「○」をつけて下さい。関係者は会社名も記載】 |                              | 選手                              | キャディ                             |
|                                      |                              | コーチ                             | マネージャー                           |
|                                      |                              | その他                             |                                  |
|                                      |                              | 主催者                             | 大会事務局                            |
|                                      |                              | 関係会社                            | ( )                              |
| 本日の症状【該当する症状に☑を入れてください。該当しない場合は無記入】  |                              |                                 |                                  |
| <input type="checkbox"/> 悪寒          | <input type="checkbox"/> 発熱  | <input type="checkbox"/> 咳      | <input type="checkbox"/> 鼻づまり    |
| <input type="checkbox"/> 頭痛          | <input type="checkbox"/> 咽頭痛 | <input type="checkbox"/> 全身の倦怠感 | <input type="checkbox"/> 筋肉痛     |
| <input type="checkbox"/> 食欲不振        | <input type="checkbox"/> 下痢  | <input type="checkbox"/> 味覚障害   | <input type="checkbox"/> 嗅覚障害    |
| <input type="checkbox"/> 呼吸困難        | <input type="checkbox"/> 胸痛  | <input type="checkbox"/> 膿性痰    | <input type="checkbox"/> その他 ( ) |

【個人情報の取扱いについて】

ご記入頂きました個人情報は、(●●●●●●●● (管理会社及び団体))にて厳正に管理し、新型コロナウイルス感染症疑い患者の把握のために利用致します。事前にご了解なく他の目的で利用・提供することはありません。但し、緊急時において、医療機関や行政機関への連絡のため、書面もしくは口頭にて、医療機関や行政機関に提供いたします。また、個人情報の委託を行う場合は、当社の厳正な管理の下で行います。枠内につきましては全項目をご記入下さい。尚、ご本人の個人情報の提出は任意です。ただし、正しく提出されない場合は、正常な大会運営に必要な最小限の情報が該当するため、大会に参加できない可能性があります。個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用停止・消去及び第三者提供の停止につきましては、恐れ入りますが下記までお申し出下さい。

【本件及び個人情報についてのお問い合わせ先】  
●●●●●●●●●●  
TEL：●●-●●●●-●●●● \*平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み)  
【個人情報保護管理責任者】 ●●●●●●●●●● 役職 氏名  
【苦情・相談窓口】 ●●●●●●●●●● 内 苦情・相談窓口 TEL：●●-●●●●-●●●●  
\*平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み) FAX：●●-●●●●-●●●●

※問診の簡略化について【サンプル】

|  |    |     |
|--|----|-----|
| 1、過去14日以内に、ご自身に、発熱の症状はありますか？             | ない | あった |
| 2、過去14日以内に、ご自身に、息苦しさや強いだるさの症状はありますか？     | ない | あった |
| 3、過去14日以内に、咳・くしゃみ・鼻水・のどの痛みなど風邪の症状はありますか？ | ない | あった |
| 4、過去14日以内に、味覚・嗅覚に違和感を感じる症状はありますか？        | ない | あった |
| 5、過去14日以内に、同居している方に 1, 2, 3, 4の症状はありますか？ | ない | あった |
| 6、過去14日以内に、ご自身・同居している方に海外への渡航歴はありますか？    | ない | あった |
| 7、大会で定める感染症対策及び注意事項を遵守いたします。             | はい | いいえ |

署名：

連絡先：(未登録の方のみ)

【サンプル】 問診票を導入する場合の見本としてご活用ください。

**事後1週間分：体温測定、行動記録表**

大会参加のため、この記録表に記入し提出しなければならないことをご理解の上、ご協力お願いします。 ※所属には選手やキャディー等と記入ください。

|    |  |    |  |      |      |   |   |
|----|--|----|--|------|------|---|---|
| 氏名 |  | 所属 |  | 生年月日 | (西暦) | / | / |
|----|--|----|--|------|------|---|---|

トーナメント終了後、1週間の体温測定、行動記録をして、所轄の団体、会社に提出して下さい。

また、発熱・諸症状があった場合には、7日後を待たずにすぐに所轄の団体、会社に報告して下さい。

| 日付      | 時間 | 検温結果 | 主な滞在地 | 外出先など |
|---------|----|------|-------|-------|
| 月 日 ( ) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 ( ) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 ( ) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 ( ) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 ( ) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 ( ) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 ( ) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 ( ) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 ( ) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 ( ) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 ( ) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 ( ) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 ( ) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 ( ) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 ( ) | :  | ℃    |       |       |
| 月 日 ( ) | :  | ℃    |       |       |

**【個人情報の取扱いについて】**

ご記入頂きました個人情報は、〔●●●●●●●●（管理会社及び団体）〕にて厳正に管理し、新型コロナウイルス感染症疑い患者の把握のために利用致します。事前にご了解なく他の目的で利用・提供することはありません。但し、緊急時において、医療機関や行政機関への連絡のため、書面もしくは口頭にて、医療機関や行政機関に提供いたします。また、個人情報の委託を行う場合は、当社の厳正な管理の下で行います。枠内につきましては全項目をご記入下さい。尚、ご本人の個人情報の提出は任意です。ただし、正しく提出されない場合は、正常な大会運営に必要な最小限の情報に該当するため、大会に参加できない可能性があります。個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用停止・消去及び第三者提供の停止につきましては、恐れ入りますが下記までお申し出下さい。

[本件及び個人情報についてのお問い合わせ先]

●●●●●●●●●●  
 TEL: ●●-●●●●-●●●● \*平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み)  
 [個人情報保護管理責任者] ●●●●●●●●●●●●●● 役職 氏名  
 [苦情・相談窓口] ●●●●●●●●●●●●●● 内 苦情・相談窓口 TEL: ●●-●●●●-●●●●  
 \*平日 : ~ : (土・日・祝・年末年始は休み) FAX: ●●-●●●●-●●●●

## 【参考】

### 新型コロナウイルス感染症の全国的拡大に伴うマスク着用義務の強化について

全国的な感染拡大が続く中、緊急事態宣言の発令や、まん延防止等重点措置地域が増加しています。

プロツアーにおいても、陽性感染者や発熱等の体調不良者の発生、その対処等により大会スケジュールの変更等をせざるを得ない状況が続いております。

このような状況の中、大会を開催していただいていること、継続していただいていることを、すべての参加者と関係者は十分に理解し、大会を守るために協力をしなくてはなりません。出場選手及びキャディの皆様には、ラウンド中のマスクの非着用を認めておりましたが、当面の間、以下の通りに変更することとします。

#### 【マスク着用義務の強化】

◆ 会場内では、ショット時を除いて、マスクを着用する。(スポーツマスク、ウレタンマスクも可)

\*本戦、練習ラウンド、プロアマ大会、予選会等すべて

◆ キャディは、常にマスクを着用する。(同上)

◆ ラウンド中の選手・キャディ・同伴競技者同士の会話を必要最小限にする。

◆ 喫食、給水等でマスクを外す場合には、発話をせず、人との距離を1m以上確保する。

◆ 熱中症、酸欠状態の観点から、息苦しさを感じた場合には一時的に鼻だけを出して呼吸を整えてください。

#### 【期間】

緊急事態宣言発令期間

#### 【目的】

◆ 感染症にかからない。

◆ 濃厚接触者にならない(濃厚接触認定の可能性をゼロにする)。

◆ 大会を中断せず継続することを目指すため。

ゴルフ関連5団体新型コロナウイルス対策会議

#### 【ゴルフ関連5団体 医療アドバイザー 東邦大学 炭山 嘉伸 理事長より】

トーナメントを継続するためには、自分自身が感染者にならないこと、人に感染させないことが最重要ポイントになります。トーナメントを止めないためには、自治体の保健所等の許可が必要で、そのためにはゴルフ界全体がきちんと対応していることを示すことが重要です。現在、猛威をふるい始めている変異ウイルスは、感染力が非常に強く、重症化になりやすい性質を持っています。クラブハウス内はもちろん、プレー中もショット、パット以外のときには極力マスクを着用するようにしてください。またキャディさんも同様にコース内でもマスクの着用をお願いするようにしてください。今一度、普段からの検温ならびに体調チェック、そして行動変容(3蜜を避ける、マスク着用、フィジカルディスタンスの確保、手洗い、うがいの励行、換気)、ゴルフ場以外においても大人数での食事を避けるよう徹底しておくべきでしょう。

## 【参考】

### オンサイト検査導入について

有事の際には、感染を拡大させないため、また大会をスケジュールに予定通りに開催・継続するための初動対応として、オンサイト検査(抗原定性検査)の導入を推奨いたします。

但し、選手本人に対しての導入是非につきましては、選手の出場権、年間の成績等において公平を担保しなければならず、ゴルフ協会ごとの判断となること。特別規定等による定めが優先される。

\*使用するキットについては、認証を受けているものをお使いください。

認証されていない製品は、検査キットとしては相応しくありませんので使用しないでください。

#### ■オンサイト検査の定義

ゴルフ協会及び主催者が定める大会公式検査とは別に、大会当日に薬事承認を得た抗原定性検査キットを用いて、会場にて追加的に行う検査をいう。

#### ■導入の目的

大会に関与する者の中で陽性者が出た場合や、感染の可能性がある症状が出た場合には会場にて速やかに抗原定性検査を行い、判定結果を参考に、感染の可能性がある者を特定し、即時に適切な隔離措置を行うことで、感染の拡大を抑えながら安定的に試合を開催することを目的とする。

また、高齢者施設等で大規模化したクラスターの特徴としては、感染者の発生時における対応の遅れが見られていることから、早急に検査を行うことは、感染拡大を防ぎ、大会実施運営機能を低下させないことが期待される。

#### ■抗原定性検査の評価 (令和3年5月6日 諮問委員会資料として政府専門家分科会(中島・和田・小坂・小林・脇田・尾身各氏)から提言された「抗原定性検査を活用した検査戦略案\_たたき台」より抜粋)

○抗原定性検査の性能 特異度、敏感度、簡便性 に関するエビデンスが蓄積してきており、供給量も増加してきた。

○抗原定性検査は専用設備が不要で判定が迅速に行える。

○抗原定性検査の感度についてはPCR検査よりも低いものの、二次感染を生じさせるリスクの高い陽性者を見つける上では有効であり、ウイルス量が多い場合には感度が高い。

○本戦略は、現在実施しているモニタリング検査及び行政検査に代わるものではなく、補完するものである。

○保健所による濃厚接触指定が試合に間に合わない場合は、独自の基準で暫定的な濃厚接触疑い者の特定作業を行うこと。

※濃厚接触の可能性のあるものに感染が広がっていないかを確認する検査として、実施が推奨される。

○本戦略によって、対策をより早く打ちクラスターの大規模化を防止する。

## ■自主スクリーニング検査と併用する場合

- 自主スクリーニング検査を行う場合には、PCR 検査もしくは抗原定量検査での実施を推奨するが、大会関係者に発熱者や倦怠感やのどの痛み等軽い症状を有する者（軽症状者）に対する場合など、PCR 検査等の受検に時間を有する場合や、経過観察指示等により判明に時間がかかる場合など、オンサイト検査用として抗原定性検査キットを緊急的に併用することが最善である。（事前のスクリーニング検査をしていない場合にも、緊急的な対応としての実施を推奨）
- 自主スクリーニング検査を実施した場合も、陽性感染者が確認された場合には、保健所による濃厚接触者の特定への協力を行うこと。
- 保健所による濃厚接触指定が試合に間に合わない場合は、独自の基準で暫定的な濃厚接触疑い者の特定作業を行うこと。

## ■戦略・方法

- (1) 基本的には、毎日の検温や毎日健康状態の確認が原則である。
- (2) 複数の軽症状者が確認された場合には、大会で手配する医師又は委託された医療機関が抗原定性検査を実施し、その結果、陽性者が発見された場合（※1）には、大会関係者において広範囲にPCR 等検査を実施（※2）するような方法をとる。
  - ※1：必要な場合には確認のための PCR 検査の再確認も実施
  - ※2：検査を行う際には、濃厚接触者が生じやすい環境等を幅広く特定し、検査対象の範囲を広くとり、迅速に実施する。
- (3) 疑い症状などへの対応  
問診票に示す諸症状がある場合に、オンサイト検査の実施を検討
- (4) 事態対応
  - 遠征先のホテルで発熱した。
  - 家族・同居人又は同行者が陽性になった。
  - 家族・同居人が濃厚接触者になった。
  - 数日前に会食した人が陽性になったとの連絡があった。
  - 家族・同居人が濃厚接触者に指定された
  - 配偶者〔子供〕が検査を受ける場合。同僚〔同級生〕が陽性になった場合。  
家族・同居人が体調不良で PCR 検査を受検する場合。

\*検査は、正しく理解し、適正に運用することが大切です。管轄ゴルフ協会とも、良く相談の上で運用を検討してください。

参考) 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症検査について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00132.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00132.html)

参考) 各検査の特徴

新型コロナウイルス感染症 病原体への指針より（厚生労働省）

[COVID-19 病原体検査の指針 v3\\_1\\_初.indd \(mhlw.go.jp\)](#)

<抗原検査とPCR検査の違い>

| 検査種類    | 抗原検査(定性)            | 抗原検査(定量)                  | PCR検査                     |
|---------|---------------------|---------------------------|---------------------------|
| ○検べるもの  | ウイルスを特徴づけるたんぱく質(抗原) | ウイルスを特徴づけるたんぱく質(抗原)       | ウイルスを特徴づける遺伝子配列           |
| ○精度     | 検出には、一定以上のウイルス量が必要  | 抗原検査(定性)より少ない量のウイルスを検出できる | 抗原検査(定性)より少ない量のウイルスを検出できる |
| ○検査実施場所 | 検体採取場所でする           | 検査機器等を要する                 | 検査機器等を要する                 |
| ○判定時間   | 約40分                | 約30分                      | 数時間                       |

<症状の有無と検査方法>

| 検査の対象者 | PCR検査(LAMP法含む) |    |    | 抗原検査(定量) |    |    | 抗原検査(定性) |    |    |
|--------|----------------|----|----|----------|----|----|----------|----|----|
|        | 鼻咽頭            | 鼻腔 | 唾液 | 鼻咽頭      | 鼻腔 | 唾液 | 鼻咽頭      | 鼻腔 | 唾液 |
| 有症状者   | 発症から9日目以内      | ○  | ○  | ○        | ○  | ○  | ○        | ○  | ×  |
|        | 発症から10日目以降     | ○  | ○  | ×        | ○  | ○  | ×        | △  | ×  |
| 無症状者   | ○              | ×  | ○  | ○        | ×  | ○  | ×        | ×  | ×  |

※1 発症2日目から9日目以内の使用 ※2 陰性の場合2鼻咽頭PCR検査等を実施

<検体採取の例>



表3 各種検査の特徴

| 新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査 |            |   |           |           |  |           |           |   |           |    |
|----------------------|------------|---|-----------|-----------|--|-----------|-----------|---|-----------|----|
| 検査の対象者               |            | 核酸検出検査  |           |           | 抗原検査(定量)   |           |           | 抗原検査(定性)  |           |    |
|                      |            | 鼻咽頭   | 鼻腔*       | 唾液        | 鼻咽頭  | 鼻腔*       | 唾液        | 鼻咽頭   | 鼻腔*       | 唾液 |
| 有症状者<br>(症状消退者含む)    | 発症から9日目以内  | ○   | ○         | ○         | ○  | ○         | ○         | ○   | ○         | ×  |
|                      | 発症から10日目以降 | ○   | ○         | —<br>(※3) | ○  | ○         | —<br>(※3) | △<br>(※2)   | △<br>(※2) | ×  |
| 無症状者                 |            | ○   | —<br>(※3) | ○         | ○  | —<br>(※3) | ○         | —<br>(※4)   | —<br>(※4) | ×  |
| 想定される主な活用場面          |            | <ul style="list-style-type: none"> <li>検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるため、保健所、地方衛生研究所、国立感染症研究所等の検査専門施設や医療機関を中心に実施。</li> <li>大量の検体を一度に処理できる機器や操作が簡便な機器など幅広い製品があるため、状況に応じた活用が重要。</li> </ul> |           |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>検査機器等の配備を要するものの、現在供給されている検査機器は、新型コロナウイルス感染症にかかる検査以外にも、通常診療で実施される様々な検査に活用できるため、検査センターや一定規模以上の病院等において活用。</li> <li>無症状者に対する唾液を用いた検査を空港検疫等で活用。</li> </ul> |           |           | <ul style="list-style-type: none"> <li>目視による判定または小型の検査機器を用いて、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明する。</li> <li>現状では対象者は発症初日から9日目の有症状者の確定診断に用いられるため、インフルエンザ流行期等における発熱患者等への検査に有効。</li> </ul> |           |    |

- ※1: 有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。
- ※2: 使用可能だが、陰性の場合臨床像から必要に応じて核酸検出検査や抗原定量検査を行うことが推奨される。(△)
- ※3: 推奨されない。(—)
- ※4: 確定診断としての使用は推奨されないが、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際にスクリーニングに使用することは可能。ただし、結果が陰性の場合でも感染予防策を継続すること、また、結果が陽性の場合であって医師が必要と認めれば核酸検出検査や抗原定量検査により確認すること。
- \*: 引き続き検討が必要であるものの、有用な検体である。

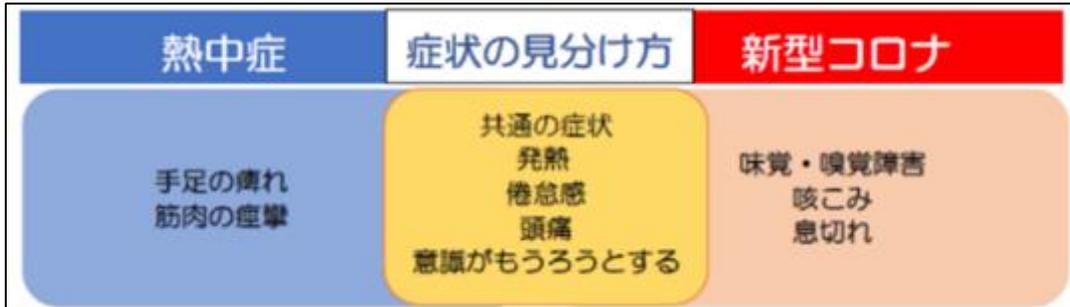
## 【検証】

### 熱中症と新型コロナウイルス感染症の見分け方に関して

**-自己判断はせず、必ず医師、保健所等の判断に従ってください-**

新型コロナウイルス感染症と熱中症、どちらも体温上昇や息苦しさ、倦怠感があるため、新型コロナウイルスと熱中症の初期症状は見分けが難しいと言われています。

### 【症状の見分け方（「熱中症」と「新型コロナウイルス感染症」との主症状の比較）】



新型コロナウイルスによる症状は「感染症」であるのに対し、熱中症は「環境障害」である点に大きな違いがあります。また、新型コロナウイルスは人と人との接触によって感染します。一方、熱中症は気温や湿度が高くなる時期など、一定の環境下で起こります。

たとえば夜間に冷房をつけずに眠っていた、炎天下の中で水分補給などをせずに作業をしていたなどがあれば熱中症の可能性も考慮するとのことですので、発症の状況にヒントがあると言われています。

ただし、自己判断は禁物です。どのような場合であっても、まずは医療機関などに相談し、医師の判断を仰ぐことが大切です。

### 【熱中症の症状】

熱中症の症状で代表的なものは、以下になります。

- ・高体温
- ・めまいや立ちくらみ
- ・手足のしびれ
- ・筋肉の痛み(こむら返りなど)
- ・頭痛
- ・吐き気や嘔吐
- ・倦怠感
- ・返事を返せなくなる
- ・意識が遠のく
- ・体が痙攣する

熱中症は、場合によっては死に至ることもあります。そのため日ごろの対策が欠かせません。少しでも異変を感じたら、水分を摂取する。涼しい部屋に移動するなど対策が必要です。

### 【新型コロナウイルスの症状】

新型コロナウイルスの場合、個人差はありますが以下のような症状があらわれます。

- ・発熱
  - ・倦怠感
  - ・頭痛
  - ・筋肉の痛み
  - ・寒気や悪寒
  - ・のどの痛み
  - ・咳
  - ・味覚や嗅覚の異常
- など

※感染していても症状があらわれない方も多くいます。

### 【新型コロナ感染防止と熱中症予防のポイント】

熱中症になる原因をよく理解して

熱中症にならないように、させないように、環境の整備、休憩等の仕組みを整える。

クラブハウスに入らない業務をする人は、PCR検査を受けていないことも多いと思います。

更に屋外での業務をする方も多いため、熱中症になる確率も高くなってしまいます。コロナ感染の両方を疑うことになり、濃厚接触疑いなどで、試合継続に支障がでてしまうこともあります。

いかなる上でも試合を継続するためには、濃厚接触をしない、ウイルスを伝播させないことが重要です。

### ●新型コロナ対策と熱中症予防 社会福祉法人恩賜財団済生会 コロナに負けない生活参照

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p><b>定期的にマスクを外す</b></p>  <p>10分に1回、1分ほど外し、水分補給</p>        | <p><b>エアコンと換気</b></p>  <p>30分に数分程度換気をする</p>              | <p><b>暑さに慣れる</b></p>  <p>暑さに慣れるため適度に運動する</p>      |
| <p><b>こまめな水分補給</b></p>  <p>1日1.2～1.5リットルを目安に6～8回に分けてとる</p> | <p><b>食事をしっかりとる</b></p>  <p>筋肉をつくるタンパク質を含んだバランスのいい食事</p> | <p><b>十分な睡眠で休養</b></p>  <p>6時間程度の睡眠をとり身体を回復させる</p> |

## 【熱中症の分類と症状】

| 分類    | 症 状   | 症状から見た診断         | 重症度   |
|-------|---|------------------|---|
| I 度   | めまい・失神<br>「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともあります。<br>筋肉痛・筋肉の硬直<br>筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じます。<br>手足のしびれ・気分の不快                | 熱失神<br><br>熱けいれん |  |
| II 度  | 頭痛・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感<br>体がぐったりする、力が入らない等があり、「いつもと様子が違う」程度のごく軽い意識障害を認めることがあります。   | 熱疲労              |   |
| III 度 | II 度の症状に加え、<br>意識障害・けいれん・手足の運動障害<br>呼びかけや刺激への反応がおかしい、体にガクガクとひきつけがある(全身のけいれん)、真直ぐ走れない・歩けない等。<br>高体温<br>体に触ると熱いという感触です。<br>肝機能異常、腎機能障害、血液凝固障害<br>これらは、医療機関での採血により判明します。 | 熱射病              |   |

(日本救急医学会分類2015より)

## 【熱中症発症時の初期対策】

### 1. 涼しい場所に移動させる (日陰やクーラーの効いている場所)

### 2. 身体を冷却する

- ・衣服を脱がせたり、ベルトやネクタイ、下着は緩めると良い。
  - ・露出させた皮膚に冷水をかけて、うちわや扇風機などで扇ぐのも有効。
  - ・氷のうなどは、首の両脇、脇の下、大腿の付け根の前面に当てて皮膚のすぐ近くにある太い血管を冷やす。
- 軽度であれば、冷たく冷やしたペットボトルを握って冷やすことも効果的

### 3. 意識がはっきりしているなら、経口補水液を飲ませる。

経口補水液は、脱水によって失った水分と塩分などの電解質を素早く身体に取り入れ、保持してくれるもの。めまいや立ちくらみ、こむら返り、あるいは大量発汗など、熱中症の I 度の症状を感じたら、経口補水液を躊躇なく摂るべきです。

(参考；頭痛は、熱中症の II 度分類されています。)

摂り方のルール（経口補水療法）は、まず 50～150ml 程度をゆっくり飲んで、1～2 分間して、さらに 50～150ml をゆっくり自然に飲む感じ、その繰り返しで、症状が回復すれば、脱水症状の危機を脱することになる。

普段健康な人であれば、脱水状態によって身体が楽に感じるまで飲んで良い。

「呼び掛けや刺激に対する反応がおかしい」、「応えない(意識障害がある)」時には誤って水分が気道に流れ込む可能性があるため、無理に飲ませない。「吐き気を訴える」または「吐く」場合、口からの水分摂取は適切ではないため、医療機関での点滴等の処置が必要)

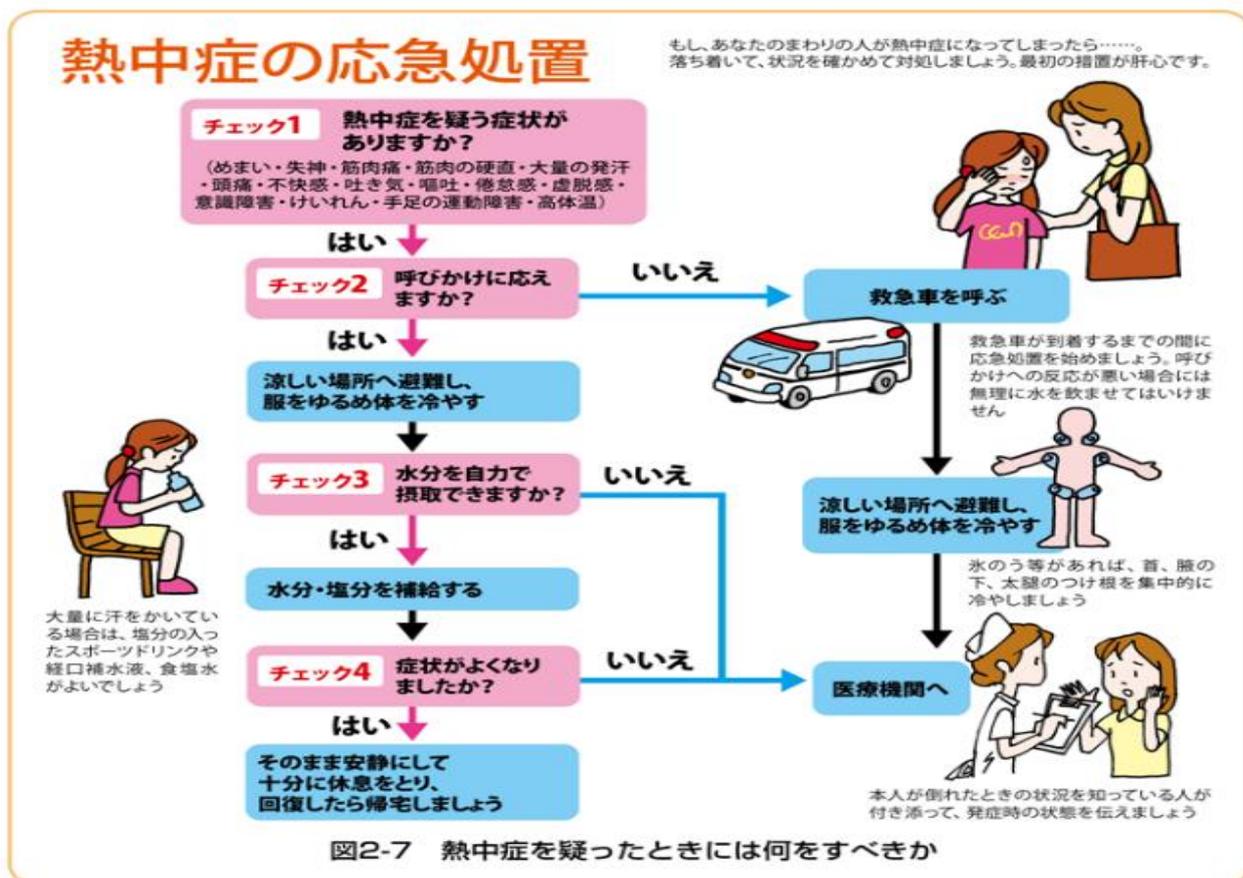
**\* マスク熱中症に注意**

- ・マスクを着用していることで、口腔内に熱がこもりやすくなっている。
- ・マスクをしたままだと、口喝の鈍化（マスク内の湿度が上がっていることで喉の渴きを感じにくくなる傾向になる。  
もともと喉の渴きに気づきづらい高齢者は、ますます気づきづらくなり、知らないうちに、脱水が進んでしまうこともある。
- ・マスクを外してはいけないという思いが、無意識に水分補給を避けてしまうこともあるので、人との距離が保てる時には、マスクの脱着を積極的に行うようにすること。

**\* 熱中症アラート**

令和3年4月から、熱中症予防に関する情報「熱中症警戒アラート」の発信が開始されました。熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごと（※北海道、鹿児島、沖縄は府県予報区単位）に発表されます。熱中症アラート発表時には、普段以上に「熱中症予防行動」を実践してください。業務管理者は、程度の休憩時間の設定や、ユニフォーム着用規則の緩和、給水体制の強化等を心がけてください。

**\* 応急処置**



出典：環境省「熱中症環境保健マニュアル2018」p.24

## 【まとめ】

新型コロナウイルスと熱中症では、発熱や倦怠感といった、似たような症状があらわれます。そのため単純に症状や見た目などで見分けることは難しいです。

しかし、症状は熱中症の方が急速に悪化していきます。重症化すると、最悪の場合は意識障害になり、死に至ることもあります。暑い時期に体調不良になった場合は、新型コロナウイルスだけではなく熱中症の可能性も考慮しながら行動することが大切です。

熱中症の可能性があっても、受診前は事前にかかりつけ医などに相談を体調不良になった時の気温が高かった、水分をほとんどとっていなかったなど、熱中症になりそうな条件がそろっていたとしても、受診前には必ずかかりつけの医師や、「受診・発熱センター（帰国者・接触者センター）」に指示を仰ぐようにしましょう。

熱中症や新型コロナウイルス感染症、どちらも心配があるなかで、絶対に「自分で判断しないこと」、必ず「医師の判断に従うこと」が重要です。

問診の際、医師に体調不良になった時の状況を説明する必要があります。

たとえば、冷房の有無や水分の摂取状況、最近接触した人や訪れた場所などをできるだけ多く説明できるようにしておきましょう。

夏は通常の熱中症対策に加えて、新型コロナウイルスへの感染対策に気を配る必要があります。それぞれ十分に気を付けつつ、体調に不安があればすぐに相談するようにしてください。

新型コロナウイルス感染症にかからないための防疫対策を、個人においても、組織においても引き続き徹底することが重要です。

熱中症につきましても、熱中症にならない、ならせない対策がとても重要です。

新型コロナウイルス感染症を疑い、試合を中断したが、熱中症であったという判断結果も、大会にはとても大きな支障や損害を与えます。

そのためにも、熱中症にならない準備を、徹底することが重要です。

例)・フィジカルディスタンスを前提にマスクを外すこと。

- ・こまめな水分補給をできるような準備や業務ローテーションの整備
- ・熱中症アラート発令や、暑さ指数（WBGT）により、キャディビブスや、スタッフウェアの脱衣の奨励。脱衣しやすいルールの緩和（例：キャディビブスはキャディバックにかける等）
- ・日傘持参の奨励
- ・クールスポット等の設置や、氷等の手配 等

## ● 運動に関する指針

| 気温<br>(参考) | 暑さ指数<br>(WBGT) | 熱中症予防運動指針          |   |
|------------|----------------|--------------------|---|
| 35°C以上     | 31°C以上         | 運動は原則中止            | 特別の場合以外は運動を中止する。<br>特に子どもの場合には中止すべき。  |
| 31～35°C    | 28～31°C        | 厳重警戒<br>(激しい運動は中止) | 熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。<br>10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。<br>暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。 |
| 28～31°C    | 25～28°C        | 警戒<br>(積極的に休憩)     | 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。<br>激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。                                |
| 24～28°C    | 21～25°C        | 注意<br>(積極的に水分補給)   | 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。<br>熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。                               |
| 24°C未満     | 21°C未満         | ほぼ安全<br>(適宜水分補給)   | 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。<br>市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。                             |

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

## ● 日常生活に関する指針

| 温度基準<br>(WBGT)     | 注意すべき<br>生活活動の目安  | 注意事項  |
|--------------------|-------------------|---|
| 危険<br>(31°C以上)     | すべての生活活動でおこる危険性   | 高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。<br>外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。 |
| 厳重警戒<br>(28～31°C※) |                   | 外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。                          |
| 警戒<br>(25～28°C※)   | 中等度以上の生活活動でおこる危険性 | 運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。                       |
| 注意<br>(25°C未満)     | 強い生活活動でおこる危険性     | 一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。                  |

※(28～31°C)及び(25～28°C)については、それぞれ28°C以上31°C未満、25°C以上28°C未満を示します。  
日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」(2013)より

## 熱中症に関する参考文献

### ●熱中症環境保健マニュアル

[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness\\_manual\\_full.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf)

環境省 2018 年

### ●夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン

[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/gline/heatillness\\_guideline\\_full.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/gline/heatillness_guideline_full.pdf)

環境省 2020 年 3 月改訂

### ●「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_coronanettyuu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

厚生労働省

### ●令和 2 年度の熱中症予防行動について（周知依頼）

環境省・厚生労働省(令和 2 年 5 月 26 日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000633494.pdf>

### ●令和 2 年 8 月 10 日～8 月 16 日までの全国の暑さ指数(WBGT)の観測状況 及び熱中症による救急搬送人員数と暑さ指数(WBGT)との関係について（環境省）

[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/R02\\_heatillness\\_report\\_15.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/R02_heatillness_report_15.pdf)

### ●暑さ指数(WBGT : Wet Bulb Globe Temperature)

[https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt\\_data.php](https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php)

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
  - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
  - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク**を着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
  - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。  
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
  - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**  咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）  身体的距離の確保
- 「**3密**」の**回避（密集、密接、密閉）**
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を  
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

## 【参考】感染防止対策 啓蒙サイン(例)

### ■標語：例) 5つの『Keep』

|                        |            |
|------------------------|------------|
| Keep Wearing the Mask! | 常にマスクを着用する |
| Keep Cleaning Hands!   | きれいな手を保つ   |
| Keep Distance!         | 距離を保つ      |
| Keep Quiet!            | 常に静かにする    |
| Keep Health & Safety!  | 健康と安全を保つ   |

### ■ピクト：厚生労働省：ピクトグラム（使用可能）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

### ■ポスター類：内閣官房／厚生労働省等でダウンロードができます（使用可能）

### 感染リスクが高まる「5つの場面」

#### 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、言葉が乱暴し、大きな声になりやすい。
- 特に教団などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



#### 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、宴席のほしごちなどは、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、密閉ばり以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



#### 場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、慶楽ラオクなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



#### 場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の廊下やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



#### 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



## 新型コロナウイルス感染症対策 10 箇条 (案)

- 1、すべての参加者は、個人防衛に努めること。
- 2、すべての参加者は、集団防衛を遵守すること。
- 3、濃厚接触者にならないこと、作らないこと、会場に入れないこと。
- 4、発熱や体調に異常がある場合は、絶対に会場に向かわないこと。
- 5、業務負担やサービスが低下するより、会場にウイルスを持ち込む  
ほうが、大会の継続が困難になることを理解すること。
- 6、管理者は休みやすい環境、報告しやすい環境を作っておくこと。
- 7、業務が停止しないように、常にフォローアップ体制を作ること。
- 8、体温計／健康保険証を全員が携帯すること。
- 9、大会を継続するために、全員が正直であること。
- 10、大会を継続するために、絶対にクラスターを発生させないこと。